

令和 2 年 度

業務実績報告書及び自己評価書

令和 3 年 6 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 法人の基本情報	4
(1) 法人の概要	4
①目的	4
②業務内容	4
③沿革	4
④設立経緯	4
⑤設立根拠法	5
⑥主務大臣	5
⑦組織図	5
(2) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地	6
(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額	6
(4) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	7
(5) 常勤職員の数	8
3. 財務諸表	9
(1) 要約した財務諸表	9
①貸借対照表	9
②行政コスト計算書	9
③損益計算書	9
④純資産変動計算書	10
⑤キャッシュ・フロー計算書	10
(2) 財務諸表の科目	11
4. 財務情報	13
(1) 財務諸表の概要	13
①貸借対照表	13
②行政コスト計算書	13
③損益計算書	13
④純資産変動計算書	13
⑤キャッシュ・フロー計算書	13
⑥セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）	15
⑦セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）	16
⑧目的積立金の申請、取崩内容等	17
⑨行政コスト計算書の経年比較・分析（内容・増減理由）	17
(2) 重要な施設等の整備等の状況	18
(3) 予算及び決算の概要	19
(4) 経費削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況	20

5. 事業の説明	21
(1) 財源の内訳	21
(2) 財務情報及び業務実績の説明	21
(3) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	22
①業務の見直し	22
②業務・事務の効率化	22
③給与水準の適正性	25
④調達合理化等	25
⑤内部統制の充実・強化	27
⑥運営費交付金の算定について	28
業務の見直し等に関する自己評価	30
(4) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	34
①国民世論の啓発	34
ア 北方領土返還要求運動の推進	34
北方領土返還要求運動の推進に関する自己評価	51
イ 青少年や教育関係者に対する啓発	54
青少年や教育関係者に対する啓発に関する自己評価	70
ウ 国民一般に対する情報発信	73
国民一般に対する情報発信に関する自己評価	79
国民世論の啓発に関する自己評価	80
②四島交流事業	81
ア 訪問事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルの整備	81
イ 北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の改修	81
ウ 新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達	82
北方四島との交流事業に関する自己評価	83
③調査研究事業	84
ア 北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業	84
イ 教育現場における北方領土教育に関する実態調査	85
ウ 調査研究結果の引用・利活用	87
北方領土問題等に関する調査研究に関する自己評価	88
④元島民等の援護	89
ア 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援	89
イ 自由訪問に対する支援等	91
元島民等の援護等に関する自己評価	91
⑤北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	93
ア 相談件数の増加	93
イ 関係金融機関との連携強化	94
ウ 利用者ニーズの把握等	95

エ 融資事業の適切な維持・継続	95
オ 法人資金の停止	96
北方地域旧漁業権者等に対する融資事業に関する自己評価	97
6. 事業等のまとめりとごとの予算・決算の概況	104
7. その他	105
(1) 短期借入金の限度額	105
(2) 不要財産等の処分	105
(3) 重要な財産の処分等	105
(4) 剰余金の使途	105
(5) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	105
①施設及び設備に関する計画	105
②人事に関する計画	105
ア 適正に応じた人員配置	105
イ 職員の能力向上のための研修への派遣	106
③中期目標期間を超える債務負担	109
④公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	109
その他に関する自己評価	110

1. 国民の皆様へ

北方領土問題は、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明した後にソ連軍が北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島をいう。）に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、さらには北方領土を一方的にソ連領に編入するなどし、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方領土を占拠し続けていることから生じています。これは領土という国家の基本に関わる問題であり、北方領土問題の解決は我が国の外交にとって最重要課題の一つとなっております。我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉とともに、国民の正しい理解と支援・協力が不可欠です。

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、このような観点に立ち、北方領土問題の解決の促進を図ること等を目的として、①北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、②日本国民と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業（以下「四島交流事業」という。）、③北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、④北方地域に生活の本拠を有していた者（以下「元島民」という。）に対する援護事業、⑤北方地域旧漁業権者や元島民等に対する事業の経営と生活の安定を図ることを目的とした融資事業を実施しています。

各分野における業務実績の詳細は「5. 事業の説明」に記載しましたが、令和2年度における主な活動等は、以下のとおりです。

（1）国民世論の啓発事業

- ① 全都道府県に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）や青少年、婦人、労働者等の全国組織を主要な構成員とする北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）等の関係団体が行う事業に対して支援を行っています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた多くの事業の縮小、中止を余儀なくされましたが、オンライン会議システム等の代替手段を用いた事業の実施を促し、それら事業に対して支援を行い、地域における返還要求運動の推進を図りました。

- ② 返還運動の後継者育成を目的に全国の青少年、教育関係者等に北方領土問題への理解と関心を深めてもらうための事業の実施及び支援を行っています。

令和2年度は、返還要求運動原点の地・根室市への現地視察及び対面での研修会等の実施は出来ませんでしたが、オンライン会議システム等を活用した研修会、北方領土オンラインゼミナール、北方領土問題に関するスピーチコンテスト等の事業を実施するとともに、全国に設置されている北方領土問題教育者会議の活動に対して支援を行いました。

- ③ 北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、各種啓発資料及び資料の製作、協会ホームページやSNSを利用して情報発信を行っています。

令和2年度は、啓発パネルの刷新やVRを使用した北方領土仮想体験コンテンツの作成など、若年層も含めた多くの国民が北方領土問題に触れる機会の提供に努めました。

(2) 四島交流事業

- ① 北連協、県民会議、教育関係者並びに中高生及び大学生を含む北方領土返還要求運動後継者を中心に構成する4回の訪問事業及び2回の受入事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、訪問団の派遣及び受入事業は中止しました。
- ② 北方四島交流等事業の重要性に鑑み、事業を安全かつ安定的に継続して実施していくため、新型コロナウイルス感染症対策として、安全対策マニュアルの整備、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の改修及び感染症感染予防装備品の調達を行いました。

(3) 調査研究事業

- ① 元島民や北方領土返還要求運動に係る貴重な資料の散逸や滅失を防ぎ、一元的に管理・活用することを目的とした「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」を3か年計画により開始しました。
- ② 北方領土教育の強化や若年層向け啓発活動の活性化に向け、教育現場における実態や要望等を把握するため、全国の国公立中学校（10,236校）を対象にインターネット調査を実施しました。

(4) 元島民に対する援護事業

- ① 公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）及びその各支部が行う署名活動等の返還要求運動、後継者育成事業、戦前の貴重な北方領土関連資料の収集及び整理事業に対して支援を行っています。

令和2年度は、後継者育成に向けた会議を書面で開催する等、千島連盟が新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で実施した事業に対して支援を行いました。

- ② 千島連盟が実施主体となって行う元島民等がふるさとを訪問する事業（いわゆる「自由訪問」）に対して支援を行っています。

令和2年度は、計7回の事業を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、全て中止となりました。訪問が叶わなかった代わりに訪問できなかった対象地の現状を取りまとめた資料を参加予定者及び関係機関に配付しました。

また、高齢化の進む元島民の身体的負担の軽減のため、日露両首脳の合意に

基づき平成 29 年より実施している航空機による特別墓参についても、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、北海道と千島連盟が共催で行った航空機による上空からの北方領土慰霊に対して支援を行いました。

(5) 融資事業

- ① 貸付決定状況は、根室管内の記録的不漁や新型コロナウイルス感染症の影響及び借入需要の減少等により対前年度比で減少となる、事業資金 28 件、生活資金 112 件、総額約 2 億 4,542 万円の実績となりました。
- ② 借入資格承継制度や融資制度の一層の周知及び利用促進のため、広報紙「札幌だより」やダイレクトメール 5 回の発送を行い、根室ではオンラインによる融資相談会を 3 日間実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から千島連盟の各地区支部総会が中止又は書面開催となり融資説明会を実施できなかったことや借入需要が減少したこと等により、融資相談件数は 365 件（第 4 期中期計画における融資相談件数目標：464 件）となりました。
- ③ 債権管理では、担保物件の競売成立による約 14 百万円の不良債権全額回収もあり、リスク管理債権比率が対前年度比で改善し 1.80%（令和 2 年度年度計画におけるリスク管理債権比率目標：2.11%）となりました。

なお、協会としては、これらの業務を実施していく上で、効率化に関する目標を定めて経費の削減・節約等を図っています。また、協会にて行う契約については、原則として一般競争入札を実施するとともに、「1 者応札、1 者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを検討し、真に競争性が確保されるよう努めました。

最後に、北方領土問題の解決は、我が国とロシア 両国間の最大の懸案事項であり、一日も早くこの問題が解決し、平和条約が締結され、真の友好関係が結ばれることが必要です。協会は、これからも北方領土問題等の解決の促進を図るために邁進していく所存ですので、今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

2. 法人の基本情報

(1) 法人の概要

① 目的

協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、元島民に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的としています。

また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第 2 条第 2 項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的としています。（独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。以下「協会法」という。）第 3 条）

② 業務内容

協会は、協会法の目的を達成するため以下の業務を行っています。

- ア 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発
- イ 四島交流事業
- ウ 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究
- エ 元島民に対する必要な援護
- オ ア～エの業務に附帯する業務
- カ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務

③ 沿革

昭和 44 年 10 月 特殊法人北方領土問題対策協会

平成 15 年 10 月 独立行政法人北方領土問題対策協会

④ 設立経緯

協会は、平成 15 年 10 月 1 日、特殊法人等改革の一環として廃止された特殊法人北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）を引き継ぐものとして、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）及び協会法に基づき、設立されました。旧協会は協会設立に伴い、解散し、旧協会の一切の権利及び義務は協会が承継いたしました。なお、協会は、通則法第 2 条に定める中期目標管理法人です。

《旧協会の概要》

旧協会は、昭和 44 年 10 月、北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、北方領土問題対策協会法（昭和 44 年法律第 34 号）に基づき、当時の「北方協会※¹」の業務全部及び「南方同胞援護会※²」の業務の一部を承継して設立されました。

※1 北方協会

北方地域旧漁業権者等法に基づき、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、これらの者の営む漁業その他事業とその生活の安定を図ることを目的として、昭和 36 年 12 月に設立されました。

※2 南方同胞援護会

昭和 32 年 9 月 1 日、南方同胞援護会法に基づき、沖縄・小笠原等南方地域に関する調査研究、啓もう宣伝、同地域の居住者の援護等を行うことを目的として設立されましたが、昭和 34 年の法改正により、北方地域を対象として同種の事業を行うこととされました。（昭和 48 年 3 月 31 日解散）

⑤ 設立根拠法

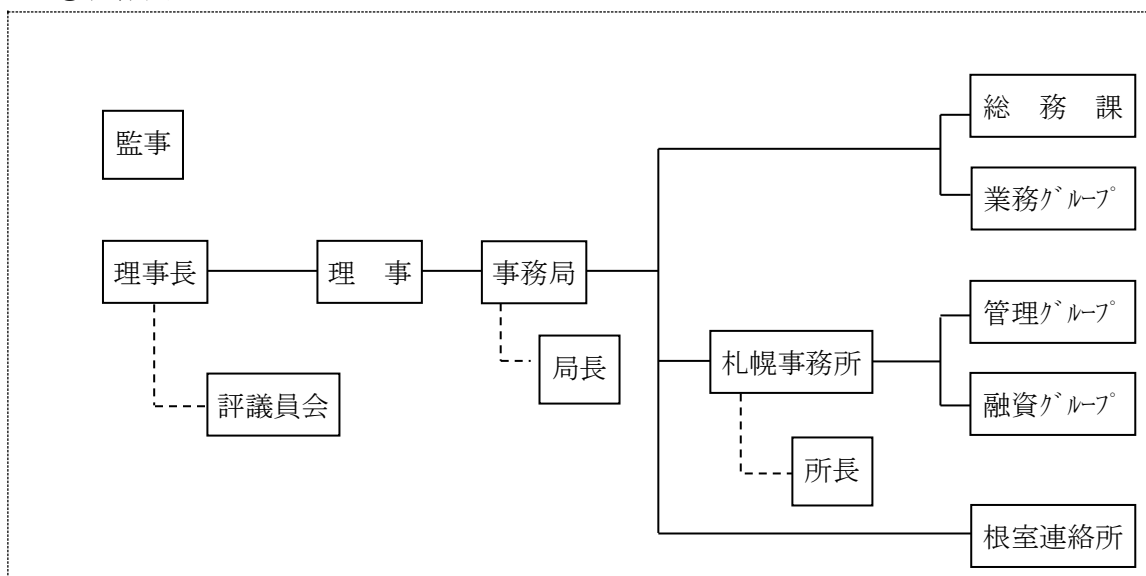
独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）

⑥ 主務大臣

内閣総理大臣（内閣府北方対策本部）

農林水産大臣（水産庁漁政部水産経営課）

⑦組織図



(2) 事務所（従たる事務所を含む）等の所在地

協会の組織については、協会法第4条により東京に主たる事務所（事務局）を置くほか、協会組織規程（平成15年10月1日施行）第2条により札幌事務所、根室連絡所を次のとおり置いています。

[東京事務局]

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル
TEL 03-3843-3630 FAX 03-3843-3631

[札幌事務所]

〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル
TEL 011-205-6121 FAX 011-205-6124

[根室連絡所]

〒087-0028 北海道根室市大正町2丁目12番地 千島会館内
TEL 0153-23-3501

(3) 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前年度末からのそれぞれの増減を含む）

（令和3年3月31日現在／単位：円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	256,069,521	0	0	256,069,521
資本金合計	256,069,521	0	0	256,069,521

(4) 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

協会の役員は、理事長のほか、常勤理事（１名）、非常勤理事（５名以内）及び監事（２名・非常勤）です。（協会法第６条）

非常勤理事は、協会の事業に関連の深い各分野等（外交、調査研究、広報、返還運動及び北海道代表）から選任し、専門の分野について協会の業務を分担し、理事長を補佐しています。

監事２名のうち１名は主に貸付業務関係を分担し、その勤務地は札幌事務所です。

役員名簿（令和３年３月３１日現在）

役職・担当	氏名	任期	経歴
理事長	諸 星 衛	自 平成 30 年 ４ 月 １ 日 至 令和 ５ 年 ３ 月 31 日	元(財)NHK インターナショナル理事長
理事(常勤)	山 谷 英 之	自 令和元年 10 月 １ 日 至 令和 ３ 年 ９ 月 30 日	前 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 付参事官(青年国際交流担当)
理事(非常勤) 返還運動関係	野 並 晃	自 令和 ３ 年 １ 月 １ 日 至 令和 ５ 年 12 月 31 日	公益社団法人日本青年会議所会頭
理事(非常勤) 調査研究(教育) 関係	赤 坂 寅 夫	自 令和元年 10 月 １ 日 至 令和 ３ 年 ９ 月 30 日	和洋女子大学講師(非常勤)
理事(非常勤) 外交関係	渡 邊 修 介	自 令和 ２ 年 １ 月 １ 日 至 令和 ４ 年 12 月 31 日	元 在アゼルバイジャン特命全権大使
理事(非常勤) 北海道関係	中 野 祐 介	自 令和元年 10 月 １ 日 至 令和 ３ 年 ９ 月 30 日	北海道副知事
監事(非常勤) 札幌事務所	越 前 雅 裕	自 平成 30 年 ８ 月 １ 日 至 令和 ４ 事業年度の 財務諸表承認日	公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター副会長兼専務理事
監事(非常勤) 東京事務所	鳥 山 亜 弓	自 平成 30 年 ８ 月 １ 日 至 令和 ４ 事業年度の 財務諸表承認日	弁護士、公認会計士

《役員会の開催状況》

回 数	開催月日	開催場所	議 題
第 1 回	R2. 11. 26～12. 4	書面開催	・ 令和 2 年度業務経過報告について ・ 令和元年度業務実績評価について ・ 令和 3 年度概算要求について
第 2 回	R3. 2. 4～12	書面開催	・ 令和 2 年度業務経過報告について ・ 令和 3 年度概算決定内示状況について
第 3 回	R3. 3. 22～29	書面開催	・ 令和 2 年度業務経過報告について ・ 令和 3 年度 年度計画(案)について ・ 令和 3 年度 事業計画(案)について

《評議員会の開催状況》

回 数	開催月日	開催場所	議 題
第 1 回	R3.3.22～29	書面開催	・令和2年度業務経過報告について ・令和3年度 年度計画（案）について ・令和3年度 事業計画（案）について

（５）常勤職員の数

常勤職員は令和2年度末現在22人（前年度末20人）であり、平均年齢は44.1歳（前年度末44.9歳）となっています。このうち、国からの出向者は3人です。

3. 財務諸表

(1) 要約した財務諸表

①貸借対照表（財務諸表P. 2～3）

（単位：千円）

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産	5,095,145	流動負債	864,093
現金及び預金	1,862,016	長期借入金（一年以内返済予定）	751,000
貸付金	3,199,156	預り補助金等	12,501
賞与引当金見返	18,577	未払金	71,570
その他	15,396	引当金（賞与引当金）	18,577
		その他	10,445
固定資産	525,171	固定負債	2,127,239
有形固定資産	310,685	資産見返負債	121,964
無形固定資産	18,452	長期借入金	1,848,500
投資その他の資産	196,033	引当金（退職給付引当金）	149,776
		その他	6,999
		負債合計	2,991,332
		純 資 産 の 部	
		資本金	256,070
		資本剰余金	968,024
		利益剰余金	1,404,890
		純資産合計	2,628,983
資産合計	5,620,315	負債純資産合計	5,620,315

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

②行政コスト計算書（財務諸表P. 4）

（単位：千円）

項 目	金 額
I 業務費用	1,051,211
損益計算書上の費用	1,051,211
II その他行政コスト	11,670
減価償却相当額	11,558
利息費用相当額	112
除売却差額相当額	0
III 行政コスト	1,062,881

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

③損益計算書（財務諸表P. 5）

（単位：千円）

科 目	金 額
経常費用	1,046,040
北方対策業務費	819,688
貸付業務費	14,238
一般管理費	187,112
財務費用	25,003
経常収益	1,464,934
運営費交付金収益	1,282,566
補助金等収益	96,899
自己収入等	30,696
その他	54,774
臨時損失	5,171
当期総利益	413,723

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

④純資産変動計算書（財務諸表P. 6）

（単位：千円）

	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	純資産合計
当期首残高	256,070	979,694	991,166	2,226,930
当期変動額				
その他行政コスト		△ 11,670		△ 11,670
当期総利益			413,723	413,723
当期末残高	256,070	968,024	1,404,890	2,628,983

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

⑤キャッシュ・フロー計算書（財務諸表P. 7）

（単位：千円）

項 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	809,920
北方対策業務費及び啓発支援費支出	△ 673,734
人件費支出	△ 238,475
貸付けによる支出	△ 447,840
その他業務支出	△ 58,897
運営費交付金収入	1,333,129
補助金等収入	117,784
貸付金回収及び利息収入	811,669
その他の収入等	16
利息の受取	108
利息の支払	△ 25,604
補助金等の精算による返還金の支出	△ 8,236
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,568
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 524,664
資金増加額	274,688
資金期首残高	587,328
資金期末残高	862,016

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

(2) 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、普通預金、定期預金等

貸付金：一般債権及び貸倒懸念債権から貸倒引当金控除後の残高

賞与引当金見返：中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる賞与引当金に見合う額

その他（流動資産）：事務所借料等の前払費用、未収利息等の未収収益等

有形固定資産：建物、構築物、車両運搬具、工具器具備品など協会が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

投資その他の資産：破産更生債権（貸倒引当金控除後の残高）、敷金及び保証金（事務所等の敷金）、退職給付引当金見返（中期計画または年度計画に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる退職給付引当金に見合う額）

長期借入金（流動負債）：一年以内返済予定の長期借入金

預り補助金等：令和2年度貸付事業費補助金の国庫返還金

未払金：期末において未払となっている債務及び社会保険料の事業主負担分等

引当金（賞与引当金）：期末決算日以降に支給される賞与のうち役職員の当期勤務期間に対応する部分の見積額

その他（流動負債）：未払利息等の未払費用、預り金、短期リース債務等

資産見返負債：運営費交付金及び補助金等で取得した資産の残存簿価

長期借入金（固定負債）：上記一年以内返済予定以外の長期借入金

引当金（退職給付引当金）：期末決算日現在における役職員の退職一時金の見積額

その他（固定負債）：資産除去債務、長期リース債務等

資本金：特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等

資本剰余金：協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金、事務所敷金

利益剰余金：一般業務勘定における中期目標期間中の利益及び特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された貸付業務勘定における積立金

② 行政コスト計算書

経常費用：一般業務勘定及び貸付業務勘定における業務に要した費用、給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経費、管理経費、受託業務費、財務費用（長期借入金等の支払利息）など

臨時損失：固定資産除売却損

その他の行政コスト：減価償却相当額（償却資産のうち、特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等の減価償却費）、利息費用相当額（資産除去債務の時の経過により発生する計算上の利息）、除売却差額相当額（特殊法

人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産
の除却時の残存簿価)

③ 損益計算書

北方対策業務費：一般業務勘定における業務に要した費用

貸付業務費：貸付業務勘定における業務に要した費用

一般管理費：給与、賞与、法定福利費、退職給付費用等役職員等に要する経
費、管理経費

財務費用：長期借入金等の利息の支払に要する経費

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち当期の収益として認識した
収益

補助金等収益等：国からの補助金のうち当期の収益として認識した収益

自己収入：貸付金から得た利息収入、預金利息、貸倒引当金戻入益、雑益

その他（経常収益）：資産見返負債戻入、賞与引当金見返・退職給付引当金見
返に係る収益

臨時損失：固定資産の除却損

④ 純資産変動計算書

当期首残高：今年度期首における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

当期変動額：その他行政コスト及び当期総利益の変動額

当期末残高：期末における資本金、資本剰余金、利益剰余金の残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：協会の通常の業務の実施に係る資金の
状態を表し、国からの運営費交付金、
補助金、貸付金の回収・利息等の収入、
業務の実施による経費や人件費等

投資活動によるキャッシュ・フロー：固定資産の取得による支出、定期預金
預入及び払戻

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入による収入、借入金返済による支
出、リース債務返済による支出

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和2年度末の資産残高は5,620,315千円となっており、その大宗は貸付金並びに現金及び預金となっています。負債残高は2,991,332千円となっており、その大宗は、貸付金の原資とするための長期借入金です。主に貸付業務勘定における貸付金残高が減少したことにより、負債が前年度比で452,254千円減(13.1%減)となっています。

純資産の残高は2,628,983千円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金968,024千円を有しておりますが、これは協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金等によるものです。

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用並びに減価償却相当額及び除売却差額相当額等のその他行政コストを合算した行政コスト総額は1,062,881千円となっております。

③ 損益計算書

経常費用は1,046,040千円、経常収益は1,464,934千円であり、当期純利益は413,723千円となっております。経常費用の主なものには、国民世論の啓発等を行うため北方対策業務費819,688千円、一般管理費187,112千円がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、入札差額、経費の節約を行うことにより、一般業務勘定において当期総利益は413,723千円となっています。なお、貸付業務勘定では、国から収支差補助を受けていることから、基本的には損益が生じない構造となっております。

④ 純資産変動計算書

資本剰余金が11,670千円減少していますが、これは固定資産の除却、減価償却等が主な要因となっております。利益剰余金は、一般業務勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、入札差額、経費の節約により当期総利益が413,723千円増加しています。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における貸付金回収による収入が貸付による支出を上回ったことが主な要因で809,920千円の資金増となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産等の取得による支出が主な要因で10,568千円の資金減となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは、貸付業務勘定における長期借入金の借入に対して返済が上回ったことが主な要因で524,664千円の減少となっております。

これにより2年度において、資金増加額が274,688千円となり、期末残高は、862,016千円となっております。

主要な財務データの経年比較

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	6,314,324	6,183,456	5,624,219	5,670,516	5,620,315
負債	4,161,690	3,784,292	3,522,152	3,443,586	2,991,332
純資産	2,152,634	2,399,164	2,102,067	2,226,930	2,628,983
行政コスト	—	—	—	1,563,704	1,062,881
行政サービス実施 コスト	1,274,094	1,235,576	1,274,760	—	—
経常費用	1,350,073	1,367,882	1,352,024	1,404,764	1,046,040
経常収益	1,518,774	1,532,891	1,498,453	1,546,017	1,464,934
当期総利益	168,360	259,039	146,396	138,841	413,723
業務活動による キャッシュ・フロー	259,719	414,507	△13,634	409,081	809,920
投資活動による キャッシュ・フロー	△3,672	△4,931	△27,474	△54,977	△10,568
財務活動による キャッシュ・フロー	△176,884	△262,979	△301,665	△124,055	△524,664
資金期末残高	553,457	700,053	357,280	587,328	862,016

(注)・業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの各年度の金額の差異は、貸付業務勘定における貸付実績の増減によるものが主な要因です。

- 平成 28 年度は、一般業務勘定における運営費交付金の収益化基準について、今年度から業務達成基準及び期間進行基準を採用したため、運営費交付金収益が増加したことにより、経常収益及び当期総利益が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 平成 29 年度は、中期目標期間最終年度であり、一般業務勘定において、運営費交付金債務の精算をしたことにより、経常収益及び当期総利益が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 平成 30 年度は、一般業務勘定において、固定資産の取得があったため、経常費用、経常収益が減少しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和元年度は、一般業務勘定において、固定資産の取得があったため、資産の増加、また、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。
- 令和 2 年度は、一般業務勘定において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生し、純資産が増加しました。また、貸付業務勘定における貸付金残高の減少により資産が減少し、長期借入金残高の減少により負債が減少しました。

⑥ セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理による事業損益のセグメント情報）

事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	168,700	165,009	146,428	141,252	418,894
国民世論の啓発	—	—	73,365	79,120	306,466
四島交流	—	—	35,578	38,220	△18,885
調査研究	—	—	1,409	△205	797
元島民等の援護	—	—	29,091	17,276	124,293
受託事業	—	—	△2,021	△1,406	13
一般業務勘定共通	—	—	9,005	8,248	6,210
貸付業務勘定	—	—	—	0	0
合 計	168,700	165,009	146,428	141,252	418,894

（注）・一般業務勘定において、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、入札差額の発生等に伴い、経常費用が減少したことにより、利益が発生しております。

- ・貸付業務勘定は、収支差を貸付事業費補助金として、国から受けているため利益は発生しません。

（区分経理による経常費用のセグメント情報）

一般業務勘定は 904,131 千円と、前年度比 353,429 千円の減（28.1%減）となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、入札差額の発生等に伴い、費用が減少したことが主な要因です。

貸付業務勘定の経常費用は 141,910 千円と、前年度比 5,295 千円の減（3.6%減）となっています。これは、貸付業務経費の減少が主な要因です。

経常費用の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：千円）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	1,192,569	1,222,671	1,207,863	1,257,560	904,131
国民世論の啓発	—	—	509,164	526,231	267,254
四島交流	—	—	262,304	290,502	343,657
調査研究	—	—	6,759	6,667	18,685
元島民等の援護	—	—	272,214	286,585	190,092
受託事業	—	—	75,543	72,182	—
一般業務勘定共通	—	—	81,879	75,392	84,443
貸付業務勘定	157,505	145,211	144,161	147,205	141,910
合 計	1,350,073	1,367,882	1,352,024	1,404,764	1,046,040

（注） 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(区分経理による経常収益のセグメント情報)

一般業務勘定は、1,323,025 千円、前年度比 75,788 千円の減 (5.4%減) となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により北方四島在住ロシア人の受入事業が中止となったことに伴い、政府受託収入がなくなったことが主な要因です。

貸付業務勘定の経常収益は、141,910 千円、前年度比 5,295 千円の減 (3.6%減) となっています。これは、貸付業務経費が減少し、これに対応する補助金等収益が減少したことが主な要因です。

経常収益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位: 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	1,361,269	1,387,680	1,354,291	1,398,812	1,323,025
国民世論の啓発	—	—	582,530	605,351	573,720
四島交流	—	—	297,882	328,722	324,772
調査研究	—	—	8,168	6,463	19,483
元島民等の援護	—	—	301,305	303,861	314,384
受託事業	—	—	73,523	70,775	13
一般業務勘定共通	—	—	90,884	83,641	90,653
貸付業務勘定	157,505	145,211	144,161	147,205	141,910
合 計	1,518,774	1,532,891	1,498,453	1,546,017	1,464,934

(注) 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

⑦ セグメント総資産の経年比較・分析 (内容・増減理由)

(区分経理による総資産のセグメント情報)

一般業務勘定の総資産は1,212,180 千円、前年度比 465,162 千円の増 (62.3%増) となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、入札差額の発生等に伴い、現金及び預金が増加したことが主な要因です。

貸付業務勘定の総資産は4,408,135 千円、前年度比 515,363 千円の減 (10.5%減) となっています。これは、貸付金残高が減少したことが主な要因です。

総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位: 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	718,253	879,514	643,576	747,018	1,212,180
国民世論の啓発	—	—	321,065	334,558	347,960
四島交流	—	—	17,356	25,211	18,798
調査研究	—	—	—	764	1,050
元島民等の援護	—	—	9,155	28,078	21,950
受託事業費	—	—	19,660	—	727
一般業務勘定共通	—	—	276,340	358,408	821,695
貸付業務勘定	5,596,070	5,303,942	4,991,026	4,923,498	4,408,135
調 整 額	—	—	△10,384	—	—
合 計	6,314,324	6,183,456	5,624,219	5,670,516	5,620,315

(注) ・ 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

- ・ 調整額は勘定間の債権、債務の相殺によるもの。

(区分経理による負債のセグメント情報)

一般業務勘定の負債は 293,162 千円、前年度比 63,109 千円の増 (27.4%増) となっています。これは、未払金が増加したことが主な要因です。

貸付業務勘定の負債は 2,698,170 千円、前年度比 515,363 千円の減 (16.0%減) となっています。これは、長期借入金残高が減少したことが主な要因です。

負債の経年比較 (区分経理によるセグメント情報) (単位: 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	275,585	190,315	251,474	230,053	293,162
貸付業務勘定	3,886,105	3,593,977	3,281,061	3,213,533	2,698,170
調 整 額	—	—	△10,384	—	—
合 計	4,161,690	3,784,292	3,522,152	3,443,586	2,991,332

(注) ・ 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

- ・ 調整額は勘定間の債権、債務の相殺によるもの。

(区分経理による純資産のセグメント情報)

一般業務勘定の純資産は 919,018 千円、前年度比 402,053 千円の増 (77.8%増) となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこと、経費の節減等行ったことにより、当期総利益が発生したことが主な要因です。

なお、貸付業務勘定の純資産は 1,709,965 千円、前年度と同額です。

純資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報) (単位: 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般業務勘定	442,669	689,199	392,102	516,965	919,018
貸付業務勘定	1,709,965	1,709,965	1,709,965	1,709,965	1,709,965
合 計	2,152,634	2,399,164	2,102,067	2,226,930	2,628,983

⑧ 目的積立金の申請、取崩内容等

当該項目は該当なし

⑨ 行政コスト計算書の経年比較・分析 (内容・増減理由)

令和 2 年度の行政コストは 1,062,881 千円、前年度比 500,822 千円の減 (32.0%減) となっています。

なお、令和元年度から会計基準が改訂され、行政サービス実施コスト計算書から行政コスト計算書となっています。

行政コスト計算書

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
損益計算書上の費用	1,549,726	1,051,211
経常費用	1,404,764	1,046,040
臨時損失	144,962	5,171
その他行政コスト	13,977	11,670
行政コスト合計	1,563,704	1,062,881

[参考]

行政サービス実施コスト計算書の経年比較

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
業務費用	1,242,824	1,253,427	1,242,682
うち損益計算書上の費用	1,350,413	1,368,720	1,352,056
うち自己収入	△107,590	△115,294	△109,374
外減価償却相当額	14,019	12,403	12,253
損益外利息費用相当額	103	105	107
損益外除売却差額相当額	0	0	0
引当外賞与見積額	△1,482	△1,294	3,768
引当外退職給付増加見積額	17,565	△29,860	15,628
機会費用	1,066	795	221
行政サービス実施コスト	1,274,094	1,235,576	1,274,760

(注) 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(2) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

当該項目については該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

当該項目については該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

当該項目については該当なし

(3) 予算及び決算の概要

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	予 算	予 算	予 算	予 算	予 算	予 算
収 入	1, 516, 882	1, 516, 882	1, 517, 705	1, 517, 705	1, 576, 001	1, 576, 001
運営費交付金	1, 236, 096	1, 236, 096	1, 236, 096	1, 236, 096	1, 322, 111	1, 322, 111
施設整備補助金	—	—	—	—	—	—
貸付事業費補助金	153, 645	153, 645	157, 350	157, 350	144, 426	144, 426
貸付金利息収入	45, 860	45, 860	41, 672	41, 672	39, 540	39, 540
事業外収入	288	288	156	156	104	104
政府受託収入	80, 369	80, 369	81, 807	81, 807	69, 196	69, 196
参加費収入	624	624	624	624	624	624
償却債権取立益	—	—	—	—	—	—
その他の収入	0	0	0	0	—	—
支 出	1, 516, 882	1, 516, 882	1, 517, 705	1, 517, 705	1, 576, 001	1, 576, 001
北方対策事業費	1, 075, 594	1, 075, 594	1, 076, 003	1, 076, 003	1, 151, 138	1, 151, 138
貸付業務関係経費	100, 513	100, 513	92, 626	92, 626	82, 678	82, 678
一般管理費	40, 856	40, 856	40, 266	40, 266	39, 881	39, 881
人件費	219, 550	219, 550	227, 003	227, 003	233, 108	233, 108
施設整備費	—	—	—	—	—	—
受託業務費	80, 369	80, 369	81, 807	81, 807	69, 196	69, 196
区 分	令和元年度		令和 2 年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差額理由	
収 入	1, 581, 286	1, 530, 225	1, 585, 806	1, 465, 721		
運営費交付金	1, 321, 239	1, 321, 239	1, 333, 129	1, 333, 129		
施設整備補助金	—	—	—	—		
貸付事業費補助金	145, 362	108, 912	152, 837	105, 283	注 1	
貸付金利息収入	40, 433	28, 586	28, 336	27, 223	注 2	
事業外収入	105	106	105	69		
政府受託収入	73, 523	70, 775	70, 775	0		
参加費収入	624	606	624	0		
償却債権取立益	—	—	—	—		
その他の収入	—	1	—	16		
支 出	1, 581, 286	1, 395, 665	1, 585, 806	1, 055, 385		
北方対策事業費	1, 143, 739	1, 010, 572	1, 121, 512	741, 709	注 3	
貸付業務関係経費	84, 507	48, 947	79, 885	42, 900	注 4	
一般管理費	39, 501	42, 842	51, 956	38, 077		
人件費	240, 016	221, 123	261, 678	232, 700	注 5	
施設整備費	—	—	—	—		
受託業務費	73, 523	72, 182	70, 775	0		

(注 1) 短期・長期借入金利息の減少、貸倒引当金戻入益の計上等により収支差補助の
不用額発生による減

(注 2) 貸付実績が計画を下回ったことによる減

(注 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小、中止を余儀なくされたこ

- と、入札差額の発生等による経費の節約減
 (注 4) 短期・長期借入金の支払利息の減
 (注 5) 職員の入替わりによる減少

(4) 経費削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

① 経費削減及び効率化目標

当法人は、一般業務勘定において、当中期目標期間最終年度（令和4年度）における一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、前中期目標の最終年度（平成29年度）に対して7%削減することを目標としています。また、業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）は、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図ることを目標としており、令和2年度は予算の範囲内で事業を執行いたしました。

② 経費削減及び効率化目標の達成度合いを測る財務諸表等の科目（費用等）の経年比較

【一般管理費】

(単位：千円)

前中期目標期間終了年度		当中期目標期間					
金額	比率	30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率
26,689	100%	26,304	98.6%	25,924	97.1%	25,550	95.7%

(注) 比率は、前中期目標最終年度予算に対する割合

【業務経費】

(単位：千円)

区分	前中期目標期間					
	平成 28 年度			平成 29 年度		
	効 率 化 対象金額	金 額	比 率	効 率 化 対象金額	金 額	比 率
一般業務勘定	669,346	662,653	99.0%	699,845	692,846	99.0%
貸付業務勘定	16,445	16,280	99.0%	16,280	16,117	99.0%
区分	当中期目標期間					
	平成 30 年度			令和元年度		
	効 率 化 対象金額	金 額	比 率	効 率 化 対象金額	金 額	比 率
一般業務勘定	688,757	681,869	99.0%	709,918	702,818	99.0%
貸付業務勘定	—	—	—	—	—	—
区分	当中期目標期間					
	令和 2 年度					
	効 率 化 対象金額	金 額	比 率			
一般業務勘定	709,812	702,713	99.0%			
貸付業務勘定	—	—	—			

(注) 比率は効率化対象金額（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く）に対する割合

5. 事業の説明

令和2年度においては、主務大臣の令和元年度評価結果及び各種事業の総括等を踏まえ、第4期中期目標を達成するため、業務運営の効率化の推進を図りつつ、国民世論の啓発、四島交流事業、調査研究事業、元島民等の援護を行うとともに、北方地域旧漁業権者等法に基づく融資を実施しました。

(1) 財源の内訳

① 内訳（運営費交付金、補助金、借入金、債券発行等）

当法人の経常収益は1,464,934千円で、その内訳は、一般業務勘定運営費交付金収益1,282,566円（収益の87.6%）、貸付事業費補助金等収益96,899千円（同6.6%）、貸付金利息27,223千円（同1.9%）等となっています。

これを勘定別に区分すると、一般業務勘定は、運営費交付金収益等となっています。また、貸付業務勘定は、補助金等収益、貸付金利息等となっています。

また、協会法第14条第1項の規定に基づき、貸付業務に必要な資金に充てるため、内閣総理大臣、農林水産大臣の認可を受けて長期借入（令和2年度351,300千円、期末残高2,599,500千円）をしています。

② 自己収入の明細（自己収入の概要、収入先等）

当法人の一般業務勘定では、新型コロナウイルス感染症の影響により北方四島在住ロシア人の受入事業が中止になったことに伴い、外務省からの受託事業がなくなり、前年度比71,366千円、自己収入が減少しています。

当法人の貸付業務勘定の事業では、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通したことにより、貸付金利息27,223千円の自己収入を得ています。

(2) 財務情報及び業務実績の説明

① 一般業務勘定

国民世論の啓発事業（令和2年度267,254千円）及び調査研究事業（同18,685千円）の財源は、当該事業の目的である北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論啓発及び調査研究を行うことを目的として、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

また、四島交流事業のうち、訪問事業（同343,657千円）の財源は、四島在住ロシア人との相互理解を促進し、北方領土問題解決のための環境醸成を図ることを目的として、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

援護事業（同190,092千円）の財源は、当該事業の目的である元島民に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

上記事業の実施に必要な一般管理費及び人件費（同84,443千円）の財源は、

内閣府から交付された運営費交付金となっています。

② 貸付業務勘定

貸付業務の事業（令和２年度 14,238 千円）、財務費用である借入金等の支払利息（同 25,003 千円）、一般管理費及び人件費（同 102,669 千円）の財源（同 合計 141,910 千円）は、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図るため、内閣府から交付された補助金（同 96,899 千円）、貸付金利息（同 27,223 千円）、財務収益である受取利息（同 63 千円）等となっています。

（３）業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

① 業務の見直し

業務の見直しについては、協会の事業の有効性、費用対効果についての検証を行いました。検証の結果、街頭ビジョンを使用した啓発事業の見直し及び老朽化した広告塔の撤去を行い、若年層に北方領土問題について関心を持ってもらうことを目的に、当時の北方領土の暮らしの様子や自然を体験することができるVRコンテンツの作成事業及び北方領土イメージキャラクターの「エリオくん」のツイッターの新設を行い、国民一般、特に若年層に向けた情報発信の拡充を行いました。

効果的な事業実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与したことに加え、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事後的な確認を実施しました。

② 業務・事務の効率化

経費の効率化は、令和元年度予算額（709,812 千円・特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）から１％（7,099 千円）の効率化を図り、これに新規事業を加えた予算額となっています。

また、一般管理費（人件費、一時経費を除く）の効率化は、中期目標に基づき、令和元年度予算額から 374 千円の効率化を図りました。

中期目標、計画達成のため、以下の取組等を行いました。

ア 積み上げ方式による令和２年度予算の作成・執行管理

令和２年度予算については、前年度の事業内容の詳細な検討及び見直しを行い、より効果的、効率的な事業が実施できるよう事業毎に計数を積み上げています。また、その過程をとおして各職員の目的意識、コスト意識の向上に取り組んでいます。年度内の経費の管理について、主として各担当で行っ

ています。

《執行予算作成の手順》

令和 元年	12 月	政府予算の決定
令和 2 年	1 月	各担当において予算案の検討、作成
	2 月	取りまとめ係（総務課会計担当）に各担当案を提出
	3 月	① 取りまとめ係案の作成 ② 事務局長調整を経て事務局案を作成 ③ 事務局案を役員会で説明、理事長決裁により決定
	9・12 月	執行状況報告・予算の見直し

イ 役員会議・事務局（事務所）連絡会議の定例的な開催等

(ア) 役員会議

役員（理事長、理事等）の会議を定期的を開催することにより、役員主導による計画的、効率的な協会運営を行いました。

(イ) 東京事務局連絡会議及び幹部会

東京事務局では、原則として毎月 16 日に役職員による事務局連絡会議を開催しました。当会議は、東京事務局と札幌事務所の連携をより深めるため、オンライン会議システムを利用して札幌事務所の参加を得て実施しています。また、令和 2 年度においては、原則として毎月 16 日に理事長と管理職で幹部会を行うことで、計画的、効率的な事務・事業等の遂行を図りました。

なお、緊急事態宣言中は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から対面による連絡会議及び幹部会の開催を中止し、代わりにメール等による情報共有を行いました。

(ロ) 札幌事務所連絡会議

札幌事務所では、オンライン会議システムの使用等の新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を講じた上で、月 2 回役職員による連絡会議を、月 1 回役職員による資金繰会議を開催しました。連絡会議では、各担当の事務・事業の進捗状況、課題処理の現状等を確認し、資金繰会議では、資金繰実績や貸付実行の見通し、借入計画等を共有することにより、計画的、効率的な事務・事業等の遂行を図りました。

ウ 各種業務マニュアルの整備・活用

重複した事務作業の削減等を図ることにより、事業を効果的・効率的に実施するため、協会主要事業の企画、計画、準備、実施、総括等の作業手順を記したマニュアルの整備・活用を行いました。

エ ペーパーレス化の推進等

L A N システムによる全ての職員が利用可能なグループウェアの効率的な活用により各グループ及び各担当が作成する文書を共有化し、文書作成作業の軽減及び作業時間の短縮並びに文書の保管及び管理の充実を図りました。

協会内の連絡・通知については、電子メールの利用、また、関係団体等への文書配付については電子メール化の推進等により、用紙、通信費等の節約及び迅速な情報提供に取り組みました。

オ 節約の呼び掛け等

事務・事業の予算執行については、経費の節約・効率化を図りました。令和2年度においても返還要求運動の推進に当たっては、関係組織・団体が行う各種事業等への支援が大きな割合を占めているため、運動の後退を招かないように配慮しつつ、事業実施に際して、新型コロナウイルス感染症が拡大したことを踏まえ、オンライン会議システム等の利用を促進することによる会場費の節約や各種事業の効果的な統合などの事業経費の見直しなど、コスト削減に向け引き続き努力してもらうことを要請しました。基本的な啓発資料及び資材については、協会で一括調達し提供するなど経費節減を図りました。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。」とされていることを受け、共同調達の可能性について検討を行いました。協会内における調達案件の件数が少なく、それぞれの案件の規模も少額であるため、相手方法人と共同調達の可能性を検討しましたが実施には至りませんでした。引き続き、共同調達の可能性について検討を進めていきます。

カ 外部の関係機関等との連絡・連携の強化

協会の任務の一つは、返還運動を推進する県民会議、民間団体、関係機関等が実施する事業の方向付けや必要な支援を行うことにより、全国的な運動の推進を図ることです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から適宜会議を书面開催とし、また、事業のオンライン化等を通して、関係機関等との連携・協調を図りました。

《関係組織・団体等の連絡・連携》

項 目	名 称	参 加 者 等	協 会
県民会議関係	都道府県民会議代表者 全国会議	県民会議の代表	主 催
	都道府県推進委員 全国会議	推進委員	主 催
	ブロック幹事県会議	各年度のブロック幹事 県の県民会議代表	主 催
	ブロック連絡協議会	ブロック内の県民会議 代表	共 催
北 連 協 関 係	北連協総会	加盟団体	加盟団体

北 連 協 関 係	北連協幹事会	幹事団体	オブザーバー
全国大会関係 (2月7日・北方領土の日)	全国大会実行委員会	内閣府、北連協、 地方公共団体	オブザーバー

(注) 団体等の名称は以下のとおり。

- ・「県民会議」＝ 北方領土返還要求運動都道府県民会議の略称
- ・「北連協」＝ 北方領土返還要求運動連絡協議会の略称

③給与水準の適正化

役職員の給与は、政府の方針（人事院勧告等）に準じて、給与規程の改正を適宜行いました。

令和2年度における当協会職員給与水準と国家公務員給与水準の比較検証を行ったところ、年齢のみを勘案したラスパイレス指数では、国家公務員を100とした場合、当協会は100.6であり、国家公務員の給与とほぼ同水準となっています。

また、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び北海道札幌市に在勤していることから、東京都特別区及び北海道札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数を見ると94.6、学歴を勘案したラスパイレス指数では97.9、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では92.6であり、いずれも国家公務員より低い水準となっています。

なお、その検証結果を協会ホームページで公表いたしました。

また、役職員給与は、国の基準に基づき定めており、政府の方針を踏まえ見直しを行うとともに、福利厚生費についても規程に基づいた宿舍の事業者負担、法定に基づく健康診断など必要と認められる範囲においてのみ支出しています。

④ 調達の合理化等

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により策定した協会の「令和2年度調達等合理化計画」に基づき、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組みました。

ア 調達の実績と要因の分析

令和2年度の契約状況は、契約件数は17件、契約金額は214,277千円（単価契約含む）となりました。このうち競争性のある契約は14件（82.4%）、124,522千円（56.9%）、競争性のない契約は3件（17.6%）、89,755千円（41.9%）となりました。

なお、競争性のない契約は、平成30年度中に一般競争入札（総合評価落札方式）により複数年契約を締結し、3年目となる「令和2年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、「四島交流等事業に使用

する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」に基づく「北方四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の傭船・運航」における「令和2年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」及び「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」となっています。

また、1者応札、1者応募の状況について、14件のうち1件(7.1%)、5,500千円(2.6%)が該当案件となっています。本件については、参加希望のあったものから事情聴取を行うなど原因の分析を行い、令和3年度以降の改善に努めるとともに、今後も、できるだけ1者応札、1者応募とならないような取組を行い、真に競争性が確保されるよう努めます。

イ 重点的に取り組む分野

啓発施設に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入の拡大に努めることにしました。

なお、令和2年度においては、啓発施設に関する調達はありませんでした。が、「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」について、根室市立病院、根室市保健課などの専門的な知見が必要となることから根室市に事務委託し調達を行いました。令和3年度も、引き続き、コストの節減及び参入の拡大に努めてまいります。

1者応札、1者応募の改善については、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図りましたが、「北方領土啓発パネルの制作業務」が1者応札、1者応募の該当案件となりました。本件について、参加希望のあった者からの事情聴取の結果分析を踏まえ、企画期間、見積期間を更に十分確保するなど、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を徹底し、令和3年度以降の改善に努めてまいります。

ウ 調達に関するガバナンスの徹底

政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めました。令和2年度は、平成30年度中に一般競争入札(総合評価落札方式)により複数年契約を締結し、3年目となる「令和2年度における独立行政法人通則法第39条による財務諸表等の監査契約」、「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」に基づく「北方四島交流等事業使用船舶『えとぴりか』の傭船・運航」における「令和2年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」及び「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」の3件の随意契約がありました。

また、不祥事の発生の未然防止・再発を防止するための取組として、適切

な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に引き続き、取り組みました。

契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、会計事務の審査体制の整備等が適切に実施されるよう体制の整備を行っています。

また、協会にて契約及び支払を行う際には、受託事業者を監督・審査する各事業担当と支出を行う会計担当が事務処理の各段階において相互にチェックを行い、会計事務が適正に執行される審査体制をとっています。

これらに基づき、内部決裁により十分審査するとともに、監事からは、定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行い、その結果を理事長に報告するなど、審査体制の実効性が確保されるよう努めています。

なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを実施しております。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内においてチェックを受けています。

エ 契約監視委員会の活用

契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行いました。

⑤内部統制の充実・強化

内部統制に関し、コンプライアンスを実践することが重要であることから、その徹底を図るとともに、関係する法令及び内部規程等に関して、日常の業務において徹底して事務を推進するよう機会を捉えて役職員に引き続き注意喚起を行いました。

また、理事長、監事及び会計監査人とのディスカッション、意見交換等を行いました。

さらに、監事の機能強化に伴い、法人内部のガバナンスの強化に努め、コンプライアンス・内部統制の推進に取り組みしました。

ア 法人の長のマネジメント等の取組

(ア) 理事長によるリーダーシップ

協会は、常勤職員 22 名（令和 2 年度末現在）と小規模な組織であるため、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起しています。また、定例の役員も出席する事務局（事務所）会議や幹部会などを通じて、常日頃より理事長が組織運営方針等を役職員に伝えるとともに、現状をモニタリン

グするなど、常に理事長がリーダーシップを発揮できる環境づくりに努めています。

(イ) ミッション達成に向けた取組

協会のミッションについては、協会法に明確に定められており、このミッションに向けて各職員が励行するよう促すとともに、常に協会法に基づき業務を実施するよう、周知徹底に努めています。

(ウ) アクションプランの設定

中期計画（5年間）と毎年度設定する年度計画を事業毎に細分化したアクションプランを設定しています。これらのプランの実施に際しては、業務全般については総務担当が、会計業務については会計担当がモニタリングを実施し、必要に応じ経過を把握しています。

中期計画等の策定方針、進捗管理体制、進捗状況のモニタリング等を規定する「中期計画等の策定及び評価に関する規程」に基づく「中期計画等進捗管理及び評価委員会」を活用し、中期計画の進捗状況把握及び検証を行っています。

(エ) 内部統制の現状の把握

理事長は、内部統制の現状について、事務局長から定期的に報告を受けています。また、事務局長は、各課等の責任者から定期的に内部統制の現状等の報告を受ける仕組みとしています。

なお、理事長は、会計監査人及び監事とのディスカッション並びに意見交換や原則として毎月16日に開催する事務局（事務所）連絡会議等のあらゆる機会を通じて内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めています。

イ 理事長のマネジメントに関する監事による監査

監事は、常日頃より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図りつつ現状と実情の把握に努めており、また、監事監査の際にも各担当から実情の聞き取り、決裁書類及び保有個人情報等の管理状況、情報セキュリティ等の監査を行い、監査の結果は理事長に報告されています。

また、通則法改正（平成27年4月施行）に伴い、監事の機能強化等による法人内部のガバナンスの強化が図られたことに伴い、理事長と常時、意思疎通を図るとともに、会計監査人との連携、業務執行の意思決定に係る文書の閲覧・調査等を行うことにより、理事長のマネジメントに関する監査を行いました。

⑥ 運営費交付金の算定について

運営費交付金債務残高を踏まえ、厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報

及び協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常備するなどの対応を行うことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めました。

自己評価

○ 業務の見直し B

協会の事業の有効性、費用対効果についての検証を行い、令和2年度は街頭ビジョンを使用した啓発事業の見直し及び老朽化した広告塔の撤去を行った。また、当時の北方領土の暮らしの様子や自然を体験することができるVRコンテンツの作成事業及び北方領土イメージキャラクター「エリオくん」のツイッターの新設を行い、国民一般に向けた情報発信の拡充を図った。効果的な事業実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与したことに加え、助成事業については、所期の目的が達成された事業となっているか事後的な確認を実施した。

○ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く）の削減及び業務経費の効率化について B

一般管理費について、中期目標において、全中期目標期間最終年度の総額から7%削減（目標削減額 1,869 千円）することが目標となっている。令和2年度予算額はこの中期目標に基づき、前年度に対して374 千円の効率化を図り、削減目標7%の達成に向け計画どおりに削減を行った。

また、一般業務勘定における業務経費については、中期目標において前年度の総額から1%の削減が目標とされている。この目標を踏まえ、令和2年度予算についても、新規事業など効果的な業務の実施につながることを十分に考慮した上で業務経費の効率化を図り、令和元年度予算額から1%の削減を行った。

※ 一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）の削減状況（令和4年度までに平成29年度（26,689 千円）に対して7%削減する。

平成29年度	平成30年度	令和元年度
26,689 千円	26,304 千円	25,924 千円
令和2年度	令和3年度（予定）	令和4年（予定）
25,550 千円	25,183 千円	24,820 千円

※ 一般業務勘定における業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度前年度比1%の経費の効率化を図る。

令和2年度	○一般業務勘定令和元年度予算額（709,812 千円・一時経費除く。）から1%（7,099 千円）の効率化を図った。
-------	--

○ 給与水準の適正化について B

役職員の給与に関しては、政府の方針（人事院勧告等）に準じて給与規程の改正を適宜行っている。

給与水準については、令和2年度における当協会職員給与水準と国家公務員給与水

準の比較検証を行ったところ、年齢のみを勘案したラスパイレス指数では、国家公務員を 100 とした場合、当協会は、100.6 であり、国家公務員の給与とほぼ同水準である。

また、当協会の比較対象職員が東京都台東区及び北海道札幌市に在勤していることから、特別区及び札幌市に在勤する国家公務員と比較した地域勘案のラスパイレス指数では 94.6、学歴を勘案したラスパイレス指数では 97.9、地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数では 92.6 であり、いずれも国家公務員より低い水準となっている。また、この状況を協会ホームページで公表した。

また、福利厚生費についても規程に基づいた宿舍の事業者負担や法定に基づく健康診断など必要と認められる範囲においてのみ支出している。

○調達の合理化等について B

契約については、原則として一般競争入札によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、協会の「令和 2 年度調達等合理化計画」を策定し、ホームページにおいて公表している。

「令和 2 年度調達等合理化計画」の実績等は、以下のとおり。

【競争性のない随意契約】

平成 30 年度中に一般競争入札(総合評価落札方式)により複数年契約を締結し、3 年目となる「令和 2 年度における独立行政法人通則法第 39 条による財務諸表等の監査契約」、「四島交流等事業に使用する船舶の調達並びに傭船及び運航委託に関する協定書」に基づく「北方四島交流等事業使用船舶『えとびりか』の傭船・運航」における「令和 2 年度四島交流等事業に使用する船舶に係る傭船及び運航委託契約」及び「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」の 3 件について随意契約を行った。

【一者応札・一者応募】

公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったが、「北方領土啓発パネルの制作業務」が 1 者応札、1 者応募の該当案件となった。

【重点的に取り組む分野】

啓発施設に関する調達について、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入に努めることにした。

なお、令和 2 年度においては、啓発施設に関する調達はなかったが、「北方四島交流等事業新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達」について、根室市立病院、根室市保健課などの専門的な知見が必要となることから根室市に事務委託し調達を行った。令和 3 年度も、引き続き、コストの節減及び参入の拡大に努めていく。

1 者応札、1 者応募の改善については、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図ったが、「北方領土啓発パネルの制作業務」が 1 者応札、1 者応募の該当案件

となった。本件について、参加希望のあった者からの事情聴取の結果分析を踏まえ、企画期間、見積期間を更に十分確保するなど、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を徹底し、令和3年度以降の改善に努めていく。

【調達に関するガバナンスの徹底】

政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。

また、不祥事の発生 of 未然防止・再発を防止するための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略について、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に努めた。

契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、契約事務の適正化に努めた。

これらに基づき、内部決裁により十分な審査をするとともに、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料の監査や会計執行者等への聴取などを行った。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内において監査を受けている。

【契約監視委員会の活用】

契約監視委員会では、調達等合理化計画の策定及び当該年度の個々の契約案件の点検等を行った。

○ 内部統制の充実・強化について B

内部統制に関し、コンプライアンスの実践の徹底を図るとともに、関係法令及び内部規程等に関して、遵守を徹底した上で日々の業務に取り組むよう機会を捉えて、役職員に注意喚起を行った。

協会は、常勤職員22名（令和2年度末時点）と小規模な組織であるため、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し喚起している。また、理事長等の役員が組織運営方針を職員に伝えるためや職員間の情報共有を図るため、札幌事務所も含めた定例の事務局（事務所）会議を実施している。本会議について、緊急事態宣言中は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面による開催を中止し、メール等により情報共有を図った。

また、業務の進捗状況の適切な管理を実現するため、各担当は年度計画に基づいたアクションプランを設定しており、各行程において適宜、相談及び結果報告を理事長等の役員に行っている。

協会内部のマネジメント等を含む業務を監査する監事は、監事監査の機会のみではなく、日常より理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図り、協

会内の現状の把握に努めている。また、監事監査の結果は監事より理事長に報告しており、理事長は監事等との意見交換等をとおして内部統制の現状の把握とコンプライアンスの浸透に努めている。

○ 運営費交付金額の算定について B

運営費交付金を厳格に算定するとともに、会計監査人及び監事により監査を受けた財務諸表及び決算報告書により、法人全体の決算情報のほか、一般業務勘定及び貸付業務勘定に区分したセグメント情報を法令等に基づき、官報及び協会ホームページなどで公表するとともに、事務所に常備するなどの対応を行うことにより、公表の充実及び財務内容の透明性の確保に努めた。

(4) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 国民世論の啓発

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	575,690 千円	501,933 千円	4 人
令和元年度	551,944 千円	471,461 千円	4 人
令和 2 年度	522,939 千円	245,836 千円	4 人

令和 2 年 12 月に、全国の 18～69 歳の約 3,000 名を対象に「北方領土問題に関する国民世論の啓発に係る調査」を実施し、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、啓発活動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度等を測定しました。

本調査の結果として、若年層の北方領土問題への関心が他の年代と比べると一番低い一方で若年男性は啓発活動への参加意欲がどの年代よりも高いことが分かりました。この結果を基に令和 3 年度の啓発活動の方針を「若年層を中心とした啓発」とし、教育者会議の活動強化、北方領土エリカちゃんを活用した啓発活動の広報及び魅力ある啓発プログラムの作成等により若年層の北方領土問題に対する関心度を高め、返還要求運動への参加につなげることが出来るよう県民会議等の関係団体へ積極的な活動展開を求めました。

今後も事業の効果検証や P D C A サイクルの実効性を考慮のうえ、事業の実施に努めていきます。

ア 北方領土返還要求運動の推進

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、協会・県民会議・教育者会議等が実施する事業の多くも中止を余儀なくされました。

このような状況に鑑み、協会では事業の実施に際してオンライン会議システムを利用する等、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な措置を講じるとともに、このような代替事業で得た知見を県民会議や教育者会議等にも共有し、県民会議等が地域で実施する啓発事業のオンライン化を促進し、コロナ禍による社会の変化に合わせた返還運動を展開しました。

(ア) 県民会議、北連協等が実施する事業への支援実績

北方領土返還要求全国大会の開催並びに県民会議及び北連協等が実施する事業に対し、啓発資料及び資材の提供、啓発パネル及びビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行いました。

講師派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学識者等の講演をオンライン会議システムによって地域の会場とつなぐ方法で実施しました。

これらの事業終了後には、各実施団体より、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組等の実施状況などを記載する「事業実施報告書」を提出させており、啓発事業の効果を適切に把握するよう努めました。

県民大会や講演会、研修会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の

ためオンライン会議システムやY o u T u b eを活用し、全国で約 1,800 名以上が参加しました。また、県民会議の収集した返還要求署名数は約 400,000 名となり、コロナ禍でも切れ目のない返還運動を推進しました。

また、参加者の反応も多く都道府県で良好であり、「コロナに負けずに県民大会等を継続していくことが大切である」との意見が参加者よりあったと報告を受けており、コロナ禍においても実施可能な方法で啓発事業を展開することで地域の返還運動を推進し、国民世論の更なる高揚に努めました。

さらに、事業内容の改善等に資するため、県民会議が実施した県民大会や講演会、研修会においては参加者への統一的なアンケートを実施し、効果の把握を行いました。結果として、県民大会参加者の内、82.4%の方が「北方領土への関心が深まった・やや深まった」と回答しており、県民会議の行った講演会・研修会参加者の内、96.7%の方が「非常に有意義・有意義」であったとの回答がありました。今回の結果を生かし、令和3年度以降も引き続き、効果的な啓発事業の実施及び支援に努めてまいります。

A 北方領土返還要求全国大会

「北方領土の日」設定（昭和56年1月6日閣議了解）以来、継続して開催されている「北方領土返還要求全国大会」に対し、啓発資料の提供並びに人的及び経済的支援を行いました。

令和2年度の全国大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客方式によるオンライン開催としました。大会の様子を協会のSNSで発信するとともに、協会ホームページ内に「北方領土の日」特設サイトを設け、全国大会のライブ中継を行うことで、効果的な発信を行い国民の関心度及び理解度の向上に努めました。

〔開催月日〕 令和3年2月7日（日）（北方領土の日）

〔開催場所〕 L I N E C U B E S H I B U Y A（東京都渋谷区）

※ 無観客方式によるオンライン（Y o u T u b e）開催

〔出席者〕 内閣総理大臣 菅 義偉
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 河野 太郎
外務大臣 茂木 敏充
各政党代表

※ ビデオメッセージやオンライン中継等により出席

〔参加者〕 約7,000名（Y o u T u b eによるオンライン参加）

〔主催〕 北方領土返還要求全国大会実行委員会

〔内容〕 全国大会実行委員長

中 園 謙 二（日本青年団協議会）

○ 第一部 「みんなで戻る ^{ふるさと} 故郷へ」

（元島民・後継者によるオンライントーク）

児 玉 泰 子（元島民）

鈴 木 咲 子（元島民）

古 林 貞 夫（元島民）

井 桁 正 美（元島民、二世）
 根 本 翔（元島民、三世）
 山 田 淳 子（元島民、三世）

○ 第二部 「みんなが伝える 北方四島」
 （全国各地の小中高生とオンライン中継）

○アピール

佐 藤 友 哉（日本青年会議所）

B 県民会議が行った県民大会等

10 県（計 11 回）における県民会議により開催された以下の県民大会、集会等に対し、啓発資料及び資料の提供、啓発ビデオ、講師派遣、経費等の支援を行いました。

各県民会議において、年度に行った北方領土返還要求運動に関する報告やシンポジウムを開催したほか、協会としてオンライン会議システムを使用し、元島民又は学者等の北方領土問題の有識者にリモートで講演してもらうオンライン講師派遣を行いました。

No.	府県名	事業名	開催月日 (参加人数)	開催場所	講 師
1	富山県	第 38 回北方領土返還要求 富山県民大会	R2. 8. 29 (100 名)	パレブラン高志会館 (富山市)	—
		令和 3 年「北方領土の日」記念大会	R3. 2. 6 (136 名)	ボルフオートとやま (富山市)	石川 一洋 (北方領土問題 有識者)
2	石川県	北方領土早期返還要求 石川県民大会	R2. 8. 24 (160 名)	石川県地場産業振興センター (金沢市)	—
3	福井県	北方領土を考える 県民のつどい	R3. 2. 10 (31 名・オンライン同時配信)	福井県国際交流会館 (福井市) YouTube による配信	得能 宏 (元島民色丹島出身)
4	静岡県	北方領土返還要求 静岡県民大会	R3. 1. 20 (29 名)	河津町役場保健福祉センター (河津町)	—

5	京都府	オンライン特別講演 (京都府民大会代替 事業)	R3.2.3 (833 名)	YouTube による配信	山田 吉彦 (東海大学静岡 キャンパス長・ 海洋学部教授)
6	鳥取県	北方領土返還要求 鳥取県民大会	R3.2.7 (60 名)	とりぎん文化会館小 ホール (鳥取市)	山内 聡彦 (元 NHK 解説委 員)
7	岡山県	第 39 回北方領土返還 要求 岡山県民大会	R3.2.2 (110 名・オン ライン同時配 信)	さん太ホール (岡山市) YouTube による配信	河田 弘登志 (元島民多楽島 出身)
8	佐賀県	令和 2 年度北方領土 返還要求 佐賀県民 集会	R3.2.7 (98 名・オン ライン同時配 信)	みやき町コミュニ ティセンター (みやき町) YouTube による配信	—
9	鹿児島 県	令和 2 年度北方領土 返還要求 鹿児島県 民集会	R3.2.5 (135 名・オン ライン同時配 信)	ホテルレクストン 鹿児島 (鹿児島県) YouTube による配信	—
10	沖縄県	第 40 回北方領土返還 要求 沖縄県民大会	R3.3.20 (37 名)	那覇青年会議所会館 (那覇市)	—

C 県民会議が行った研修会・講演会

2 県（計 2 回）の県民会議により開催された以下の研修会・講演会等に対し、啓発資料及び資料の提供、講師派遣、経費等の支援を行いました。

例年、研修会・講演会は各県民会議の総会と併催されており、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、総会が書面開催となったため、実績が減少しました。

このような状況でも、山梨県民会議及び福島県民会議では研修会・講演会を実施し、山梨県民会議は写真家でもある元島民後継者を講師に招き、講演会に併せて北方領土の写真展を実施することで、北方領土問題の理解促進に取り組みました。また、福岡県民会議では、地元教育者会議と連携することで、学校での研修会を実施し、元島民の体験をもとに制作された映画『ジョバンニの島』の上映会を行いました。

No.	都府県名	事業名	開催月日 (参加人数)	開催場所	講師
1	山梨県	令和 2 年度北方領土問題 講演会	R2.11.24 (48 名)	ベルクラシック 甲府 (甲府市)	山田 淳子 (元島民 3 世)

2	福岡県	『ジョバンニの島』 大牟田市立宮原中学校上 映会	R3. 2. 5 (101 名)	大牟田市立宮原中 学校（大牟田市）	—
---	-----	--------------------------------	---------------------	----------------------	---

D 県民会議が行ったキャラバン・署名活動等

19 都府県（計 27 回）の県民会議により開催された以下キャラバン、署名活動等に対し、啓発資料及び資材の提供、署名用紙の提供、経費等の支援を行いました。

各県民会議において、主に「北方領土返還運動全国強調月間」（令和 2 年 8 月及び令和 3 年 2 月）に合わせて、北方領土返還を求める署名収集活動、ラジオや新聞等の広報媒体を用いた啓発活動及び地域で開催されるイベントにおける北方領土啓発ブースの設置等の啓発活動を行いました。

No.	道府県名	事業名	開催月日	開催場所
1	北海道	令和 2 年度北方領土の日啓発事業 （署名活動事業）	R3. 2. 5～7	札幌駅地下広場
2	青森県	ラジオ CM 事業	R2. 8. 4～9 R2. 8. 9～21 R3. 2. 1～15	RAB 青森放送ラジオ
		バス広告事業	R2. 8. 1～30 R3. 2. 1～28	青森市営バス 弘南バス 八戸市営バス車内
3	福島県	ラジオ CM 事業	R3. 2. 6～7	県内全域
4	茨城県	北方領土街頭啓発活動 （啓発物品配布事業）	R2. 10. 15	JR 水戸駅
5	千葉県	新聞広告事業	R3. 2. 1	読売新聞千葉県版
6	神奈川県	令和 2 年度「北方領土」に係る啓 発広報事業（車内映像広告・駅構 内ビジョン広告事業）	R3. 2. 1～14	横浜市営地下鉄 YS- VISION、横浜駅メディア 「相鉄ステーション ビジョン」
7	山梨県	令和 2 年度北方領土の日関連事業 （大型ビジョン広告・県民会議へ の啓発物品配布事業）	R3. 1. 28～2. 28	甲府駅隣接商業施設 (CELEO)
8	長野県	北方領土問題に関する啓発動画の 制作・配信事業	R3. 2. 1～3. 31	長野県庁及び合同庁舎 県内ケーブルテレビ局 42 施設

9	富山県	「北方領土の日」街頭キャンペーン（署名活動・啓発物品の配布事業）	R3. 2. 6	JR 富山駅前南口
		新聞広告事業	R3. 2. 7	北日本新聞、富山新聞、読売新聞、富山県市町村新聞
10	石川県	北方領土返還要求県内市町キャラバン（広報車広告事業）	R2. 8. 24	石川県内 2 コース（能登コース、加賀コース）
		北方領土返還要求県内キャラバン（広報車広告事業）	R3. 2. 7	石川県県内 3 コース（金沢コース、能登コース、加賀コース）
11	福井県	バス前方幕広告事業	R2. 8. 1～31	福井市内路線バス
12	静岡県	アニメ『幕末のスパシーボ』放送事業	R3. 2. 5～8	市内有線テレビ、YouTube
13	京都府	ネットでどこでも！府民交流フェスタ（特設サイト掲載事業）	R3. 1～3	特設サイト上の啓発用ページ
		北方領土の日に関連した啓発事業（新聞広告事業）	R3. 2. 6～7	新聞広告
14	和歌山県	北方領土に関するテレビ番組及びCM 広告事業	R3. 2. 3	テレビ和歌山
15	広島県	北方領土の日関連啓発事業（広報車広告、チラシ配布事業）	R3. 2. 1～28	県内 12 市町
16	佐賀県	北方領土返還要求キャンペーン（市長、市議長、町長、町議長表敬訪問事業）	R3. 1. 15	唐津市、玄海町、伊万里市
		北方領土返還要求キャンペーン（啓発物品配布事業）	R3. 1. 15～2. 28	県内全域
17	長崎県	令和 3 年 2 月啓発キャンペーン（パンフレット配布事業）	R3. 2	県内会員及び自治体
18	宮崎県	みやざきこども未来フェスティバル（地域イベント出展事業）	R2. 10. 18	ひなた宮崎県総合運動公園体育館及びゲートボール場

18	宮崎県	令和２年度北方領土返還要求運動 県内キャラバン隊（各首長、教育 長訪問事業）	R3. 3. 3～4	宮崎県 9 市町村
		令和２年度北方領土返還要求宮崎 県民会議街頭啓発活動（パンフレ ット配布、啓発物品配布、北方領 土エリカちゃん着ぐるみグリーデ ィング事業）	R3. 3. 27	宮崎駅前広場
19	鹿児島県	北方領土返還要求街頭活動（署名 活動事業）	R3. 2. 5	鹿児島市内全域
		北方領土返還要求奄美キャラバン （チラシ配布、啓発物品配布事 業）	R3. 2. 5	奄美市、龍郷町

E 県民会議が行った啓発懸垂幕の掲出等

全国の県民会議において、北方領土問題について、国民の関心と理解をより一層深めるとともに、早期解決に向けた固い決意を内外に強く訴えるため、令和２年度も「北方領土返還運動強調月間」に、北方領土の返還を求める「啓発懸垂幕」の掲出等を行いました。

協会では、これらを実施した県民会議に対し、懸垂幕等の掲出経費等の支援を行いました。

令和２年度 懸垂幕の掲出等の事業実施一覧

No.	都道府県	実施月日	実施場所	媒体
1	青森	R2. 7. 31～8. 31	県庁舎（県庁北棟）	懸垂幕
		R3. 2. 1～26		
2	宮城	R3. 2. 1～28	県議会庁舎（西側壁面）	横断幕
3	秋田	R2. 8. 1～31	県庁本庁舎	立看板
		R3. 2. 1～28		
4	茨城	R2. 8. 1～31	水戸合同庁舎、土浦合同庁舎、 三の丸庁舎、筑西合同庁舎、 ポケットパーク、鉾田合同庁舎	懸垂幕
		R3. 2. 1～26		
5	千葉	R3. 2. 1～28	JR津田沼駅	横断幕
			JR船橋駅、JR松戸駅	懸垂幕
6	神奈川	R2. 7. 31～8. 31	かながわ県民センター	懸垂幕
		R3. 2. 1～28		
7	新潟	R2. 8. 1～31	小出公民館	懸垂幕
		R2. 8. 1～31	魚沼市役所、新潟県庁	懸垂幕 横断幕
		R3. 2. 1～28		
8	山梨	R2. 8. 1～31	甲府駅ビルセレオ	懸垂幕
		R3. 2. 1～28		
9	富山	R2. 8. 1～31	富山駅前マリエとやまビル、黒部市 庁舎、入善町庁舎	懸垂幕
		R3. 2. 1～28		
10	石川	R2. 8. 6～31	県庁前時計塔、県庁行政庁舎19階展 望ロビー	懸垂幕
		R3. 2. 1～26		
11	福井	R2. 8. 1～31	黒川ビル	懸垂幕
		R3. 2. 1～28		
12	静岡	R3. 1. 25～2. 8	市役所庁舎入口、国道１３５線	のぼり旗
			国道１３５線	立看板
			下田税務署歩道橋	横断幕

No.	都道府県	実施月日	実 施 場 所	媒 体
13	愛知	R2. 8. 18～28	県本本庁舎正面玄関	懸垂幕
		R3. 2. 2～17	〃	看板
14	滋賀	R2. 8. 3～31	大津合同庁舎	懸垂幕
		R3. 2. 3～28	〃	横断幕
15	三重	R3. 2. 1～28	県総合庁舎、市町役場	懸垂幕
16	大阪	R2. 8. 1～31	府庁舎、大阪市役所、堺市役所	懸垂幕
		R3. 2. 4～26		
17	奈良	R2. 8. 1～31	国道165号、国道166号、国道169号、 国道310号、国道369号、市道伊豆七 条線	横断幕
		R3. 2. 1～28		
18	鳥取	R2. 8. 3～31	県議会棟	横断幕 電光掲示板
		R3. 1. 27～2. 19	県庁議会棟、倉吉市役所、米子市淀 江支所、境港市役所、鳥取市役所庁 舎	横断幕 懸垂幕
19	岡山	R2. 8. 3～31	県庁、備前県民局、備中県民局、美 作県民局	懸垂幕
		R3. 2. 1～28	県庁、備前県民局、岡山駅前、美作 県民局、岡山高島屋	〃
20	愛媛	R2. 8. 1～31	県地方局（支局）、県内支庁庁舎、大街 道商店街、松山市大街道商店街、銀天街 商店街	懸垂幕 横断幕 電光掲示板
		R3. 2. 15～19	県地方局（支局）、県内支庁庁舎、大街 道商店街	懸垂幕 横断幕
21	高知	R2. 8. 1～31	高知市内の市道緑地帯	立看板
		R3. 2. 1～28		
22	長崎	R2. 8. 3～31	県庁舎駐車場棟屋上	横断幕
		R3. 2. 1～26		
23	鹿児島	R2. 8. 1～31	鹿児島中央駅	電子看板
		R3. 1. 8～2. 7		
24	沖縄	R2. 8. 1～31	沖縄県旭町会館東外壁面	懸垂幕
		R3. 2. 1～28		

F 県民会議が行ったパネル展

17 府県（計 124 回）の県民会議により開催された次の北方領土パネル展等に対し啓発パネルの貸与、啓発資料及び資材の提供、経費等の支援を行いました。

各県民会議において、多くの人の目に留まる場所に北方領土問題への理解を促すパネルを展示し、啓発活動を行いました。

No.	都府県名	事業名	開催月日	開催場所
1	岩手県	北方領土パネル展	R3. 1. 2～2. 10、 R3. 2. 15～19	久慈市文化会館アンバーホール
2	新潟県	北方領土パネル展	R3. 2. 25～3. 17	小出北部公民館ギャラリー
3	茨城県	中学校北方領土パネル巡回展	R2. 9. 14～ R3. 2. 8	県内中学校 46 校
4	神奈川県	北方領土パネル展 2020 IN かながわ	R2. 8. 25～27	神奈川県庁新館ロビー
5	山梨県	パネル展示（県民の日啓発活動）	R2. 7. 30～ R3. 2. 28	県内中学校 8 校
6	富山県	北方領土パネル写真展	R3. 2. 24～3. 5	黒部市役所
7	石川県	北方領土早期返還要求パネル大会	R2. 8. 6～20	県庁舎展望ロビー
			R3. 2. 1～12	県庁舎展望ロビー
8	福井県	北方領土啓発パネル展	R2. 8. 1～10	ショッピングシティベル
			R3. 2. 1～28	ショッピングシティベル、 福井県国際交流会館
9	大阪府	北方領土パネル展	R2. 8. 3～9. 11	府庁等府内 9 か所
			R3. 2. 1～28	府庁等府内 10 か所
10	和歌山県	市町村巡回キャンペーン・ パネル展	R2. 8. 3～9. 24	県庁等県内 9 か所
11	鳥取県	北方領土返還要求運動啓発 パネル展	R2. 11. 29	ハワイアロハホール
		北方領土問題啓発パネル展	R2. 7. 28～ 12. 22	鳥取市役所等県内 19 か所
12	愛媛県	署名収集パネル展示	R2. 8. 24～28	フジグラン松山

12	愛媛県	署名収集パネル展示	R3. 2. 15～19	フジグラン松山
13	高知県	北方領土パネル展 in ふるさとまつり	R3. 2. 1～5	高知市鏡川河畔みどりの広場
14	佐賀県	北方領土返還要求パネル展	R3. 2. 1～5	県庁県民ホール
15	長崎県	令和2年度北方領土返還運動巡回パネル展	R2. 10. 15～ R3. 1. 27	県立大学等県内6か所
16	熊本県	“北方領土を知ろう” 「北方領土パネル展」	R3. 2. 6～7	「新天街」アーケード通路
17	鹿児島県	北方領土パネル展	R2. 4. 1～ R3. 3. 31	青年会館等県内2か所

G 北連協等各種民間団体が行った啓発事業

北連協加盟団体等が実施した次の事業に対し、啓発資料及び資材の提供、パネルの貸与、経費等の支援を行いました。

(a) 日本青年団協議会

○ 北方領土返還アピール事業

- ・機関紙「日本青年団新聞」への啓発広告掲載
(2020年9月号、2021年1、3月号)

(b) 全国地域婦人団体連絡協議会

○ 啓発広告の掲載

- ・機関紙「全地婦連」への啓発広告掲載
(2020年5、7、8、9、12月号、2021年1月号)

(c) 日本青年団協議会及び全国地域婦人団体連絡協議会

○ 第51回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会

〔開催月日〕 令和2年9月19日(土)、令和3年2月7日(日)

〔開催場所〕 北海道立北方四島交流センター「ニ・ホ・ロ」(北海道根室市)

※オンライン同時開催

〔参加者〕 約100名(オンライン視聴者含む)

〔内容〕 元島民との意見交換 など

(d) 日本青年会議所

○ 第51次北方領土返還要求現地視察大会

〔開催月日〕 令和2年9月20日(日)

〔開催場所〕 望郷の岬公園内(北海道根室市)

※オンライン同時開催

[参加者] 約 300 名（オンライン参加含む）

[内 容] ・ 元島民の講話

・ 北方領土返還要求運動の歴史紹介

・ 根室高校生徒による発表 など

《北連協等各種民間団体が実施する事業支援についての考え方及び実績》

[支援条件] 返還要求運動の事業内容が、北方領土問題を解決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していること。

また、返還要求運動の推進に寄与していること。

[支援対象] 都道府県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等

[支援状況]

事業名	令和2年度実績	
	回数	金額（千円）
県民大会	11	6,095
研修会・講演会	2	1,149
キャラバン・署名活動等※	27	10,171
パネル展	124	1,590
北連協等が行う啓発事業	5	15,363
合計	169	34,368

※キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した8月及び2月の懸垂幕掲出事業の回数を、それぞれ1回の実績として含む。

[審査内容] 事業支援については、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心掛け効果的、効率的な事業実施が行われるように事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。

なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度的なものか、継続するものかどうかを聴取することとしており、また、新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取の上、検討することとしている。

(イ) 統一的なアンケートの実施

各県民大会、講演会、研修会において、事業の効果や今後の課題を的確に把握するために、統一的なアンケートを実施しました。具体的には、①性別・年代、②これまでの事業参加回数、③事業を知った経緯、④事業参加後の北方領土に関する関心度の変化、⑤プログラム内容や改善点、⑥事業への再参加に関する意欲等についてアンケートを行いました。アンケートの主な結果は、以下のとおりです。

[県民大会]

○ 参加年齢

- | | |
|-----------|-------|
| ・ 10代～30代 | 24.9% |
| ・ その他 | 72.9% |
| ・ 無回答 | 2.2% |

○ 参加者の性別

- ・ 男性 57.9%
- ・ 女性 23.9%
- ・ 無回答 18.2%

○ 参加回数

- ・ 初めて 34.2%
- ・ 2回目 16.0%
- ・ 3回目以上 49.6%
- ・ 無回答 0.2%

○ 北方領土への関心の深まり

- ・ 深まった・やや深まった 82.3%
- ・ あまり深まっていない・変わらない 10.5%
- ・ どちらとも言えない・無回答 7.2%

	平成 29 年度 (目標値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
若年層の割合	19.6%	23.4%	21.3%	24.9%
初参加者の割合	58.8%	54.4%	59.1%	34.2%
回答者数	2,973 人	2,939 人	3,070 人	401 人

[講演会・研修会]

○ 参加年齢

- ・ 20代～30代 10.0%
- ・ その他 90.0%
- ・ 無回答 —

○ 参加者の性別

- ・ 男性 53.3%
- ・ 女性 26.7%
- ・ 無回答 20.0%

○ 内容

- ・ 非常に有意義・有意義 96.7%
- ・ あまり有意義でない・有意義でない 3.3%
- ・ 無回答 —

返還要求運動参加者の裾野の拡大が重要であることから、若年層の参加者及び初参加者を増加させることが課題となっています。そのため、書面で開催した都道府県推進委員全国会議の際に、若年層又は初参加者の動員増加につながった県民会議の取組を好事例として各県民会議に共有し参加者の裾野を拡大できるような事業の検討を促した結果、参加者のうち若年層の割合は、前中期目標期間最終年度の水準を上回りました。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を制限して事

業を実施せざるを得なかったことと併せ、コロナ禍の状況もあり過年度の参加者と比べて初参加者が参加をためらう状況であったことから、初参加者の割合は前中期目標期間最終年度の水準を下回る結果となりました。

令和３年度においては新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、魅力的な啓発プログラムの実施やＳＮＳ等による啓発活動の広報強化を各県民会議に促し、参加者の裾野の拡大に取り組んでいきます。

(ウ) 講師派遣

県民会議等が開催した県民大会等に北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣しました。

令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学識者及び元島民ともにオンライン会議システムを用いてリモートで講演してもらうオンライン講師派遣を実施しました。

派遣の実績は前述の「Ｂ 県民会議が行った県民大会等」及び「Ｃ 県民会議が行った研修会・講演会」を参照ください。

(エ) 推進委員の委嘱

地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を４７都道府県に配置しています。

令和２年度は、協会から推進委員に対して、返還要求運動団体の毎月の行事予定の共有や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催となった推進委員全国会議において令和２年度の啓発事業方針の周知を行う等、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、協会、推進委員、県民会議等の３者が密に連携し、事業を実施しました。

(オ) 県民会議事業及び協会事業等の令和２年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するための会議の開催

A 都道府県推進委員全国会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和２年度の都道府県推進委員全国会議は、書面により開催しました。

令和２年度の啓発事業実施方針等関係資料を全国の推進委員等に送付し、協会の事業計画の周知を図るとともに、返還運動の置かれている現状を踏まえた重点項目を共有することで、同年度の返還要求運動の方向性について確認しました。

B 都道府県民会議代表者全国会議及びブロック幹事県担当者会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度の都道府県民会議代表者全国会議は対面による11月の開催を中止し、県民会議ブロック幹事県担当者会議も開催を中止しました。

代わりに、令和3年度事業の円滑な実施を図るため書面により都道府県民会議ブロック幹事県に対して次年度の啓発事業実施県の割り振り等について、各ブロック内県民会議に対して意見照会を行いました。

C 県民会議ブロック会議

各県民会議を6ブロックに分け、そのブロック内の協力及び連携を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、推進委員等の出席を得て、以下のとおり開催しました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面での開催を見合わせた4ブロックにおいては、書面により開催しました。

この会議により、ブロック内の各県民会議事業の周知や問題点などについて活発な意見交換が行われ、県民会議間の連携強化及び情報の共有を図りました。

《東海・北陸ブロック》（主管：岐阜県民会議）

〔事業名〕 第40回東海・北陸ブロック北方領土関係者会議、令和2年度東海・北陸ブロック北方領土返還要求運動推進県民会議連絡協議会総会

〔開催月日〕 令和2年10月27日（火）

〔開催場所〕 大垣フォーラム天の間（岐阜県大垣市）

〔参加者〕 内閣府、各県民会議、教育者会議、協会等21名

〔会議内容〕 ・内閣府及び北方領土問題対策協会からの活動報告
・各県の活動報告及び今後の運動の進め方について
・役員改選
・次期開催県（案）について など

《九州・沖縄ブロック》（主管：熊本県民会議）

〔事業名〕 令和2年度北方領土返還要求九州・沖縄ブロック会議

〔開催月日〕 令和2年7月17日（金）

〔開催場所〕 アークホテル熊本城前（熊本県熊本市）

〔参加者〕 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、協会等51名

〔会議内容〕 ・内閣府による説明報告
・北対協による説明報告
・各県民会議からの活動状況報告及び質疑応答 など

E 北連協代表者会議

返還運動を推進する民間団体により構成される北連協の幹事団体が実施する「北連協幹事会」に参加し、事業計画、事業の総括及び見直し、課題等

を協議しました。

《開催状況》

No.	開催月日	開催場所	協 議 内 容
1	R2. 8. 11	書面開催	〔幹事会〕 ・令和元年度活動・決算報告 ・令和2年度運動方針 ・役員改選に関して
2	R2. 10. 13	連合会館	〔幹事会〕 ・令和2年度活動に関して ・令和3年北方領土返還要求全国大会に関して

(カ) ホームページやSNS等の活用

若年層をはじめとした国民一般への情報発信を強化すべく、令和2年度より協会ホームページのリニューアルを行い、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」等を活用した北方領土の基礎知識や四島のガイドマップ等を分かりやすく紹介したページの運用を開始しました。

また、「エリカちゃん」を主人公にしたツイッター及びフェイスブックにおいて、「北方領土に関する標語・キャッチコピー」等の協会事業の告知や協会及び県民会議等関係団体の実施事業の報告、ロシア語講座、北方領土の歴史紹介等を発信しています。

加えて、令和2年10月より北方領土イメージキャラクター「エリオくん」のツイッターを開設し、啓発施設の紹介や北方領土隣接地域に係る最新情報等の発信を行っています。

各年度のSNSによる情報発信数及び読者数については、以下のとおりです。

・SNSによる情報発信数（目標値：371件）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報発信数	309件	387件	495件	452件

・SNSによる情報発信の読者数（目標値：27,528件（各SNS読者数の合計値））

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツイッター	14,136件	15,328件	27,359件	59,615件
フェイスブック	10,889件	10,685件	12,020件	13,348件
合計値	25,025件	26,013件	39,379件	72,963件

また、北方館来場者に館内設置の「エリカちゃん」をかたどったポストへ手紙を投函してもらい、その声をツイッター及びフェイスブック上に掲載しました。

自己評価 国民世論の啓発

北方領土返還要求運動の推進 B

○ 北方領土返還要求運動に係る取組の支援について

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により協会、県民会議、北連協等が実施する事業についても対面方式での事業が中止を余儀なくされる等、大きな影響を受けたが、オンライン会議システム等を使用した代替事業の実施を県民会議等に促し、コロナ禍による社会の変化に合わせた返還運動を展開した。

北方領土返還要求全国大会は無観客方式によるオンライン形式で開催し昨年度よりも多い約7,000名の参加を得た。各県民会議及び北連協においては、新型コロナウイルス感染症防止策を講じた上でオンライン配信を交えた県民会議の開催、各種広告媒体や地域のイベント等を活用した北方領土に関する啓発活動の実施、北方領土問題に係るパネル展の開催等の各種事業を行った。協会としてこれらの事業に対して、啓発資料及び資材の提供、啓発パネル及びビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行った。

支援に際しては、事業内容が北方領土問題を解決して平和条約を締結するという政府の北方領土問題に対する基本的立場に合致していることを前提とし、費用対効果を十分考慮した上で、効果的、効率的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が支援条件に合致しているかを確認している。

また、支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体から、参加人数、参加者の反応、事業における新たな取組状況等を記載する事業実施報告書の提出を受け、事業の効果を適切に把握するよう努めた。

新型コロナウイルス感染症の状況下においても、北方領土返還要求運動を途切れさせることがないよう、令和3年度もオンライン会議システム等を活用した啓発活動の実施及び支援を行っていく。

○ 統一的アンケートの実施結果について

北方領土返還要求運動の中心として携わってきた元島民が高齢化を迎えており、返還要求委運動の担い手となる若年層の育成が大きな課題となっている。この課題への対策の一つとして、第4期中期目標において「県民大会等の事業への参加者のうち、若年層の割合及び初参加者の割合が全中期目標期間最終年度の水準を上回ること」としている。

令和2年度の結果として、県民大会等の各事業へ参加した若年層の割合は24.9%、初参加者の割合は34.2%となり、若年層の割合は目標値を上回る結果となった。

書面で開催した都道府県推進委員全国会議の際に、若年層又は初参加者の動員増加につながった県民会議の取組を好事例として各県民会議に共有し参加者の裾野を拡大できるような事業の検討を促した結果、参加者のうち若年層の割合は、前中期目標期間最終年度の水準を上回った。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、参加人数を制限して事業を

実施せざるを得なかったことと併せ、コロナ禍の状況もあり過年度の参加者と比べて初参加者が参加をためらう状況であったことから、初参加者の割合については前中期目標期間最終年度の水準を下回る結果となった。令和３年度においては新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、魅力的な啓発プログラムの実施やSNS等による啓発活動の広報強化を各県民会議に促していく。

	平成 29 年度 (目標値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
若年層の割合	19.6%	23.4%	21.3%	24.9%
初参加者の割合	58.8%	54.4%	59.1%	34.2%
回答者数	2,973 人	2,939 人	3,070 人	401 人

○ 講師派遣について

県民会議等が開催した県民大会等に北方領土問題等の有識者及び元島民等を講師として派遣した。

令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学識者及び元島民ともにオンライン会議システムを用いてリモートで講演してもらうオンライン講師派遣を実施した。

○ 推進委員制度について

地域における返還要求運動の効果的、効率的な実施を目的に、協会、県民会議、都道府県の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て理事長が任命した推進委員を 47 都道府県に配置している。

令和２年度は、協会から推進委員に対して、返還要求運動団体の毎月の行事予定の共有や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催となった推進委員全国会議において令和２年度の啓発事業方針の周知を行う等、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、協会、推進委員、県民会議等の３者が密に連携し、事業を実施した。

○ 県民会議事業及び協会事業等の課題等を協議するための会議の開催について

① 都道府県推進委員全国会議について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和２年度の都道府県推進委員全国会議は、令和２年４月１０日（金）に書面により開催した。

会議では、令和２年度の啓発事業実施方針等関係資料を全国の推進委員等に送付し、協会の事業計画の周知を図るとともに、返還運動の置かれている現状を踏まえた重点項目を共有することで、同年度の返還要求運動の方向性について確認した。

② 都道府県民会議代表者全国会議及びブロック幹事県担当者会議について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和２年度の都道府県民会議代表者全国会議は対面による 11 月の開催を中止し、県民会議ブロック幹事県担当者会

議も開催を中止した。

代わりに、令和3年度事業の円滑な実施を図るため書面により都道府県民会議ブロック幹事県に対して次年度の啓発事業実施県の割り振り等について、各ブロック内県民会議に対して意見照会を行った。

③ 県民会議ブロック会議（6ブロック）について

各県民会議を6ブロックに分け、ブロック内の協力及び連携を強化するとともに、課題等を協議するためのブロック会議を内閣府、都道府県民会議、都道府県主管課、推進委員等の出席を得て、令和2年度は東海・北陸及び九州・沖縄ブロックにおいて対面で開催するとともに、対面での開催を見合わせた4ブロックにおいては書面による協議を実施した。

この会議では、ブロック内の各県民会議事業の周知及び事業実施において明らかになった課題などについて活発な意見交換が行われ、県民会議間の連携強化及び情報の共有を図った。

④ ホームページやSNS等の活用について

協会ホームページを北方領土に関する情報発信の拠点とするため、ホームページのリニューアルを行い、北方領土の基礎知識や四島のガイドマップ等を分かりやすく紹介したページの運用を開始した。

また、特に若年層の興味、関心を得ることを目的として、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッター及びフェイスブックにおいて、協会事業の告知や実施事業の報告、ロシア語講座、北方領土の歴史紹介等を発信した。また、令和2年10月に新たに開設した北方領土イメージキャラクター「エリオくん」を主人公にしたツイッターにおいて、北方領土隣接地域における北方領土の最新情報等を発信した。

SNSによる情報発信数及び情報発信の読者数については、前年に引き続きプロジェクトチームによる投稿を実施し、令和2年8月と令和3年2月の「北方領土返還運動全国強調月間」に合わせてSNSを活用した北方領土集中啓発事業を実施することにより、いずれも前中期目標期間最終年度比20%増（情報発信数）、同10%増（読者数）を達成した。

・SNSによる情報発信数（目標値：371件）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
情報発信数	309件	387件	495件	452件

・SNSによる情報発信の読者数（目標値：27,528件（各SNS読者数の合計値））

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ツイッター	14,136件	15,328件	27,359件	59,615件
フェイスブック	10,889件	10,685件	12,020件	13,348件
合計値	25,025件	26,013件	39,379件	72,963件

イ 青少年や教育関係者に対する啓発

(ア) 北方青少年少女交流事業の開催

本交流事業は、昭和 46 年から毎年実施しており、北方領土隣接地域の 1 市 4 町（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）に在住する北方領土元居住者の 3 世、4 世等（中学生）を夏休み期間中に東京に招き、内閣総理大臣を始めとする関係大臣への表敬及び関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に実施しています。

令和 2 年度においては、関係機関と調整を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業の実施は出来ませんでした。令和 3 年度は事業の再開に向け、関係機関と調整を進めていきます。

(イ) オンライン研修会の開催

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、北方領土青少年等現地視察事業や例年、返還要求運動原点の地・根室市で開催していた北方領土問題教育指導者現地研修会等の教育者や若年層を対象とした研修会等は中止となりましたが、コロナ禍でも啓発事業の重要な柱の一つである若年層啓発を止めてはいけないとの認識の下、代替事業としてオンライン会議システムを使用した研修会を以下のとおり実施しました。

A 北方領土問題を考える小学生向けオンライン研修会

〔開催月日〕 令和 2 年 11 月 20 日（金）、30 日（月）

〔開催場所〕 オンライン開催

〔参加者〕 高知県南国市立大篠小学校 6 年生 136 名

〔事業内容〕

（1 日目）11 月 20 日（金）

- ・元島民の体験談 得能 宏（色丹島出身）
- ・根室市高校生による出前講座

（2 日目）11 月 30 日（月）

- ・講義（北方領土返還に係る国の取組等について）
外務省欧州局ロシア課 牧 嵩史

B 北方領土問題を考える中学生・高校生向けオンライン研修会

〔開催月日〕 令和 2 年 12 月 15 日（火）

〔開催場所〕 オンライン開催

〔参加者〕 全国の中学生及び高校生 27 名

〔事業内容〕

- ・元島民の体験談 河田 弘登志（歯舞群島出身）
- ・参加中高生からの感想表明

C 北方領土オンラインゼミナール

[開催月日] 令和2年9月29日(火)、30日(水)

[開催場所] オンライン開催

[参加者] 全国の大学生等 22名

[事業内容]

- ・元島民の体験談 得能 宏（色丹島出身）
- ・グループディスカッション
「北方領土返還要求運動はどうして必要なのか」

[アンケート結果]

(本ゼミナールへの参加結果について)

- | | |
|------------|-------|
| ・大変有意義だった | 59.1% |
| ・有意義だった | 40.9% |
| ・有意義でない | — |
| ・どちらとも言えない | — |
| ・無回答 | — |

(意見等（抜粋）)

- ・今回の得能宏さんのお話には深く感銘を受けた。元島民の方のこうした貴重な体験談を伺いつつ、同時に、北方領土問題の経緯などを学術的に学ぶ機会もあれば、さらに北方領土問題の理解が深まるのではないかと思う。
- ・元島民の方の悲痛な経験を伺い、その気持ちに寄り添うとともに、正しい知識を身につけていくことで、今後、領土問題に関わっていくことになるであろう若い世代は「経験と知識」に裏打ちされた主張ができるのではないかと思う。

(ウ) 北方領土問題に関する全国スピーチコンテスト

次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的に全国の中学生を対象に「令和2年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を以下のとおり実施しました。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年、対面形式で実施していた最終選考会を、出場中学生のスピーチ動画をYouTubeで視聴し審査するオンライン形式で実施しました。

最終選考会に教育者会議全国会議の参加教諭にも審査員として参加してもらい、出場中学生のスピーチ動画を全国の県民会議や教育者会議において視聴してもらうよう依頼する等、本事業の周知活動にも取り組みました。

本事業の結果は報告書として取りまとめ、県民会議、教育者会議等へ配付し、令和3年度の本コンテストへの参加を促すように努めました。

[募集期間] 令和2年6月15日（月）～10月15日（木）

[応募総数] 3,625 作品

[選 考] 第1次、2次審査：書面（作文）審査
最終選考会 ：スピーチによる選考
・最終選考会の日時
日時：令和3年3月16日（火）

[選考結果] 北方対策担当大臣賞
富山大学人間発達科学部附属中学校2年 山口 泰成
内閣府北方対策本部審議官賞
唐津市立加唐中学校1年 西 悠伽
※「西」は旧字体
独立行政法人北方領土問題対策協会理事長賞
南丹市立園部中学校2年 日下部 佳子
審査委員特別賞・奨励賞 7名

(エ) 北方領土問題教育者会議及び北方領土問題教育者会議全国会議

北方領土返還要求運動は、北方領土問題の一日も早い解決を希求し、解決に向けた粘り強い取組が必要との観点から、青少年への啓発及び返還要求運動の後継者の育成が運動の重点課題となっています。これらを踏まえ、学校教育現場における関係者の果たす役割が今後ますます重要になってくるとの認識の下、北方領土教育の充実及び強化を図るため、平成 15 年から北方領土問題教育者会議の設置を進め、平成 30 年度までに全ての都道府県に教育者会議を設置しました。

設置の基本方針としては、

- ① 県民会議のイニシアチブにより推進
- ② 教育の特殊性を考慮
- ③ 画一主義は取らず各県の実情を踏まえた取組

としました。

教育者会議に対して、教育者会議が行う事業の充実及び拡大を図るため、学校等での北方領土教育の実施に係る支援を引き続き行い、教育者会議の運営に関する経費、教育者会議が学校等で実施する事業に関する経費、その他啓発資材の提供等、以下の支援を積極的に行いました。

- ① 教育者会議の運営
- ② 教育者会議が県民会議と協力して実施する教育者会議支援事業
 - ・ 北方領土作文コンクール
 - ・ 北方領土授業の実践
 - ・ 北方領土学習会の開催
 - ・ 北方領土パネル展
 - ・ 元島民とのオンライン交流会の開催
 - ・ 北方領土教育用教材及び資料の作成

協会では北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として学習教材集を協会ホームページ上で提供しており、今期中期目標において「学習教材集のダウンロード数を前年度比増」とすることとしています。令和 2 年度においては、協会が運営する北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッターにおいて、教材集について積極的に発信を行った等の結果、以下のとおり、前年度のダウンロード件数を上回る結果となりました。

・ 協会HP掲載学習教材集のダウンロード件数

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ダウンロード件数	1,406 件	4,022 件	7,097 件	11,741 件

これら教育者会議の運営に当たっては、各県教育委員会の理解と協力を得ることが最大の課題となっています。その課題を解消するための方策の検討、各県の事例等を基にした意見交換及び教材等の成果物の共有を目的として、平成18年から教育者会議設置県の代表者等による「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催しています。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とし、令和2年度の各県教育者会議の主な活動内容や各県教育者会議が制作した北方領土教材に係る情報を共有することにより、学校教育の場における北方領土教育の充実及び強化を図りました。

また、同年度に協会が実施した「北方領土問題に係る若年層への効果的な啓発の施策検討に関する調査」の結果も紹介し、回答者の多くが北方領土問題を知るきっかけとして「学校の授業」を挙げた調査結果を共有することで、引き続き学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等での積極的な取組を呼びかけました。

併せて各都道府県の教育者会議に対して今後の活動方針について意見聴取を実施しました。各県教育者会議の令和2年度における実績及び今後の活動方針については、次のページからの記載のとおりです。

令和２年度 北方領土問題教育者会議の活動実績及び今後の活動方針等一覧

No.	(設立年月)	1. 今年度の活動実績		2. 今後の活動方針	
		前年度事業を継続実施		前年度事業を継続実施	
1	都道府県 北海道 (H18.2)	①北方領土学習研究会への支援 (12月10日開催、樺津町内2校) ②『ジョバンニの島』上映、北方領土学習事業への支援 (18校)		①教育用資料の作成、配布 ②SNSやインターネットを用いた北方領土問題啓発活動	
2	岩手県 (R26.1)	①総会、役員会の開催 ②北方領土教育用資料の作成、県内中学校等への配布		①北方領土問題に関する歴史的、地理的、文化的な部分において正しい知識を持つことが何よりも重要であらう。将来的には、スピーチコンテストに出場できる程の知識を各小中学校で身につけさせたい。また、交流活動(意見交換や文化交流など)は、北方領土問題を理解する上で、将来を担う子どもたちにとって、貴重な体験になると思われるため、積極的に開催したい。	
3	宮城県 (R31.2)	①10月28日 役員会 ②11月30日 総会 (書面開催) ③啓発授業 ④啓発用しおり作成		①北方領土に扱った授業の参観	
4	秋田県 (H16.3)	北方領土の日に合わせた署名活動 (収集署名数 211名)		前年度事業を継続実施	
5	山形県 (H19.2)	①「北方領土問題授業研究会」の実施 山形県内の小中学校及び高等学校等が、北方領土問題に係る授業研究会を実施するために必要な経費を山形県北方領土問題教育者会議が助成。令和２年度は鶴岡市立豊浦中学校で実施。 ②映画『ジョバンニの島』DVDの公立図書館への寄贈 今年度は、中山町立図書館、河北町立図書館、川西町立図書館に寄贈。 ③「山形県北方領土問題教育者会議事業等打合せ会」の開催 2月9日に開催し、令和２年度事業の報告・検討及び令和３年度事業について協議を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし		前年度事業を継続実施	
6	福島県 (R31.1)	①8月1日 教育者会議運営委員会 中学校パネル巡回展の取組について ②9月～2月 公立中学校におけるパネル巡回展の実施 ③2月20日 教育者会議運営委員会 中学校パネル巡回展の報告及び令和３年度における事業計画の意見交換について		①相馬港など震災復興した港に「えとびりかり」を招いて啓発イベントの開催 ②過去に根巻の研修会に参加した方や北方領土を訪問した方と現役の中学生や社会科教員との懇談会 今年度作成した放送用CDを新年度から生徒一人にパソコン一台が配布されるに伴い、動画を取り入れられた学習教材を制作し、自由により北方領土学習ができる機会を提供したい。	
7	茨城県 (H17.2)	新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし		①教育者会議そのものの存在を認識してもらおう活動。 ②各教育委員会のサバーの中で教材集を入れておいて、各校が自由に取り出して活用出来るようにすること。 北方領土教育の促進のためには、教育者会議の会員同士の結束が大切であると考えており、コロナ禍で一同に会することができないなか、オンライン上による会員同士のミーティングを実施したい。	
8	栃木県 (R30.1)	前年度事業を継続実施		前年度事業を継続実施	
9	群馬県 (R26.7)	令和２年度定例総会 (10月31日)		前年度事業を継続実施	
10	埼玉県 (R26.6)	当教育者会議作成の北方領土教材及び北方領土ワークシートの活用を促す指導案の作成 ※上記指導案は、県民会議役員会・総会での承認後、県HPに掲載するなどして周知		前年度事業を継続実施	
11	千葉県 (R26.5)	①第1回指導主事会議(社会科部会) (4月に書面開催) ②千葉県北方領土問題教育者会議設置要綱の確認及び教育者会議委員の選出について 「第34回北方領土返還要求運動関東甲信越青少年交流会」及び「令和２年度関東甲信越北方領土問題教育指導者地域研修会」への参加について 令和２年度「北方領土問題教育指導者現地研修会」への参加について 令和２年度北方領土返還要求運動千葉県県民会議青少年等現地視察事業への参加について 令和２年度(1月にオンライン開催) 次年度の北方領土問題教育者会議に関する事業等について ①北方領土ゼミナールへの大学生派遣 (教育者会議顧問(元座長)による紹介)		①『ジョバンニの島』は、若い主人公の視点から当時の様子が描かれているため、生徒が北方領土問題を「自分ごと」として捉えるきっかけになると、教員の方々から評判が良い。中学校における『ジョバンニの島』の上映を通じて啓発活動などは、領土教育に有効と考えられる。 ②また、北方領土教育について、いまだに難色を示す先生方もいるため、今後は東京都教育庁や教育委員会などとも積極的に連携し、教育者会議の活動への理解を広めていきたい。	
12	東京都 (H18.12)	②スピーチコンテスト審査への協力 (座長)		前年度事業を継続実施	
13	神奈川県 (R24.5)	①6月上旬 県内公立・私立中学・高校へ作文コンクールの募集ポスター掲示 ②9月5日 作文コンクール審査・その後ホームページ上で最優秀賞・優秀賞入賞者の発表及び賞状・記念品の送付 ③映画『ジョバンニの島』上映会 (2月、県内1中学校)		前年度事業を継続実施	
14	新潟県 (H18.7)	①教育者会議の開催 (書面開催) ②北方領土パネル展 (8月～2月、県内5中学校) ③映画『ジョバンニの島』上映会 (2月、県内1中学校)		①新潟県及び新潟市の社会科教育研究会との連携 (現地研修会への社会科教諭の派遣システムの構築) ②新潟県及び新潟市の中学校長会との連携 (同上) ③新潟県及び新潟市の教育委員会との連携 (教育委員会幹部職員の実地研修会派遣システムの構築) 学校教育現場へのICT教育の導入推進が図られていることにあわせ、現在保有するパネルの電子化等に取り組みたい。また、新たにパネル等を作成する場合、北方領土問題対策協会のホームページの動画ギャラリーなどに誘導できるQRコード等を積極的に掲載し、児童生徒が興味を持てる内容とした。	
15	山梨県 (R23.3)	①教育者会議の開催 (2回) ・第1回(6月18日) 参加者10名 令和２年度事業計画等について ・第2回(12月23日) 参加者10名 令和２年度県民大会について ②北方領土問題に関する県民大会の実施、令和２年度県民大会の実施 募集期間：7月24日～9月30日 募集対象：県内の小中学生及び高校生 応募作品数：843作品 入賞作品：9作品、学校賞：5校 (11月～12月に選考、12月23日 第2回教育者会議にて決定) ※入賞作品及び学校賞については、県施設パネル展、啓発動画にて表彰 (紹介) ③中学校巡回パネル展 (10月～1月、県内6校にて実施) ④啓発動画の作成 (令和元年度青少年現地視察事業参加者による活動報告)		①県民大会の開催 (2回) ・第1回(6月18日) 参加者10名 令和２年度事業計画等について ・第2回(12月23日) 参加者10名 令和２年度県民大会について ②北方領土問題に関する県民大会の実施、令和２年度県民大会の実施 募集期間：7月24日～9月30日 募集対象：県内の小中学生及び高校生 応募作品数：843作品 入賞作品：9作品、学校賞：5校 (11月～12月に選考、12月23日 第2回教育者会議にて決定) ※入賞作品及び学校賞については、県施設パネル展、啓発動画にて表彰 (紹介) ③中学校巡回パネル展 (10月～1月、県内6校にて実施) ④啓発動画の作成 (令和元年度青少年現地視察事業参加者による活動報告)	
16	長野県 (H15.7)	①教育者会議の開催 (2回) ・第1回(6月18日) 参加者10名 令和２年度事業計画等について ・第2回(12月23日) 参加者10名 令和２年度県民大会について ②北方領土問題に関する県民大会の実施、令和２年度県民大会の実施 募集期間：7月24日～9月30日 募集対象：県内の小中学生及び高校生 応募作品数：843作品 入賞作品：9作品、学校賞：5校 (11月～12月に選考、12月23日 第2回教育者会議にて決定) ※入賞作品及び学校賞については、県施設パネル展、啓発動画にて表彰 (紹介) ③中学校巡回パネル展 (10月～1月、県内6校にて実施) ④啓発動画の作成 (令和元年度青少年現地視察事業参加者による活動報告)		①県民大会の開催 (2回) ・第1回(6月18日) 参加者10名 令和２年度事業計画等について ・第2回(12月23日) 参加者10名 令和２年度県民大会について ②北方領土問題に関する県民大会の実施、令和２年度県民大会の実施 募集期間：7月24日～9月30日 募集対象：県内の小中学生及び高校生 応募作品数：843作品 入賞作品：9作品、学校賞：5校 (11月～12月に選考、12月23日 第2回教育者会議にて決定) ※入賞作品及び学校賞については、県施設パネル展、啓発動画にて表彰 (紹介) ③中学校巡回パネル展 (10月～1月、県内6校にて実施) ④啓発動画の作成 (令和元年度青少年現地視察事業参加者による活動報告)	

No.	都道府県	1. 今年度の活動実績	2. 今後の活動方針
17	富山県 (H15. 12)	①教育者会議の開催（2回） 第1回（6月30日）、第2回（2月4日） ②「私たちと北方領土」作文コンクールの実施、全国スピーチコンテスト第2次選考への推薦 ③北方領土教育実践校の指定及び活動支援 ④中学校巡回パネル展の実施 ⑤北方領土青少年等現地視察事業の実施（11月21日～23日）	北方領土問題に対する理解と関心を県内全体に広げいくため、教育委員会と連携し、北方領土教育の充実を図るとともに、「富山県北方領土史料室」を活用して、北方領土問題への関心と理解を深めていきたい。
18	石川県 (H17. 1)	①「令和2年度東海・北陸ブロック北方領土問題教育者会議」（7月、書面開催） ②「石川県北方領土問題教育者会議」の開催（2月、書面開催） ③「スピーチコンテスト」の審査員に参加（3月）：教諭1名	外務省では、毎年北方領土に関する冊子を発行しているが、その要点をまとめたDVDがあるなど、多忙な先生方に対して、効果的に多くの情報を提供できると思われる。是非、北対協で検討いただきたい。
19	福井県 (H22. 5)	①福井県代表校（6校）による、元島民 得能 宏 氏とのオンライン交流会（11月） ②「北方領土を考える県民のつどい」への参加（2月）：生徒の動画による報告会 講演会 等	①教育現場で生かせる教材についての情報交換 ②若手教員を中心とした授業及び教材研究による人材育成 ③国際情勢や現地の方々との状況・心情等の最新情報の把握 ④オンライン研修・交流会の概要や企画
20	岐阜県 (H17. 2)	①第1回教育者会議運営委員会（4月22日） 令和2年度活動方針及び事業計画案の決定 ②第1回教育者会議（5月27日） 令和2年度年度活動方針及び事業計画の決定（北方領土問題関係諸事業への協力、参加者等について決定） ③北方領土問題指導者東海北陸ブロック地域研修会（10月27日） ④坂中社授業研究会（12月14日） 北方領土関連事業参加者の研修報告 ⑤第2回教育者会議運営委員会（1月21日） 令和2年度事業報告案等の決定 ⑥第2回教育者会議（2月15日） 令和2年度事業報告、北方領土関連事業参加者の研修報告	①北方領土問題に係る事業に積極的に参加するとともに、その成果を広く県内の教育関係者に広めていく。そのために、岐阜県小中学校教育研究会小中学校社会科研究部会等の団体との情報交換を行い、小・中学校が連携した北方領土問題に関わる授業の具現化を図る。 ②国土学習推進委員会を中心に、北方領土問題に係る授業の実践研究を一層進めていく。また、その成果を県内へ広める。 ③教育課程協議会などの場において、領土学習の在り方を具体的に協議する。 ④「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」の応募について、積極的に周知、協力を求める。
21	静岡県 (H16. 2)	①令和2年度模範審査会への出席（12月11日） ②令和2年度県民大会への出席（1月20日） ③役員会の開催（3月10日、役員6名）	①北方領土セミナーの開催 対象者：大学生及び若手教員 ※昨年度、上記セミナーを計画したがコロナ禍のため中止した。今年度も計画したが未だ実施に至っていないため、次年度に再度計画する予定。 ②社会科学習結果の情報共有 今年度、一部の学校で社会科学習授業を終えて生徒に感想等のアンケート調査を行ったので、その結果を他校の教諭等にも共有してもらい情報共有を図る。 ③今後の北方領土問題における日本の対応について、より良い方向性を意見交換する。
22	愛知県 (H18. 7)	①令和2年度北方領土問題教育者会議の開催（7月17日） ②令和2年度北方領土に関するスピーチコンテスト最終選考会への参加 ③新型コロナウイルスの影響により活動実績なし	①北方領土を題材とした公開授業の実施（外部講師へ依頼） ②元島民の講話を取組した教材（DVD等）を活用した授業
23	三重県 (H20. 6)		方領土教育の促進を行っている。今後も、県民会議と連携し、青少年や教育者の参加者を増やすよう取り組んでいく。
24	滋賀県 (H15. 5)	①9～10月：滋賀県民会議主催、第34回「私たちと北方領土」作文コンクールへの協力（応募数410編、学校数7校） ②12月：第34回「私たちと北方領土」作文コンクール審査会への参加 ③3月：令和2年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト最終選考会に審査員として参加	30年を超える本県の「私たちと北方領土」作文コンクールの周知を強化し、応募数を増やすことで、北方領土を含む領土問題についての理解を更に広げていきたい。
25	京都府 (H18. 3)	①第15回「北方領土と私たち」作文コンクール実施 ・コロナ禍で様々な制限が縮小・中止されたが、生徒が北方領土について学び、考えたことを表明する機会と、そこらから広がる学びの機会を1年でも止めるべきではないと判断し実施した。 ・作品数の減少を想定していたが、ほぼ例年とおりの1,429点の応募があった。 ・本年度は第15回記念特集号として、作文集を発行した。 ・北方領土に関する全国スピーチコンテストの最終選考に3作品が選出された。 ②研究指定校（府内2校） ・臨時休業期間があり、この事業についても実施を議論したが、「今できること、学べること」の可能性をなくす必要はないと判断し実施した。 ・本年度は、京都市立開明小中学校、南丹市立八木中学校を指定。 ・それぞれの学校で公開授業を実施した。 ③広報活動 毎年2月に開催している京都府民会議で、作文コンクール優秀表彰式及び最優秀賞作文の朗読を行っていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。代わりに、新聞紙面を活用して作文コンクール表彰者と作文をQRコードにて紹介、山田 吉彦 東海大学海洋学部教授の特別講演をYouTubeにて配信した。	①オンラインを活用した意見交流 遠方の生徒同士の意見交流を行うことで、住んでいる地域の背景による考えの違いから、双方に学ぶことが多い。 ②教材作成と活用についての研究（指導者）
26	大阪府 (H21. 3)	大阪府北方領土教育者会議総会（令和2年6月18日、書面開催）	次世代を担う若年層への呼びかけ（新規参加者の参加促進）
27	奈良県 (H18. 1)	①事務局会の開催（2回） 第1回（4月6日）、第2回（4月16日） ②5月21日 理事会 ③5月28日 総会（書面開催） ④7月「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」募集 ⑤9月「北方領土と私たち」作文コンクール募集 ⑥2月19日 奈良県北方領土問題教育者会議冬季研修会 ⑦3月「北方領土に関する全国スピーチコンテスト」最終選考会	①研修会等を通じて現場への最新の情報の提供 ②学習指導要領や最新の情勢に基づいた地理、歴史、公民的分野の指導案の作成。
28	和歌山県 (H16. 5)	①6月6日 役員会 ②12月3日 授業研修会	①授業研修会を平成17年から県内8地方で順に開催するなどの取組を行ってきました。これらの取組を今後も確実に継続してきたい。 ②今後も、北方領土問題教育指導者現地研修会には、中学校社会科教諭を参加させたい。 ③今年度は総会に講師を招き、講演していただいています。教育者会議の活動を県内全ての学校に届けるため、令和3年度は実際に授業を行って教員を対象に、講演をお願いできないかと考えています。例えば、文部科学省の教科調査官をお招きし、北方領土を教材とした單元構成や授業構成、評価等を御指導いただく。

No.	都道府県	1. 今年度の活動実績	2. 今後の活動方針
29	鳥取県 (H17.3)	①過去の北方領土問題に係る授業研究会の学習指導案を県内各中学校へ送付。(4月) ②教育者会議総会(2月) ③「北方領土問題授業研究会(2月)」 「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール 募集期間 令和2年6月～10月 表彰式 令和3年2月5日 優秀作文集作成 県内中学校、図書館等への配布(完成は年度末又は次年度はじめ)	元島民の方、2世又は3世の方、根室市内の高校生による県内中学生に対する講演会 2. 今後の活動方針
30	高知県 (H17.2)		①北方領土教育である以上、教育(授業等)に直接関わっている教員が領土問題に触れる機会を増やす必要がある。子どもが委ねるには、まず教員が変わること。そのためには現地研修の機会を増やすことが有効だと考える。 ※派遣者数を大幅に増やす く取り組んでみたいと思うこと> ②歴代の中学生作文コンクールの受賞者の追跡調査と彼らを活用した事業(講演、研修会等) ③県民会議や内閣府等と中学生との意見交換会 ④岡山県のホームページ内に、岡山県北方領土問題教育者会議のコーナーを開設して、県内の教員が安心して資料などを閲覧することができるようにする。 ⑤「授業の実態把握調査」の結果を基に、授業の企画や展開に役立つ情報を提供していく。 ⑥「キャッチコピー」「スピーチコンテスト」の全国における岡山県の実勢状況を教育者会議の会員に知らせること、取り組もうとする意欲を増していく。 ⑦ホームページ内に過去の作品を掲示する。 ⑧『ジョバンニの島』の広報を行い、平和学習・人権学習の一環として活用できることを、県内全域に伝えていく。 前年度事業を継続実施
31	岡山県 (H24.2)	①6月上旬 岡山県北方領土問題教育者会議総会 実施(書面開催) ②6月～ 北方領土に関する標語・キャッチコピー応募啓発 ③6月～ 北方領土問題に関するスピーチコンテストへの応募啓発 ④6月9日～12月18日 北方領土問題に関する授業の実態把握調査の実施 ⑤3月15日 岡山県北方領土問題教育者会議報告会 実施	
32	広島県 (H22.9)	令和2年6月に「広島県北方領土問題教育者会議第1回総会」を書面にて開催。	
33	山口県 (H15.8)	新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし	学校における課外授業(夏休み期間中)での北方領土問題に関する学習会の開催
34	徳島県 (H17.3)	①4月11日 令和2年度徳島県北方領土問題教育者会議総会 とくぎんトモニプラザ ②3月6日 令和2年度徳島県北方領土問題教育者会議幹事会 徳島県教育会館	①教育者会議を持続可能な組織とすることが北方領土教育の促進につながる。 ②若手教員に積極的に活動への参加を呼び掛け若手教員の会員を増やす。 ③県中学校社会科事務局員等の中核的な教員に呼び掛け活動に参加してもらう。
35	香川県 (H18.2)	新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし	①年間2回の教育者会議 ②北方領土問題教育指導者現地研修会への派遣 ③北方四島交流教育関係者・青少年防衛事業への派遣 ④中国・四国ブロック北方領土問題青少年育成事業及び教育指導者地域研修会への派遣 ⑤「北方領土に関する」全国スピーチコンテスト・北方領土問題教育者会議全国会議への派遣 ⑥「北方領土の日」前後における青少年啓発イベント ⑦『ジョバンニの島』等啓発映画の上映会 ⑧香川県中学校社会科教育研究会の夏季研修会における啓発 ⑨北方領土問題に関する研究授業及び授業検討会
36	愛媛県 (H22.3)	①令和2年度愛媛県北方領土問題教育者会議定期総会 6月27日(書面開催) ②令和元年度活動報告、決算報告 ③役員改選 ④令和2年度活動方針、事業計画、予算案の承認 ⑤北方領土に関する全国スピーチコンテスト審査(Web開催) 2月26日～3月5日 ⑥南国市立大籾小学校6年生(146名:4クラス)の実践 授業(11月9日) 1. 北方四島交流訪問事業とは 2. 高知県民会議推進委員より 3. 授業の振り返り	①先進地域での授業実践等の視察を行い、本県における具体的な取組につなげていきたい。 ②会員の情報ネットワークを工夫し、各校の授業実践等の交流を図りたい。
37	高知県 (H22.6)	②南国市立大籾小学校6年生1組の実践 元島民及び根室高校北方領土根室研究同好会との交流(11月20日) 外交官からの講話及び質疑応答(11月30日) 令和3年北方領土返還要求全国大会への参加(2月7日) →高知新聞、毎日新聞にそれぞれ掲載される。NHK高知放送でのニュース報道あり。 高知新聞での特集記事(3月12日) ・取組が紹介される 取組をYouTubeで紹介 ・3月9日9日に配信「世界に平和を」(大籾小学校6年1組) 「北方領土パネル」巡回展示	①国の動きを知る機会の設定 ②元島民、活動している高校生との交流 ③児童生徒への啓発 →授業や交流事業への参加
38	福岡県 (H18.9)		県内の活動 ①生徒の関心を喚起するための「作文コンクール」の取組 ②北方領土問題に係る公開授業 県外の活動 ①他都道府県関係者との情報交換、研修会 ②現地視察(現地研修)
39	佐賀県 (H18.5)	北方領土に関する作文コンクール	①北方領土に関する標語・キャッチコピーコンクール ②研究授業(今年度はコロナで実施できず)

No.	都道府県	1. 今年度の活動実績	2. 今後の活動方針
40	長崎県 (H20. 2)	① 8月25日 長崎県北方領土問題教育研究会総会(書面決議) 資料 発送 ② 3月7日 長崎県北方領土問題教育研究会 活動報告 発送	①北方領土教育を更に拡充するため、今年度は離島(五島・壱岐・対馬等)での研究会(公開授業)を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響から実施を見送った。 ※①の内容は令和3年度に実施予定である。 ②本県以外の教育者会議とも連携を深めていきたい。 文部科学省にも呼び掛け、北方領土問題をどう教育課程に組み込むかの研究指定校をブロックごとに設ける。
41	熊本県 (H1. 2)	①理事会の開催(第1回(5月1日) 第2回(7月25日) 第3回(1月23日) 第4回(3月20日)) ②北方領土パネル展(2月6日～7日) ③小学校に出前授業(宇城市豊野小学校)(2月11日)	
42	大分県 (H19. 8)	①大分県北方領土教育研究会 9月29日(火)会場:アートホテル大分 【内容】総会及び北方領土オンラインゼミナール ②令和2年度九州・沖縄ブロック北方領土問題教育者地域研修会 11月28日(土)会場:アートホテル大分 【内容】講演、各県報告(各県での研究授業や活動報告等)及び質疑・意見交換	前年度事業を継続実施
43	宮崎県 (H17. 3)	①第1回宮崎県中学生北方領土に関する作文コンクールの実施 ②公開授業の指導案検討会	中学生を対象とした標語やポスター作品の応募活動
44	鹿児島県 (H16. 12)	①令和2年度九州・沖縄ブロック北方領土問題教育指導者地域研修会への参加(令和2年11月) ②全国スピーチコンテスト最終審査(令和3年3月)	リモートによる元島民と児童生徒との意見交換会(交流)
45	沖縄県 (H15. 5)	新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績なし	毎年実施されている「北方領土教室」は、青少年に対する啓発運動として、一番有効に感じる。

令和2年度教育者会議支援関連事業一覧(実績)

1. 北方領土作文コンクール

No	主 催	事 業 名	事 業 内 容	備 考
1	北海道北方領土教育者会議	令和2年度北方領土中学生 作文コンテスト	次代を担う北海道内の中学生に、日本固有の領土「北方領土」について関心を高めもらうために実施。	＜応募総数＞177作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 1点 優秀賞 4点
2	神奈川県北方領土問題教育者会議	「北方領土」作文コンクール	次代を担う中学生・高校生に北方領土という日本の領土が置かれている問題点を正しく理解してもらい、関心を呼び起こすことを目的として実施。	＜応募総数＞47作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 1点 優秀賞 5点
3	富山県北方領土問題教育者会議	第14回 「私たちと北方領土」 作文コンクール	県内の中学生を対象に、北方領土は日本の領土でありながら日本人が自由に往来できない地域であるという現実を正しく理解させ、関心を呼び起こすことを目的として実施。	＜応募総数＞437作品 ＜入 賞＞ 優秀賞 6点 入 選 8点
4	滋賀県教育者会議 (滋賀県中学校教育研究会社会科部 会)	第34回 「私たちと北方領土」 作文コンクール	県内の中学生を対象に、北方四島は歴史的にも法的にも我が国固有の領土であることは明らかであるが、戦後まもなく旧ソ連軍によって不法に占拠され今日に至っている。日本の領土でありながら日本人が自由に往来できない地域があるという現実を、中学生が正しく理解し関心を呼び起こすことを目的として実施。	＜応募総数＞410作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 1点 優秀賞 4点 入 選 15点
5	京都府北方領土教育者会議	第15回 「北方領土と私たち」 作文コンクール	府内の中学生や高校生が北方四島の現実を見据えて、北方四島が歴史的な経過や国際法に照らして日本固有の領土であることを正しく理解し、北方領土問題に対する関心を高めることを目的として実施。	＜応募総数＞1,171作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 2点 優秀賞 10点 佳 作 10点 入 選 10点
6	奈良県北方領土問題教育者会議	「北方領土と私たち」 作文コンクール	県内の中学校または県外中学校に在籍し県内に在住している中学生を対象に、北方領土の現実に関心を高めるとともに、北方領土が歴史的経緯や国際法に照らしても日本固有の領土であることを正しく理解することを目的として実施。	＜応募総数＞28作品 ＜入 賞＞ 特別賞 1点 最優秀賞 1点 優秀賞 6点

No	主 催	事 業 名	事 業 内 容	備 考
7	島根県竹島・北方領土問題 教育者会議	第11回 「竹島・北方領土問題を 考える」中学生作文 コンクール	県内の中学生を対象に、竹島や北方四島の歴史と現実に関心 を持ち、そこに存在する領土問題を正しく理解し、竹島及び北 方領土問題を解決しようとする意欲を高めることを目的として 実施。	＜応募総数＞82作品 ＜入 賞＞ 優秀賞 8点 入 選 8点
8	佐賀県北方領土教育研究会	令和2年度第10回 佐賀県中学生作文コンクール 「北方領土について 考えよう！」	県内の中学生を対象に、北方四島の現実に関心を高め、北方 領土に対して正しく理解することを目的として実施。	＜応募総数＞476作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 1点 優秀賞 3点 入 選 8点
9	北方領土返還要求宮崎県民会議	第1回宮崎県中学生 北方領土に関する 作文コンクール	次代を担う宮崎県内の中学生が北方領土に関して学習したこ と及びニュースや新聞で取り上げられた話題などを基に北方領 土の問題に対して関心を持ち、正しく理解してもらうことを目 的とする。	＜応募総数＞105作品 ＜入 賞＞ 最優秀賞 1点 優秀賞 2点 入 選 5点

2. 北方領土授業の実践

No	主 催	実 施 校	事 業 内 容	備 考
1	北海道北方領土教育者会議 根室管内北方領土教育学習研究会	標津町立標津小学校 標津町立標津中学校 (R2. 12. 10)	学習指導要領の趣旨とねらいに則し、学びの系統性を明確にした北方領土学習の実践研究を進めるとともに、北方領土は日本固有の領土であることに触れ、名前、位置、自然環境などについて北方領土に着目した実践研究を進めることを目的に実施。	＜参加者数＞112名
2	山形県北方領土問題教育者会議	鶴岡市立豊浦中学校 (R3. 2. 5)	次代を担う若い世代に北方領土問題に対する関心を深めてもらうとともに、その問題を正しく理解してもらうために実施。	＜参加者数＞22名
3	富山県北方領土問題教育者会議	黒部市立清明中学校 (R2. 8～R3. 2)	北方領土問題について基本的な理解を深めるために、DVD視聴と富山県北方領土問題教育者会議の教員による講義を実施した。生徒は各自が学習課題を設定して、年間を通じて図書館やインターネット、新設された富山県北方領土史料室等を活用して計画的な学習を進めた。また、根室市の高校生や北方領土元島民の講話を聴き、分かったことや感じたこと等を作文と個人新聞にまとめた。	＜参加者数＞503名
4	京都府北方領土教育者会議	京都市立開晴小中学校 (R2. 7) 南丹市立八木中学校 (R3. 1. 29)	北方領土問題の歴史的経緯や現状に関する知識と理解を深め、知ったことを活用し、日本国民の一員として課題の解決に向けて行動する力を育成する目的で実施。授業をとおして北方領土問題に対する生徒の関心及び意欲を向上した。	＜参加者数＞91名 ＜参加者数＞136名
5	和歌山県北方領土問題教育者会議	紀の川市立貴志川中学校 (R2. 12. 3)	北方領土学習の研究をとおして、和歌山県における北方領土学習の進展に寄与することを目的に、授業研究会を開催するとともに、教材及び教員の開発や指導方法等について協議した。	＜参加者数＞58名
6	鳥取県北方領土問題教育者会議	倉吉市立東中学校 (R3. 2. 16)	北方領土問題について、生徒の理解を深めるための教育手法の研究及び実践を目的に実施。	＜参加者数＞23名
7	高知県北方領土問題教育者会議	南国市立大篠小学校 (R2. 11. 9)	平和学習の一環として、北方領土問題について小学生の理解と関心を深めてもらう目的で実施。	＜参加者数＞146名
8	熊本県北方領土問題教育者会議	宇城市立豊野小学校 (R3. 2. 11)	次代を担う若い世代に北方領土問題に対する関心を深めてもらうとともに、その問題を正しく理解してもらうために実施。	＜参加者数＞35名
9	宮崎県北方領土問題教育関係者会議	宮崎西高等学校附属中学校 (R3. 1. 27)	次代を担う若い世代に北方領土問題に対する関心を深めてもらうとともに、その問題を正しく理解してもらうために実施。	＜参加者数＞67名

3. 北方領土学習会の開催

No	主 催	事 業 名	事 業 内 容	備 考
1	北海道北方領土教育者会議	『ジョバンニの島』 上映北方領土学習会 (R2. 7～R3. 3)	道内の小・中学校等で上映会を実施し、鑑賞後に模擬授業や元島民の講話会などを加えるなどして北方領土問題についての理解を深める授業の一環として実施。	＜実施校及び参加者数＞ 小学校 6校 360名 中学校 11校 1,193名 高校 1校 200名
2	山梨県北方領土問題教育者会議	『ジョバンニの島』上映会 (R2. 2. 5)	授業の一環として実施。	＜実施校及び参加者数＞ 中学校 1校 47名
3	福井県中学校社会科授業研究委員会	元島民と県内中学生が交流する北方領土「オンライン交流会」 (R3. 1. 19)	オンラインを活用して元島民と交流することにより、中学生に北方領土について関心をもってもらうために実施。	＜実施校及び参加者数＞ 中学校 6校 27名
4	福岡県北方領土問題教育研究会 (共催：北方領土返還促進福岡県民協議会)	『ジョバンニの島』上映会 (R3. 2. 5)	中学生に北方領土問題に関する興味・関心を喚起し、この問題について理解を深める目的で実施。	＜実施校及び参加者数＞ 中学校 1校 101名

4. 北方領土パネル展

No	主 催	事 業 名	事 業 内 容	備 考
1	茨城県北方領土問題教育者会議 (共催：北方領土の返還を求める茨城県民協議会)	令和2年度 中学校 「北方領土パネル巡回展」 (R2. 9～R3. 2)	次代を担う若い世代（対象：中学生）が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に対して関心と正しい理解を通して、より一層の北方領土問題の教育の充実と強化を図るために、中学校においてパネル展等を開催。	＜実施校＞ 県内中学校 46校
2	山梨県北方領土問題教育者会議 (共催：北方領土返還要求運動山梨県民会議)	北方領土パネル展 (R2. 8～R3. 2)	北方領土に関するパネルを、県内中学校に掲示し、北方領土を知ってもらうきっかけとする目的で実施。	＜実施校＞ 県内中学校 5校
3	長野県北方領土問題教育者会議	中学校巡回パネル展 (R2. 10～R3. 1)	北方領土返還要求運動の次代を担う若年層への啓発及び返還要求運動の普及を図るとともに、学校における歴史・地理等社会科教育の参考資料とするため、県内の中学校を巡回する北方領土啓発パネル展を実施。	＜実施校＞ 県内中学校 6校
4	富山県北方領土問題教育者会議	中学校巡回パネル展 (R2. 7～10)	北方領土開拓の歴史を次世代に伝えていくために、北方領土開拓に関するパネルを県内中学校において展示し、中学生等に北方領土問題に関心を持ってもらうきっかけとすることを目的に実施。	＜実施校＞ 県内中学校 6校
5	福岡県北方領土問題教育者会議	北方領土パネル巡回展示 (R2. 11～R3. 1)	パネルの展示を通して、北方領土問題を身近な問題としてとらえ、返還運動への意識を高めるとともに、将来の主権者としての心構えを育成する目的で実施。	＜実施校＞ 県内中学校 4校

5. 北方領土教育用教材・資料作成

No	主 催	事 業 名	事 業 内 容	備 考
1	岩手県北方領土教育者会議	北方領土教育用資料の作成 (R2. 9～11)	北方領土と岩手県の繋がりや、四島の位置等について記された資料を作成し、県内全中学校、教育委員会事務局等に配布。	
2	宮城県北方領土問題教育者会議	北方領土啓発しおりの作成 (R2. 12～R3. 3)	宮城県内の小中学生を対象に、北方領土について広く認識してもらい、北方領土返還の気運を高めるために、常時使用する啓発用のしおりを作成し、県内小中学校に配布。	
3	茨城県北方領土問題教育者会議	中学生向け北方領土広報P R C D の作成 (R3. 2～3)	北方領土イメーτζキャラクター「エリカちゃん」を活用し、北方領土の基礎知識等をクイズ形式で分かりやすく解説したC D を作成し、県内の全中学校に配布。	
4	埼玉県北方領土教育者会議	北方領土ワークシート の作成 (R3. 3)	次代を担う青少年の北方領土に関する正しい理解を促進するため、県内の小・中・高校生向けに教材（北方領土ワークシートや指導案）を作成し、県庁ホームページでこれを公開。	
5	長野県北方領土教育者会議	「北方領土に関する啓発動画」の作成 (R3. 2～3)	北方領土青少年等現地視察事業参加中学校による視察報告メッセージ動画等を作成し、県内小中学校に配布。	

【参 考】教育者会議設立状況

(設置数：47都道府県)

No	ブロック名	都 道 府 県 名
1	北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
2	関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県
3	東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
4	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
5	中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
6	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 都道府県民会議と教育者会議との主な連携

- (1) 都道府県民会議が行う青少年育成ブロック事業において、教育者会議が連携及び協力し、同事業のプログラム策定に当たっている。
- (2) 根室での青少年・教育指導者現地研修会や青少年・教育関係者の北方四島訪問事業、受入事業時の学校訪問及び対話集会等の参加者の推薦を教育者会議が担うことや、県民大会等での発表など事後活動についても連携を図っている。

(オ) 北方領土問題教育指導者地域研修会

各県民会議のブロック分けと同様に、各教育者会議を6ブロックに分け、ブロック内の学校教育現場における北方領土教育の推進方法等についての意見交換及び情報交換を通して、北方領土教育の一層の強化を図るため北方領土問題教育指導者地域研修会を開催しています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により九州・沖縄ブロックのみが以下のとおり研修会を開催し、他の5ブロックの研修会については中止を余儀なくされました。

令和3年度においては、オンライン会議システムを使用する等の代替案を用いて、事業を実施できるように教育者会議へ働きかけを行っていきます。

《九州・沖縄ブロック》(主管・大分県民会議)

〔事業名〕 令和2年度九州・沖縄ブロック北方領土問題教育指導者地域研修会

〔開催月日〕 令和2年11月28日(土)

〔開催場所〕 アートホテル大分(大分県大分市)

〔事業内容〕 各県での研究授業や活動の報告等

(カ) 北方領土青少年等現地視察支援事業

北方領土返還要求運動都道府県民会議が構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年等に北方領土を自らの目で実感してもらい、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供することで、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的に北方領土青少年等現地視察事業を実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初予定していた23都府県のほぼ全てが現地視察支援事業の実施の中止を余儀なくされましたが、令和2年11月21～23日の日程で富山県(中学生・同行者等19名)が現地視察事業を実施しました。

協会として、北方領土問題を自分ごととして認識してもらうことを目的に現地視察前の事前研修会の実施並びに視察日程に「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を必ず取り入れることを条件に支援を行いました。また、事後活動として、事業に参加した中学生は、地元中学校の学年集会での視察報告等を行いました。

参加した青少年のアンケートでは、「北方領土問題に対する関心が深まった」との回答が全ての参加者からあり、特に「元島民の体験談」や「北方領土の視察」に関心を持ったとの感想が寄せられました。

【アンケート結果】

(この事業に参加して北方領土問題に対する関心が深まったか)

・大変深まった	100.0%
・少し深まった	—
・深まっていない	—
・無回答	—

自己評価 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 B

○ 青少年や教育関係者に対する各種事業の実施について

① 北方青少年少女交流事業の開催

北方領土隣接地域の1市4町に在住する北方領土元居住者の3世、4世等（中学生）に対して、北方領土問題に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に実施している本事業について、令和2年度は、関係機関と調整を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送ることとなった。

内閣総理大臣等の関係閣僚と直接面会し北方領土問題の早期解決を訴えることは北方領土返還要求運動の後継者育成につながる重要な機会の一つでもあるため、令和3年度は事業の再開に向け、関係機関と調整を進めていく。

② オンライン研修会の開催について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン会議システムを使用して若年層向けの啓発事業を実施し、小学生から大学生まで幅広い若年層への啓発活動を展開した。

小学生向けのオンライン研修会では、高知県南国市立大篠小学校当協会、根室市の北方領土元島民及び高校生をオンラインでつなぎ、元島民等による体験談の聴講と質疑応答を実施した。また、中学生及び高校生向けのオンライン研修会では、全国6地域の中学校及び高校と根室市在住の元島民をつなぎ、体験談の聴講等に加え、参加中高生からの感想表明もプログラムに盛り込み、双方向の交流を意識した研修会を実施した。

全国の大学生等を対象として実施している「北方領土ゼミナール」についても、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン形式で開催した。

ゼミナールの開催に先立ち、参加学生には北方領土問題に係る事前学習を課題とし、学習の感想等を記した事前学習ワークシートを提出させることで、ゼミナール当日は参加学生による活発な意見交換がなされるよう考慮した。オンラインゼミナール当日は、元島民の講話の後、「北方領土返還要求運動はどうして必要か」をテーマにグループディスカッションを行った。

これらの事業参加者に対してアンケートを実施し、全ての参加者から「非常に有意義だった」又は「有意義だった」との評価を受けた。北方領土返還要求運動の担い手の育成は啓発活動の重要課題の一つであり、令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、着実に事業を実施していく。

③ 北方領土に関する全国スピーチコンテストについて

次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、この問題に関心を持ち、北方領土問題に関する歴史等を正しく理解することを目的に全国の中学生を対象に「令和2年度北方領土に関する全国スピーチコンテスト」を実施し、3,625作品の応募があった。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、最終審査会を出場中学生のスピーチ動画をY o u T u b eで視聴し審査するオンライン形式で実施した。

本事業の周知を図るため、最終選考会の審査員として教育者会議全国会議の参加教諭に参加してもらい、出場中学生のスピーチ動画を全国の県民会議や教育者会議において視聴してもらうよう依頼、併せて事業の報告書を県民会議、教育者会議等へ配付等にも取り組んだ。

令和3年度においてもより多くの参加者を集めることが出来るよう努めていく。

④ 北方領土問題教育者会議等について

教育者会議に対して、運営経費や啓発資材提供に加え、各県の教育者会議単独で実施した研修会及び教育者会議と県民会議が協力して実施する北方領土教育の実践授業、パネル展、作文コンクールなどの事業に対して引き続き支援を行った。

北方領土問題を授業で取り上げる際の一助として、協会ホームページにおいて学習教材集を提供しており、令和2年度においては、協会が運営する北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッターにおいて、教材集の積極的な発信を行うなど広報活動を積極的に行った結果、前年度のダウンロード件数を上回った。今後も学習教材集の拡充及び活用の呼びかけを行っていく。

・協会HP掲載学習教材集のダウンロード件数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ダウンロード件数	1,406件	4,022件	7,097件	11,741件

また、書面開催となった北方領土問題教育者全国会議において、各県教育者会議の令和2年度の主な活動実績及び各県教育者会議が制作した北方領土教材に係る情報を共有することにより、学校教育の場における北方領土教育の充実及び強化を図った。

併せて、同年度に協会が実施した「北方領土問題に係る若年層への効果的な啓発の施策検討に関する調査」において、回答者の多くが北方領土問題を知るきっかけとして「学校の授業」を挙げた調査結果を共有し、引き続き学校教育現場での北方領土問題に関する実践授業等での積極的な取組を依頼した。

⑤ 北方領土青少年等現地視察支援事業について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当初予定していた

23 都府県の内、富山県のための現地視察事業実施となった。協会から本事業に対して、北方領土を自らの目で見ることや元島民の体験談を聞くことにより北方領土問題を自分ごととして認識してもらうことを目的に、現地視察前の事前研修会の実施並びに視察日程へ「北方領土の視察」、「元島民体験談の聴講」及び「北方領土啓発施設の見学」を含めることを条件に支援を行った。参加した中学生は、地元中学校の学年集会で視察の報告を行うなどの事後活動を実施した。

参加者へのアンケートでは、「北方領土問題に対する関心が深まった」との回答がほとんどであり、特に「元島民の体験談は印象に残った」との感想が寄せられた。

新型コロナウイルス感染症の状況が見通せない状況ではあるが、現地視察事業に代わる事業の実施を教育者会議に対して促す等、若年層に対する啓発活動に着実に取り組んでいきたい。

ウ 国民一般に対する情報発信

北方領土問題及び返還運動について、理解と認識を深めてもらい、更なる国民世論の高揚を図ることを目的として、以下の取組を行いました。

(ア) パンフレット等の啓発用資料・資材の作成

北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう一般向け啓発パンフレットの作成を行い、県民会議等に提供することで、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらい、国民世論の啓発に役立てました。

北方領土啓発パネルについて、掲載情報の更新や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」とそのお友達を活用したデザインに変更する等の修正を加えた上で新たに作成を行い、若年層を含めた多くの国民に北方領土問題に関心を持ってもらえるように県民会議等に活用の働きかけを行いました。

また、我が国を訪れる外国人に対して、北方領土問題や領土返還に係る我が国の主張等を正しく理解してもらうことを目的に外国語パンフレット（英語及びロシア語）の作成を行い、県民会議を通じて、役所や観光地等の外国人が利用する施設への設置を働きかけました。

(イ) VRを使用した北方領土仮想体験コンテンツの作成

令和2年度の新たな事業として、一般国民の北方領土への訪問が制限されている状況下において、広く国民、特に若年層に対して、戦前の北方領土の暮らしや自然などを具体的に追体験することを通して北方領土問題に対する理解及び関心を深めてもらうため、VRコンテンツを作成しました。

本VRコンテンツは、啓発施設において展示を行っているほか、より多くの国民に視聴してもらえるようアプリケーションとして配信を行っております。アプリケーションは物語に沿ってアニメーションを視聴する「一般版」と、アニメーションに加え、北方領土の基礎知識の紹介も含まれた「教育版」の二種類があります。令和3年度は本アプリケーションを北方領土学習教材の一つとして活用してもらえるよう関係機関への周知に努めていきます。

(ウ) 北方領土に関する標語・キャッチコピーの募集（一般公募）

[募集方法] 協会ホームページ、公募専門誌、関係団体広報誌、
研修会等の事業参加者への紹介等

[募集期間] 令和2年5月1日（金）～9月30日（水）

[応募方法] はがき、インターネット等による応募

[応募件数] 10,450件（内訳：ハガキ763件、メール1,766件、
ファックス1,185件、封書1,944件、公募サイト4,792件）

[入賞] 最優秀賞 1点、優秀賞 4点、佳作 5点

[最優秀賞受賞作品] 「絶やすまい 返還つなぐ 強い声」
池永 一広 （大阪府在住）

(エ) 啓発カレンダーの作成

[内 容] 令和3年版北方領土返還要求啓発用ポスターカレンダー
[規 格] A2判
[部 数] 8,700部
[配 布 先] 都道府県民会議、北連協加盟団体、関係機関等

(オ) SNS広告等による啓発

令和2年8月と令和3年2月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、SNSを活用した北方領土集中啓発事業しました。

事業の中身としては、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッター及びフェイスブック上で「北方領土エリカちゃんマスコットプレゼントキャンペーン」及びSNS上の広告掲載スペースへの北方領土問題に関する広告の掲載を行いました。また令和3年2月の強調月間では「エリオくん」のツイッターにおいても「マスコットプレゼントキャンペーン」の周知を行いました。

結果として、約26,000件の読者数の増加につながりました。本事業で増加した読者に今後も北方領土問題に対して関心を持ってもらえるよう、引き続き親しみやすい啓発活動に取り組んでいきます。

(カ) 民間企業等との連携

民間企業等と連携した啓発活動については、引き続き啓発物品の設置協力を依頼し、新たに日本青年団協議会に対して全国の青年会館や研修用宿泊施設への啓発パンフレット及びボールペンの設置を依頼し、協力が得られました。

(キ) 啓発施設の充実

北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、道東地域に啓発施設として北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の3施設を保有し、「北方領土を目で見る運動」の推進のため有効に活用しています。なお、別海北方展望塔は別海町に、羅臼国後展望塔は羅臼町にそれぞれ管理及び運営を委託しています。

令和2年度の集客数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年4月18日（土）から5月26日（火）まで全ての啓発施設の閉館を余儀なくされたため、目標とする前中期目標期間の年度平均集客数を下回る結果となりました。

令和3年度においては、来館者の方が安心して啓発施設を訪れることが出来るよう新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で施設の運営を行うとともに「エリオくん」のツイッター等の広報媒体を用いて、集客数増加に努めていきます。

また、このような状況下でも、来館された方の意見や要望を受ける意見箱の設置を続けました。いただいた意見を基に、後の館内施設や展示物等の改善策の検討を進めていきます。

・啓発施設の集客数

年度	前中期目標期間平均 (目標値)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
北方館	143,294 人	148,204 人	144,587 人	84,167 人
別海北方展望塔	75,930 人	75,690 人	77,554 人	52,403 人
羅臼国後展望塔	30,875 人	32,446 人	36,027 人	19,393 人

令和2年度北方領土に関する標語・キャッチコピー入選作品

独立行政法人北方領土問題対策協会
(令和2年10月30日決定)

最優秀賞

絶やすまい 返還つなぐ 強い声
池 永 一 広 (大阪府高槻市)

優秀賞

受け継ごう ^{しま}四島への想い われわれで
増 田 俊 二 (兵庫県尼崎市)

知って見て 語って行動 返還へ
小 田 中 準 一 (千葉県市川市)

「ただいま！」と 日本全国に ^{しま}四島の声
山 本 芳 生 (宮崎県宮崎市)

還る迄返せの声は休まない
荘 子 隆 (宮崎県宮崎市)

佳作

^{よんとう}四島が 戻る日願ひ 続ける対話
上 田 雄 三 郎 (滋賀県近江八幡市)

^{しま}四島を知り歴史知る 返還へ ふみだせ一歩
落 合 祐 美 子 (新潟県阿賀野市)

声上げよ ^{しま}四島の扉が 開くまで
佐々木 美知子 (埼玉県所沢市)

年表に新たにきざめ北方返還
竹 林 美 優 (千葉県船橋市)

ジジババが 夢見た帰島 僕果たす
松 原 恒 美 (東京都小平市)

北方領土に関する最優秀入選標語一覧

年 度	標 語
昭和44年度	北方領土 復帰へ示せ 意気と熱意
45年度	北方の 領土還る日 平和の日
46年度	きみ・ぼくの 熱意でもどそう 北方領土
47年度	北方領土 復帰へもやせ 世論の火
48年度	友好の 握手で戻せ 北方領土
49年度	一億の 叫びたかめよ 北方領土
50年度	意気、根気、熱意で戻そう 北方領土
51年度	火と燃える 世論が還す 北方領土
52年度	父祖が拓いた北方領土かえれかえせ島と海
53年度	きみ・ぼくの 叫びが返す 北方領土
54年度	ねばり抜く 熱意で戻せ 北方領土
55年度	高めよう “四島を返せ” の 大合唱
56年度	北方の 領土にともせ 日本の灯
57年度	北方領土 根強い外交 支える世論
58年度	お茶の間の 会話の中にも 四島（しま）返れ
59年度	北の四島 語り継ぎます 返るまで
60年度	我が家から ひろげる対話 北方領土
61年度	返るまで 消すな領土に 世論の灯
62年度	考えよう 知ろう語ろう 北方領土
63年度	島四つ 一緒に還る 平和の日
平成元年度	四島還り 日ソ友好 新時代
2年度	友好の 扉を開く 四島復帰
3年度	友好の 確かな証（あかし） 四島（しま）返還
4年度	友好の 未来を築く 四島（しま）返還
5年度	信頼と 平和を築く 四島返還
6年度	半世紀 新たな決意で 四島（しま）還れ

年 度	標 語
7年度	たゆみなき 決意の世論で 四島返還
8年度	世論の輪 広げてつなげて 四島返還
9年度	四島（しま）還り 広がる交流 深まる友好
10年度	四島（しま）返還 平和な未来へ 橋渡し
11年度	新世紀 ひらく鍵です 四島（しま）返還
12年度	新世紀 日口の英知で 四島（しま）返還
13年度	断固たる 決意と熱意で 四島（しま）返還
14年度	語り継ごう たゆまぬ努力で 四島（しま）返還
15年度	粘り抜く 熱意と対話で 四島（しま）返還
16年度	取り戻せ 歴史も語る 北の四島（しま）
17年度	世代越え 心に願うは 四島（しま）返還
18年度	四島（しま）還れ！ 日本の声です 叫びです
19年度	択捉と国後・色丹・歯舞は 日本の領土（とち）です 誇りです
20年度	四島（しま）返還 あなたの声こそ 力です
21年度	四島（しま）返還 日口の明日を ひらく鍵
22年度	国民の 声と熱意で 四島（しま）返還
23年度	“いつか”を“今”に。日本の国土、北方領土
24年度	「知る事」が 四島（しま）返還の 第一歩
25年度	考えよう みんなで解決 北方領土
26年度	四島返還 ひとりの力が 大きな力に
27年度	重ねる対話 つなげる熱意で 四島（しま）返還
28年度	四島（しま）の未来 心かよわせ 返還へ
29年度	声届け 開けよう扉 四島（しま）返還
30年度	返還へ 世代を越えて つなぐ声
令和元年度	返還へ 未来志向の 対話と交流
令和2年度	絶やすまい 返還つなぐ 強い声

自己評価 国民一般に対する情報発信 B

○ 国民一般に対する情報発信について

① パンフレット等の啓発用資料及び資材について

北方領土問題について国民が正しく理解し認識を得るため、パンフレットの作成を行い、県民会議等に提供し、県民大会、研修会、キャラバン及び署名活動等において、効果的、効率的に活用してもらうことで、北方領土問題に対する国民世論の啓発を図った。

北方領土啓発パネルも、掲載情報の更新や北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」とそのお友達を活用したデザインにする等、新たに作成を行い、県民会議等に活用の働きかけを行った。

また、我が国を訪れる外国人に対して、北方領土問題や領土返還に係る我が国の主張等を正しく理解してもらう目的で、外国語パンフレット（英語・ロシア語）の作成を行い、県民会議を通じ、役所や観光地など外国人が利用する施設への設置を働きかけた。

② VRを使用した北方領土仮想体験コンテンツの作成

令和2年度の新規事業として、VR映像による戦前の北方領土の暮らしや自然などを具体的に体験してもらうことにより、北方領土問題に対する理解及び関心を深めてもらうため、VRコンテンツを制作し啓発施設に展示を行った。併せて、北方領土問題に係る教材として活用してもらうことを視野に「一般版」及び「教育版」二種類のアプリケーションの配信を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響により、北方領土を直接望むことが出来る根室市への訪問が難しい現状では、仮想空間であっても北方領土の当時の様子や景色を体験できる本コンテンツを多くの国民に視聴してもらえよう、学習教材としての活用の呼びかけと併せて、周知に努めていきたい。

③ 北方領土に関する標語・キャッチコピーの募集について

協会ホームページ及び公募専門誌・WEBサイトへの掲載並びに全国の都道府県民会議や教育者会議と連携し学生に本件への応募を促した結果、前年度と同水準の10,450件（昨年度10,896件）の応募があった。

最優秀賞受賞作品は、啓発資料及び資材、啓発カレンダー等に掲載するなど啓発活動において有効に活用している。今後も、若年層に北方領土問題に対する関心を持ってもらう重要な機会の一つとして着実に本事業を実施していく。

④ 啓発カレンダーについて

啓発用資料の一つとして「標語・キャッチコピー募集事業」の最優秀作品を年間カレンダーに取り込んだ啓発カレンダーを協会で作成しており、県民会議、北連協加盟団体、関係機関等へ配付し多くの人の目に留まるような啓発活動を実施した。

なお、本事業は一般競争入札（総合評価落札方式）により業者の選定を行い、総合評価審査委員会では、若年層（大学生）の知見も取り入れ、若年層に対してより

親しみやすい啓発資料になるように工夫を行った。

⑤ SNS 広告等による啓発について

令和2年8月と令和3年2月の北方領土返還運動全国強調月間に合わせて、広く国民に対して啓発を行うため、北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」のツイッター及びフェイスブック上で「北方領土エリカちゃんマスコットプレゼントキャンペーン」及びSNS上の広告掲載スペースへの北方領土問題に関する広告の掲載を行った。また令和3年2月の強調月間では「エリオくん」のツイッターにおいても「マスコットプレゼントキャンペーン」の周知を行った。

本事業の結果として、約26,000件の読者数の増加につながった。引き続き、国民にとって親しみやすい啓発活動を行い、北方領土問題に対してより多くの国民が関心を持ってもらえるような取組を行っていく。

⑥ 啓発施設の有効活用について

啓発施設の集客数について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年4月18日（土）から5月26日（火）まで全ての啓発施設の閉館を余儀なくされたため、目標とする前中期目標期間の年度平均集客数を下回る結果となった。閉館期間中は、緊急事態宣言後の再開に向けて、館内施設の整備や展示物の更新等を行った。

啓発施設から北方領土を直接目にすることができ、多くの人に啓発施設を訪れてもらうことは、北方領土返還に向けた国民世論を盛り上げることにもつながる。令和3年度においては、来館者の方が安心して啓発施設を訪れることが出来るよう新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、施設の運営を行うとともに「エリオくん」のツイッター等の広報媒体を用いて、集客数増加に努めていく。

・啓発施設の集客数

	前中期目標期間平均 (目標値)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
北方館	143,294人	148,204人	144,587人	84,167人
別海北方展望塔	75,930人	75,690人	77,554人	52,403人
羅臼国後展望塔	30,875人	32,446人	36,027人	19,393人

自己評価 国民世論の啓発 B

国民世論の啓発について、北方領土返還要求運動の推進、青少年や教育関係者に対する啓発及び国民一般に対する情報発信（小項目）ごとの自己評価は、B評価であることから、全体として、当該事項の評価をBとした。

② 四島交流事業

	予算額	決算額	人 員
平成 30 年度	274,452 千円	238,463 千円	4 人
令和元年度	296,621 千円	261,665 千円	5 人
令和 2 年度	286,619 千円	310,354 千円	5 人

北方四島交流事業は、領土問題解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、日本国民と四島在住ロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問の枠組みが作られ、平成 4 年から実施しています。

令和 2 年度は協会の実施又は支援事業として、訪問事業及び教育関係者（専門家）訪問事業を計画し、また、外務省の受託事業として、2 回（千葉県・青少年／広島県・一般）の受入事業を計画しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4 月 15 日に当面実施を見合わせる事となりました。その後、実施に向けて四島側実施団体や関係府省と調整を行ったものの、新型コロナウイルス感染症の状況は好転せず、実施は困難との結論に至り、全ての事業中止を余儀なくされました。

日露両政府は北方四島交流等事業の重要性に鑑み、可能な限り早期に事業を実施することで一致しており、事業再開に際して、必要な感染予防措置を講じた上で、円滑に事業を開始できるように、以下の新型コロナウイルス感染症対策に取り組みました。

ア 訪問事業における新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルの整備

四島への訪問には、3 つの枠組み（四島交流、自由訪問、北方墓参）があり、事業目的や実施団体は異なりますが、参加団員の編成や四島への渡航手段、全体的な行程は同一的な部分があることから、新型コロナウイルス感染症対策について実施団体間で協議を行い、共通のマニュアルを整備しました。

マニュアルには、参加団員の健康に関する事前確認、北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」における生活、四島への上陸など各フェーズにおける対策やソーシャルディスタンスを考慮したレイアウト、感染予防の装備品リスト、感染の疑いのある者が発生した場合の緊急対応（連絡体制、船内のゾーニングなど）を盛り込んでいます。

イ 北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の改修

今年度事業は全て中止となってしまいましたが、日露双方の相互理解の増進という事業の重要性からして今後の継続的な事業実施が必要であり、実施に当たっては、全国各地から参加団員が集い、数日にわたる集団生活を行うことになるため、実施団体として、参加団員の健康と安全の確保には最大限配慮する必要があります。

と考えています。

こうした事業の性格や現場の状況に加え、感染症対策として「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」を避けることが必要であることなどを踏まえて、平成 24 年度から北方四島交流等事業の渡航手段として使用している船舶「えとぴりか」の新型コロナウイルス感染症対策に関する改修工事を行いました。

主な工事内容は以下のとおりであり、改修工事の前後においては、各実施団体の担当者や政府関係者が現場（広島県呉市内の造船所）を訪れて、船舶所有者から工事内容の説明を受けるなど改修内容の確認を行いました。また、改修内容について、公表を行いました。

- ・病室の拡張（4 階）

感染者等を隔離できるように拡張。ベッドを 1 床から 2 床へ増やし、防護服着脱スペース等を確保。

- ・隔離室の確保（3 階 302 号室と多目的便所・浴室）

感染者等を病室以外で隔離できるように改造。使用時は隔離壁を設置して、接触制限エリアや防護服着脱スペース等を確保。

- ・ファンの整備及び空気清浄機の設置（船内全体）

換気環境を改善するため機械式ファンを増設し、一部の自然通風を機械式に改造。空気清浄機を船内通路や階段、食堂兼集会室等の各所へ設置。

- ・食堂兼集会室の改修等（3 階）

飛沫飛散防止のため食卓にアクリル板を設置。左右 6 箇所の窓を開閉可能に改修（開閉は海象状況を踏まえて船員が行う）。

- ・船内消毒関連等（船内全体）

消毒液ホルダーを各所に設置。客室等内に蓋付きゴミ箱とペーパーホルダーを設置。トイレ内のエアータオルは撤去し、ペーパーホルダーを設置。

ウ 新型コロナウイルス感染症予防装備品の調達

事業の実施期間中は、各フェーズにおける様々な感染予防への取組が必要で、感染者や感染の疑いのある者等の発生という緊急事態においては、更なる感染者を増やさない防護対策が必要なため、新型コロナウイルス感染症安全対策マニュアルを踏まえ、装備品を調達しました。主な内容は以下のとおりです。

- ・感染予防を目的とした装備品

使い捨てマスク、フェイスシールド、手袋、アルコール消毒液、消毒用ペーパータオル、非接触型電子体温計等

- ・緊急時における防護対策装備品

サージカルマスク、ゴーグル、ガウン、手袋、シューズカバー、防護服等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を実施することが出来ず、四島側との相互理解の増進や多角的な観点による交流プログラムの実施及び事業参加者による事後活動（SNS等を通じた情報発信）については実施ができませんでした。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、第一に四島交流事業を再開することが出来るように関係府省と協力の上、四島側交流団体と粘り強く交渉を継続していきます。その上で、あらゆる可能性を考慮し、WEB会議システム等を活用した代替事業や過去の参加者も含めた交流事業参加者による事後発信の在り方の検討を行っていきます。

自己評価 北方四島との交流事業 B

○元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により計画していた全ての事業が中止となり、平成4年の事業開始以来、未曾有の事態となった。四島側と相互理解を深める機会を得られなかったことは大変残念であった。

日露両政府においては、北方四島交流等事業の重要性に鑑み、可能な限り早期に事業を実施することで一致しており、協会としても事業の再開に際して、必要な感染予防措置を講じた上で、速やかに事業を実施することが出来るように、新型コロナウイルス感染症への対策として以下に取り組んだ。

安全対策マニュアルの整備では、各実施団体との協議によって様々な視点に基づき、事業再開後の円滑な事業実施に向けた感染予防措置や危機管理対応等を盛り込んだマニュアルを作成した。

北方四島交流等事業使用船舶「えとぴりか」の改修では、病室の拡充や隔離室の確保により、万が一の緊急事態に対する備えを施すことができた。船内設備の整備や空気清浄機を各所へ設置することによって、船内換気能力の向上や環境の改善に繋がった。本改修については公表することにより、事業再開に向けた取組の周知を図った。

「えとぴりか」は船舶による唯一の渡航手段であり、感染者や感染の疑いのある者等の発生は継続的な事業実施へ影響を及ぼす懸念があることから、事業展開はより慎重かつ丁寧に取り組んでいきたいと考えている。

新型コロナウイルス感染症への予防と緊急時における防護対策に必要な様々な装備品を調達したことによって、再開に向けた準備を整えることができた。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が今後どのような動向になっていくのか未知数ではあるが、令和2年度に行った新型コロナウイルス感染症対策により事業再開に際して、速やかに対応することが出来る体制を整えることができた。協会としては北方四島交流等事業の重要性に鑑み、可能な限り早期に事業を実施できるよう、関係府省と密に連携しつつ、四島側実施団体との調整を継続し、事業の実施に当たっては、参加団員の健康や安全確保に最大限配慮していく。

③ 調査研究事業

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	7,500 千円	6,106 千円	4 人
令和元年度	5,460 千円	5,668 千円	4 人
令和 2 年度	17,447 千円	16,179 千円	4 人

北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究を行うため、北方領土問題を巡る環境の変化、当面の課題等を踏まえたテーマ設定、北方領土問題に関する資料及び情報の収集を行い、その提供を行いました。

令和 2 年度に実施した事業と調査は以下のとおりです。

ア 北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業

第 4 期中期目標及び中期計画（平成 30 年度～令和 4 年度）において、協会は「北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関」として位置付けられており、資料等の積極的な発信や利活用の促進が求められています。

現在、元島民の方々は高齢化が進み、年々減少していく中で戦前の北方領土における生活及び引揚時の様子に関する実物資料や 70 年以上にわたる北方領土返還要求運動に係る資料は、時の経過とともに散逸や滅失してしまう状況にあります。こうした資料は、北方領土は我が国固有の領土であることを証明する非常に重要なものであるとともに、学術的に後世に残すべきものでもあります。

このようなことから、貴重な資料の散逸や滅失を防ぎ、一元的に管理・活用することを目的とした「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」を令和 2 年度から 3 か年計画により開始しました。

令和 2 年度は、事業の準備期間と位置付け、資料の収集範囲、分析や分類、保管、展示や発信などについて検討するため、既存の北方領土関係機関における関連資料の保有状況や「先の大戦」に係る資料を展示している機関に対して運用方法等の調査を実施しました。

北方領土関係機関への調査の結果、以下のことが分かりました。

- ・元島民の中には、北方領土返還要求運動や資料募集等に積極的に関与していない方が多いことから潜在的に資料保有者が存在している可能性がある。
- ・資料収集に当たってはこのような潜在的資料保有者との橋渡し役として元島民の会等の関係団体の協力を得ることが効果的、効率的な資料収集につながる。
- ・協力を呼び掛ける際にも、目的が抽象的な協力依頼では効果が限られており、今後の事業展開の方向性及び収集資料の活用方法が明確であると、より多くの協力が得られやすい。

「先の大戦」に係る資料を展示している機関への調査の結果、以下のことが分かりました。

- ・資料収集及び管理等に際して、収集基準や運用方法を示す諸規程を整備し、これに基づいて業務等を行っていることが分かった。
- ・収集資料の管理及び劣化防止の方法について、収蔵庫の温度及び湿度管理は必ず行われ、また虫害等を避けるためくん蒸作業を行っている。
- ・収集資料の活用法として、映像や音響等を活用した展示、WEB上でのデジタルアーカイブ公開等を通して積極的な公開を行っていることが分かりました。

これらを踏まえ、本事業の前提として「日本領としての北方四島の歴史・文化的な流れを示す資料」及び「日本領としての北方四島の価値認識を高める資料」を収集範囲とした上で、これに伴う資料の収集方法、整理分類方法、保存・管理の方向性、資料の活用方法及び収集に係る諸規程や諸様式の内容整理など、資料収集の際に必要な事項について「企画案」として取りまとめました。

令和3年度においては、取りまとめた「企画案」を基に資料収集等の諸規程等を整備の上、専門家や元島民等の協力を得ながら、資料の実態調査や収集を実施し、収集した資料については適切に分類及び保管管理等を行い、令和4年度には収集した資料の公開等を実施していく予定です。

イ 教育現場における北方領土教育に関する実態調査

令和元年度に実施した北方領土問題に関する若年層向けの調査において、北方領土を知ったきっかけが「学校の授業」で最多の割合を占め、北方領土問題への認識に学校教育が強く関係していることがわかりました。北方領土問題の発生から70年以上が経過し、今後の運動の担い手となる後継者の育成は喫緊の課題であり、北方領土教育の強化や若年層向け啓発活動の活性化が大変重要です。

このような状況を踏まえて、令和2年度は、授業での実践などを通じた北方領土教育への取組や北方領土問題教育者会議の活動が全国的に展開されている中で、教育現場ではどのような取組がなされ、課題や需要等があるのか実態を把握する調査を実施しました。

【調査概要】

期 間：令和3年1月9日（土）～2月5日（金）

方 法：インターネット調査

対 象：全国の国公私立中学校（10,236校）

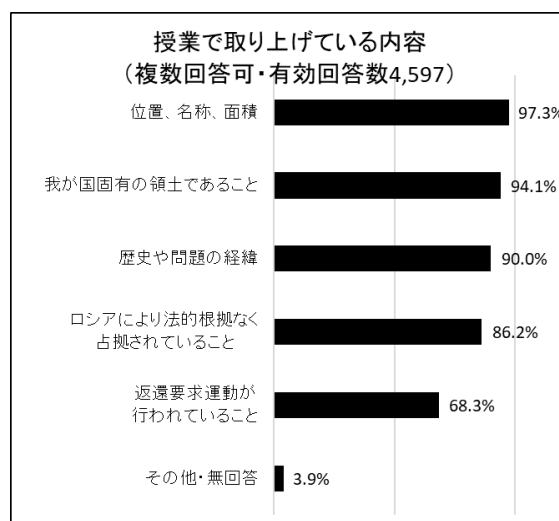
※義務教育学校94校、中等教育学校53校を含む。

※各校の社会科担当主任級又は準ずる教員へ回答を依頼

結果概要：

①北方領土に関する教育の現状について

- ・授業においては、「北方領土の位置、名称、面積」、「歴史や問題の経緯」、「我が国固有の領土であること」の基礎的内容が取り上げられ、教科書や地図帳などの一般的な教材が使用されている。
- ・説明に図や資料、写真などを取り込むことや歴史的背景を中心に教えることによって、理解度を高める工夫がされて

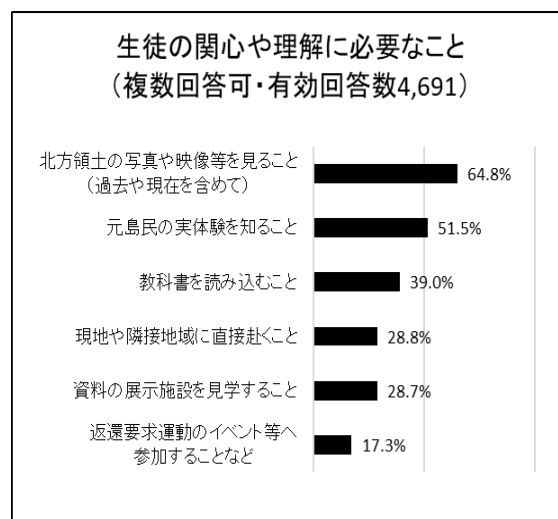


おり、試験に出題する学校もあった。外交関係や返還要求運動の取組を教えることは、難しいポイントとして捉えられていた。

- ・総合学習など授業以外の場を活用した取組について、北方領土をテーマとして取り上げたきっかけは、自発的なものや自治体、教育委員会、学校の方針によるものであった。取り上げない理由としては、授業計画の都合で時間がない、既に実施するテーマが決まっている、十分な資料がないなどが挙げられた。

②北方領土に関する教育の課題・要望について

- ・教材に関して戦前の北方領土や現在の様子が分かる資料が要望されており、生徒の北方領土問題に対する関心や正しい理解には過去や現在を含めて四島の写真や映像等を見ること、元島民の実体験を知ることが必要との意見があった。
- ・返還要求運動につなげるためには、生徒が自分ごととして捉えることや学んだ内容を発信していくことが必要と考えられている。



③教育現場における啓発事業の認知度について

協会が毎年度実施している「全国スピーチコンテスト」(中学生を対象)、や「標語・キャッチコピーの募集」(学校として参加の実績もあり)などが知られていた。

④教育現場における交流事業の認知度について

交流事業について半数ほどが「知っている」との回答であり、事業へ参加する機会があれば、「島民の生活を知ること」や「島民との意見交換や文

化交流」を望む声が聞かれた。

今回の調査から以下の分析結果や知見を得ることが出来ました。

- ・北方領土教育の現場において、授業による基礎知識を学ぶ機会が引き続き確保されること、北方領土返還要求運動への取組を紹介することなどにより、運動をより身近に感じてもらうことが必要。
- ・北方領土を自らの目や耳でよりリアルに感じられることが、関心や理解を高めることや自分ごと化に繋がることから、昨今、推進されている教育のデジタル化も踏まえ、新たな教材の開発や提供が必要。
- ・多忙な教育現場であっても授業以外の場で取り組まれている事例もあり、北方領土教育に少しでも多くの時間が充てられることが望まれ、学習モデルや事例の発信、各地域の自治体や教育委員会へのアプローチなど学習の推進を奨励していくことが必要。
- ・啓発事業や交流事業への参加が北方領土問題に触れる機会となり、正しい理解や自分ごと化に繋がることから、事業の周知や参加の呼び掛けなどの拡充が必要。

調査結果は協会の各種事業における活用や北方領土返還要求運動の関係団体等へ提供などを行うとともに、現場における課題や需要を踏まえて、今後の北方領土教育の強化や北方領土返還要求運動の活性化に寄与していくよう努めてまいります。

ウ 調査研究結果の引用・利活用

今中期目標期間の各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数は以下のとおりです。なお、引用・利活用の件数の測定に際して、調査実施年度の翌年度を測定期間としているため、令和2年度3月末時点では令和元年度調査の引用・利活用の件数までが判明している数値となっています。

・調査研究結果の引用・利活用の件数

年度	平成 30 年度	令和元年度
引用数	0 件	3 件
利活用数	195 件	408 件

令和元年度の引用・利活用の件数は、調査結果のプレスリリース及び都道府県民会議等の関係団体への積極的な周知の結果、最初の測定年度である平成 30 年度の数値を上回る結果となりました。令和3年度には調査研究結果をより多くの方々に引用・利活用してもらうため、関係機関への情報提供に加え、協会 SNS による発信を行うこととしています。

また、調査研究結果を利活用した者から内容について評価を得る方策として、協会ホームページの調査研究結果の掲載ページにアンケート機能を令和元年度より導入しており、回答結果を今後の事業に生かしていきたいと考えています。

自己評価 北方領土問題等に関する調査研究 B

○ 北方領土問題等に関する調査研究について

令和2年度は北方領土関連資料に係る事業と北方領土教育に関する調査を行った。

「北方領土関連資料の調査、収集・整備、活用事業」は、今期中期目標及び中期計画を踏まえ、北方領土問題に関する貴重な資料の散逸や滅失を防ぎ、一元的に管理・活用することを目的として、3か年計画を立て、今年度は事業方針等を定める準備期間として事業を開始した。

計画の初年度にあたる令和2年度は、既存の北方領土関係機関や「先の大戦」に係る展示機関に対して調査を行い、令和3年度に実際の資料収集業務に取り掛かる際に必要な収集方法や諸規程等をまとめた「企画案」を作成した。貴重な資料を大切に取扱い、我が国固有の領土について歴史・文化を含めて発信することが北方領土問題に対する国民の関心と理解を深めることにつながるとの理念の下、令和3年度においては「企画案」を基に、実際の資料収集業務に着手していく。

「教育現場における北方領土教育に関する実態調査」では、北方領土教育の現場における授業内容や様々な取組、課題、要望などを把握することができた。若年層が北方領土を知ったきっかけが学校の授業であることから、北方領土返還要求運動への取組も含め、より一層授業に取り入れてもらうような働き掛けを展開していきたい。北方領土への訪問機会が限られている状況下において、現場から視覚的で分かりやすいリアルな情報が必要とされていることから、令和2年度啓発事業において作成した北方領土のVRコンテンツを教材として活用してもらえよう関係機関へ働き掛けを行いたい。

また、総合学習や全校集会などの授業以外においても北方領土問題をテーマとして、積極的に取り上げてもらえるように、学習教材の提供や都道府県民会議、教育者会議、教育委員会への情報提供等を促進し、北方領土教育の強化や北方領土返還要求運動の活性化を推進していきたい。

調査研究結果は、令和元年度の引用数が最初の測定年度である平成30年の数値を上回る結果となった。調査結果の引用・利活用の件数の測定に際しては、調査終了年度の翌年度を測定期間としており、令和2年度から引用数及び利活用数の比較検証が可能となった。平成30年度の調査結果に係る引用・利活用数の結果を踏まえ、令和元年度の調査結果についてはプレスリリース及び都道府県民会議等の関係機関へ積極的に周知を行うことにより、平成30年度の成果を上回ることができた。

今後、より多くの方々に有効に引用・利活用してもらえよう、関係機関への情報提供やSNSによる発信に取り組んでいく。また、ホームページのアンケート結果は今後の事業や掲載内容の検討などに生かしていきたい。

・調査研究結果の引用数及び利活用数

年度	平成30年度	令和元年度
引用数	0件	3件
利活用数	195件	408件

④ 元島民等の援護

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	293,496 千円	264,905 千円	2 人
令和元年度	289,714 千円	271,778 千円	2 人
令和 2 年度	294,507 千円	169,340 千円	3 人

元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、千島連盟が行う返還要求運動、元島民後継者（以下「後継者」という。）対策推進事業、戦前における北方四島の生活実態及び引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動、人道的見地から元島民及びその家族等による四島への最大限に簡素化された訪問（いわゆる自由訪問）に対しての支援並びに航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問等を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の書面若しくは規模縮小による開催又は中止を余儀なくされた事業もありました。

このような状況に鑑み、追加的な措置として人道的見地から実施された航空機による上空からの北方領土慰霊に対する支援を行いました。

ア 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援

(ア) 北方地域元居住者研修・交流会

ソ連の法的根拠のない占拠により北方領土からの引揚げを余儀なくされた元島民は、北方領土の一日も早い返還を願っています。この願いが全国的な返還要求運動の原点であり、元島民自身も返還要求運動の担い手として、重要な役割を果たしています。

例年、元島民の連携強化及び元島民としての自らの役割を再確認するための研修・交流会を実施していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加者が高齢であることも踏まえ、研修・交流会は中止となりました。

(イ) 署名活動に対する支援

千島連盟が行う北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編さん、管理業務に対する支援を行いました。

《支援内容》

- ・署名用紙の印刷

《令和 2 年度北方領土返還要求署名収集数》

○629,059 名

(署名活動例)

千島連盟及び各支部において、元島民及び後継者等が中心となり、各地域のイベント等に併せて実施された署名活動は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮しなければならないという状況下、総数 10,817 名分の署名を収集することができました。

【参 考】

昭和 40 年 8 月 15 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

《署名収集総数》 92,159,867 名

(ウ) 千島連盟及び各支部の行う返還運動への支援

広報紙「『返せわれらが故郷』一歯舞・色丹・国後・択捉一」(A4、8 頁、3,900 部)を年間 3 回発行し、連盟会員、行政機関、関係団体等へ配付する事業に対して支援を行いました。

また、北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟及び各支部(15 支部)が実施した一般市民等を対象とした啓発活動や研修会等の事業、計 29 事業が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により 20 事業の実施となり、これらに対して支援を行いました。

さらに、北方領土に対する望郷の思いや四島での貴重な体験等を広く語り伝える語り部事業は、全国 8 か所で開催を予定していましたが、新潟県での「語り部映像の上映会」を除き、新型コロナウイルス感染の影響により中止となりました。

(エ) 後継者の活動への支援

北方領土が法的根拠なく占拠されてから 70 年以上が経過し、終戦時に住んでいた約 17,000 人の元島民の半数以上の方々が望郷の念を抱きつつ亡くなっている中で、北方領土返還運動は今後の担い手となる後継者が重要な存在となっています。

北方領土返還運動の推進に向け、後継者の育成が必要であることに鑑み、後継者を対象とした 5 事業への支援を計画しました。新型コロナウイルス感染症の影響により 3 事業は中止を余儀なくされましたが、後継者活動委員会(2 回・書面開催)、北方領土問題地域学習会に対して支援を行い、元島民の後継者育成事業の支援に取り組みました。

(オ) 元島民の資料・証言等の整備保存

戦後 70 年以上が経過し、元島民の高齢化が進んでいくことを踏まえ、千島連盟においては、元島民のインタビューを編集可能素材としてデジタル化し整理を実施、併せて語り部事業における講演映像や各支部での活動映像などを収集し、オンラインストレージを利用した資料、画像、映像等の共有化を図ることで、貴重な資料の整備保存を実施したほか、北方地域の元居住者が保有している資料及び写真並びに北方領土関連資料を収集・整理し保存しました。協会として、これらの事業に対して支援を行いました。

イ 自由訪問に対する支援等

(ア) 自由訪問に対する支援

千島連盟を実施主体として、令和2年度においては、計7回の訪問を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止しました。

そのため、訪問できなかった対象地の現状をまとめた資料「ふるさとの姿」を作成し、訪問事業への参加予定者(398名)及び関係機関に配布し、令和3年度の自由訪問再開に向けた機運の醸成に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況については、不確定なところが多くありますが、感染予防対策を万全に行い、引き続き、訪問事業の再開に向けて着実に支援を実施していきます。

(イ) 航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問(いわゆる航空機による特別墓参)

平成28年12月、山口、東京で行われました安倍総理大臣とプーチン大統領との日露首脳会談において、元島民の方々が自由に墓参・故郷訪問したいとの切実な願いを叶えるため、人道上の理由に立脚して、あり得べき案を迅速に検討することで合意しました。

その後の外交交渉の結果、平成29年に初めての航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となりました。

令和2年度は、高齢化の進む元島民の身体的負担の軽減を更に図るため、訪問を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止しました。

自由訪問と同様に、感染予防対策を万全に行い、引き続き、訪問事業の再開に向けて、準備を進めていきます。

(ロ) 航空機による上空からの北方領土慰霊

新型コロナウイルス感染症の状況の中、元島民等の故郷を訪問したいとの思いに応えるため人道的見地から、北海道庁及び千島連盟の共催により、10月21日(水)及び25日(日)の2日間(延べ5回)に渡り、航空機による上空からの北方領土慰霊が実施されました。協会として本事業に参加する元島民の方に対して支援を行いました。

自己評価 元島民等の援護等 B

○ 元島民等の援護等について

① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援について

元島民等の相互連携を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を3回計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大及び参加者が高齢であることを踏まえ、中止せざるを得なかった。

また、署名活動や千島連盟及び各支部が実施した各種啓発活動等に対して支援を行ったほか、元島民の高齢化に鑑み、元島民の想いを今後の返還運動の中心とな

る後継者につなげるため、千島連盟が実施した「北方領土問題地域学習会」に対して支援を行った。元島民の返還への願いや返還運動の後継者育成を図ることは、今後の返還運動の推進に当たり重要な課題であり、引き続き、後継者育成につながる取組を支援していく。

上記事業は、元島民等の高齢化が進む現状において、新型コロナウイルス感染症予防対策として、オンラインによる事業の実施が難しい面もあるが、元島民等の方々の身体的負担を考慮しつつ効果的、効率的な事業の実施に向けた支援を行っていききたい。

元島民の資料・証言等の整備保存事業について、元島民のインタビューを編集可能素材としてデジタル化し保存する事業、語り部の講演映像や各支部での活動映像などのオンラインストレージを利用した資料等の共有化を図る事業及び北方地域の元居住者が保有している資料等の収集事業に対して支援を行った。貴重な資料の散逸を防ぐため、収集、整理、保存することは、北方領土が我が国固有の領土であることを証明する意味においても重要である。

当時の北方領土の暮らしぶりや様子を次世代に伝えていくことは北方領土返還に向けた機運醸成のための重要な要素の一つであり、引き続き、元島民の返還要求運動に関する取組の支援に取り組んでいく。

② 自由訪問に対する支援等

千島連盟を実施主体とした自由訪問に対して支援を行っており、令和2年度は、7回の訪問を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止を余儀なくされた。代替事業として、訪問できなかった対象地の現状を資料としてまとめ、訪問事業参加予定者398名及び関係機関に配布を行い、令和3年度の訪問事業再開に向けた機運の醸成を図った。令和3年度の事業再開に向け、新型コロナウイルス感染予防対策を万全に行い、引き続き、実施関係機関と緊密に連携を取りながら訪問事業の再開に向けて着実に支援を行っていく。

航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）については、平成28年12月、山口、東京で行われた安倍総理大臣とプーチン大統領との日露首脳会談の合意に基づき、平成29年度に初の航空機による特別墓参が日露間で合意され、協会が実施主体となり、元島民の高齢化に配慮し日帰りの日程で中標津空港から国後島及び択捉島への訪問を計画及び実施した。

令和2年度も、高齢化が進む元島民の身体的負担の軽減を更に図るため、航空機を利用した墓参を中心とした自由訪問を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、中止した。

このような状況の中、元島民の故郷を訪問したいとの思いに応えるため2日間（延べ5回）に渡り実施された航空機による上空からの北方領土慰霊に対して支援を行った。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況を注視しながら、元島民の身体的負担の軽減を図るための訪問手段である航空機墓参を実施することが出来るよう、令和3年度の事業再開に向けて感染予防対策を万全に行い、引き続き、訪問事業の再開に向けて着実に準備を進めていく。

⑤ 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

	予算額	決算額	人員
平成 30 年度	82,678 千円	60,455 千円	3 人
令和元年度	84,507 千円	49,068 千円	3 人
令和 2 年度	79,885 千円	42,900 千円	3 人

ア 相談件数の増加

令和 2 年度は、前中期目標期間最終年度の相談件数 464 件以上の受付を目標としています。この目標のため、借入資格承継制度や融資制度の一層の内容周知及び利用促進を図り、借入資格者等へダイレクトメールを送付したほか、修学資金の継続案内に利用者の年齢層に合わせた生活資金等の P R チラシを同封するなど新たなツールの活用も行いました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響から千島連盟の支部総会が中止又は書面開催となり、これらに合わせて実施予定であった融資説明会を実施できなかったことや借入需要の減少等により、相談件数は 365 件となりました。

○ダイレクトメールによる周知実績

No	実施時期	発送対象者	発送件数	告知・周知内容
1	R2. 8. 20	生前承継者になり得る二世	3,743	資格承継制度及び 融資制度の概要
2	R2. 11. 5	死後承継者になり得る二世	1,431	資格承継制度及び 融資制度の概要
3	R3. 1. 4	法対象者	4,963	融資制度及び資格承継制度 のご案内
4	R3. 2. 17	生前承継経過措置対象者	847	経過措置概要及び注意事項 並びに融資制度の概要
5	R3. 3. 11	改正新法死後承継対象者	112	改正死後承継制度概要 及び注意事項並びに融資制 度の概要
計 5 回			11,096	

○融資説明会及び融資相談会の実施

新型コロナウイルス感染症の影響から令和 2 年度に計画していた 10 回以上の千島連盟の各地区支部総会での融資説明会が全て中止となりました。その一方で協会が毎年根室市で実施している融資相談会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、これまで電話のみだった根室連絡所の融資相談室にパソコンと通信機器を新たに導入し、W E B 会議ツールを活用してオンラインで開催しました。開催日数につきましては、令和元年度よりも 1 日多い休日を含む 3 日間で実施し、相談件数は 5 件増加しました。

オンラインによる相談受付は、協会ホームページにも随時利用が可能であ

ることを掲示し相談会以降も継続して活用しており、新たな相談ツールとなっています。

《融資説明・相談会の実施内容》

No	開催年月日	開催場所	参加者	相談件数
1	R2. 4	羅臼支部（羅臼町）	中止	—
2	R2. 4	函館支部（函館市）	中止	—
3	R2. 4	別海支部（別海町）	中止	—
4	R2. 4	道北支部（旭川市）	中止	—
5	R2. 4	オホーツク支部（網走市）	中止	—
6	R2. 4	中標津支部（中標津町）	中止	—
7	R2. 4	道央支部（札幌市）	中止	—
8	R2. 4	根室支部（根室市）	中止	—
9	R2. 4	釧路支部（釧路市）	中止	—
10	R2. 5	富山支部（黒部市）	中止	—
11	R2. 5	十勝支部（帯広市）	中止	—
12	R3. 1. 24～26	根室連絡所（根室市・融資相談会） 【オンライン開催】	8 名	12 件
13	R3. 3	浜中支部（浜中町）	中止	—
計		1 地区 1 回	8 名	12 件

（昨年度 13 回 519 名 27 件）

○資格承継に係る相談の促進

協会融資制度の主たる利用者は生前及び死後承継者となっており、また一部の承継手続には期限が設けられていることから、承継制度の促進と内容の一層の周知を図るために、対象に応じたダイレクトメールを発送しました。（5 回、計 11,096 名）

令和 2 年度においては、103 名から承継に関する相談があり、そのうち 26 名が承継しました。

〔生前承継の実績〕

令和 2 年度 17 名

平成 8 年度～現在 1,788 名

- ・平成 31 年 4 月の法令改正により拡大された対象者への承継実績
11 名（うち 9 名は経過措置による承継者増加）

〔死後承継の実績〕

令和 2 年度 9 名

平成 20 年度～現在 196 名

イ 関係金融機関との連携強化

計画していた漁業協同組合担当者会議及び関係機関実務担当者会議の開

催は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としました。そのため、会議で資料配布や説明を予定していた項目は書面にまとめ、資料として郵送しました。また、オンラインによる融資相談会開催にあたっては、根室管内の8漁業協同組合に対してチラシによる開催周知の協力を依頼するなど連携の維持・強化に努めました。

ウ 利用者ニーズの把握等

各地での説明会や会議と同様に、計画していた千島連盟支部長・啓発推進員融資業務研修会の開催を中止としたため、利用者ニーズの収集は相談等受付時の電話による聞き取りを主体として行いました。

《相談会・研修会等での主なニーズ・要望》

- ・修学資金の一人当たり金額の拡大
- ・漁業関連機器の高額化に伴う一部資金使途の償還期限の延長
- ・住宅資金の利用限度額及び償還期限の一般金融機関並み拡大
- ・資格承継者の高齢化進行を踏まえての次世代への更なる資格承継

上記の利用者ニーズ及び社会情勢の変化などの情報収集を継続し、今後の融資メニューに必要な見直しの参考としていきます。

エ 融資事業の適切な維持・継続

融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財務内容の健全性維持のため、貸付残高に占めるリスク管理債権比率を平成30年度の都市銀行及び信託銀行等を除く全国預金取扱金融機関の平均比率である2.11%以下に抑制することを目標としています。令和2年度は担保物件の競売成立による13,673千円（うち元金11,560千円）の延滞債権の全額回収があった一方で目立った不良債権の発生がなかったため、比率の実績は1.80%になりました。

リスク管理債権の推移

(単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
破綻先債権額 (A)	31,143,634	28,635,145	26,434,175	23,634,534
内6か月以上延滞債権額	7,801,355	7,466,025	7,254,894	6,599,083
延滞債権額 (B)	42,034,792	50,467,005	47,110,739	34,872,233
3か月以上延滞債権額 (C)	0	0	0	0
貸出条件緩和債権額 (D)	0	0	0	0
リスク管理債権合計 (A)+(B)+(C)+(D)=(E)	73,178,426	79,102,150	73,544,914	58,506,767
総貸出残高 (F)	4,162,609,436	3,879,870,786	3,584,522,744	3,247,256,004
比率 (E)/(F)×100	1.76%	2.04%	2.05%	1.80%

各区分の定義

破綻先債権額	元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが無いものとして未収利息を計上しなかった貸付金及び同様の状況にある無利子貸付金（以下「未収利息不計上貸付金等」という）のうち、破産、個人再生等、法的形式的に破綻の事実が発生している貸付金残高
延滞債権額	未収利息不計上貸付金等であって、破綻先債権額及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸付金以外のものの残高
3か月以上延滞債権額	弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付金の残高で、破綻先債権額及び延滞債権額を除いたもの
貸出条件緩和債権額	債務者の経営再建、支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸付金の残高で、破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額を除いたもの

オ 法人資金の停止

法人資金については、平成20年度以降、取扱いを停止しています。

自己評価 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業 B

○北方地域旧漁業権者等に対する融資事業について

① 相談件数の増加

借入資格承継制度や融資制度の周知及び利用促進のため、ダイレクトメールの活用を主体に、オンライン相談会の開催や協会からの発送物に制度のPRチラシを同封する等の新たなツールを活用して相談件数の増加に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から計画していた融資説明会等中止せざるを得なかったことや借入需要の減少等により、相談件数は365件となった。

融資相談等の目標件数	464 件
令和2年度実績	365 件

・ダイレクトメール実施状況

法対象者及び生前承継者や死後承継者になり得る二世並びに平成31年4月の法令の改正により期限が設けられた手続に係る対象者に向けて、各対象者に応じた内容のダイレクトメールを、計5回、11,096名に対して発送し、コロナ禍での非接触による手段として有効活用した。

・融資説明・相談会の実施状況

毎年根室市で開催している融資相談会は、札幌事務所と根室連絡所をオンラインでつなぎ、WEB会議ツールを活用して実施した。開催は前年度から1日多い、休日を含む3日間の開催とし、前年よりも融資相談会での相談件数は増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、北方地域元居住者の団体である千島連盟の会合の機会に計画していた融資説明会が、会合の中止又は書面開催により全て中止せざるを得なかったため、説明会等での合計相談件数は減少となった。

融資説明・相談会の目標実施回数	10 回以上
令和2年度実績	1 回

② 関係金融機関との連携強化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、計画していた漁業協同組合担当者会議や関係機関実務担当者会議の開催は中止としたが、承継や融資に関する変更事項及び注意事項は書面で通知を行ったほか、オンラインによる融資相談会開催の際は、根室管内8漁業協同組合に開催告知チラシを作成して周知の協力依頼を行うなど、連携の維持・強化に努めた。

③ 利用者ニーズの把握等について

令和2年度は利用者ニーズや社会情勢の変化等を踏まえて、自然災害に加え新型コロナウイルスのような感染症の流行にも既存貸付の条件変更が的確に行えるような見直しや貸付対象物件の火災保険の保険金請求権への質権設定基準の見直し等を検討し、令和3年度から施行する内部規程の改正を

行った。

令和2年度の利用者ニーズの収集は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から各種相談受付時の電話による聞き取りが主体となったが、今後も法対象者や関係機関・団体との種々の接点や電子メールを活用し社会情勢の変化も確認しながら収集を行い、融資メニューの見直しの参考としていく。

④ 融資事業の適切な維持・継続

融資事業の適切な維持・継続のために、融資資格承継や融資利用における親身な事前相談及び的確な審査に努め、リスク管理債権については定期的な督促励行や関係金融機関との情報連携を図ることにより低減に努めた。

新型コロナウイルス感染症の影響による業績低下や北海道東部地域の漁業不振及び借入資格者の高齢化が進展しているなか、融資事業の根拠法令の趣旨も考慮しながら、債権保全に留意しつつ極力資格者の要望に沿った貸付を行えるよう審査を行っている。

適切な審査やリスク管理債権の発生防止と督促励行等の低減に努めた結果、競売成立による延滞債権の大口回収もあって、令和2年度末の総貸出残高に占めるリスク管理債権の割合は、目標とする都市銀行等を除く全国預金取扱機関の平成30年度末平均比率2.11%以下となる1.80%を達成した。

⑤ 法人資金の停止について

法人資金については、平成20年度以降、取扱いを停止している。

【令和2年度融資状況・参考】

年間貸付枠14億円に対し、以下のとおり約2億4,542万円を決定した。根室管内のサンマ及び秋サケの記録的漁業不振や新型コロナ対策に関する特別措置への借入乗換等により、計画比17.5%、前年比38.4%の実績となった。

(単位：百万円)

	資金名	貸付計画	貸付決定	差額	貸付金残高
事業資金	漁業資金	782	100	△682	410
	農林資金	15	0	△15	3
	商工資金	82	30	△52	275
	法人資金	—	—	—	2
	計	879	130	△749	689
生活資金	生活資金	127	6	△121	11
	修学資金	97	61	△36	725
	住宅資金	297	48	△249	1,819
	計	521	115	△406	2,558
合計		1,400	245	△1,155	3,247

(注) 生活資金の貸付金残高の計2,558百万円には、廃止した更生資金3百万円を含む。

四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

令和2年度 貸付計画・実行・回収・残高内訳表

(単位：千円) 千円未満四捨五入

令和3年3月31日現在

項 目		令 和 2 年 度									
		貸 付 計 画		貸 付 決 定		貸 付 実 行		回 収		貸 付 残 高	
		貸付限度額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	金 額
事業	資金別										
	漁業	60,000	39	342,000	15	47,050	17	62,050	37	145,355	390,993
	漁業経営	8,000	110	440,000	12	53,400	61	176,700	97	332,200	8,400
	農林	35,000	1	15,000	0	0	0	0	0	0	0
	商工	30,000	0	0	0	0	0	830	1	1,280	
事業	計		150	797,000	27	100,450	78	238,750	135	478,385	400,673
	漁業	60,000	0	0	0	0	0	0	0	688	10,344
	農林	35,000	0	0	0	0	0	744	1	2,514	
	商工	30,000	8	80,000	1	30,000	1	30,000	7	51,531	273,621
	計		8	80,000	1	30,000	1	30,000	7	52,963	286,479
資金	漁業	60,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林	35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	商工	30,000	2	2,400	0	0	0	0	0	0	0
	計		2	2,400	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		149	782,000	27	100,450	78	238,750	134	478,243	409,737
生活	漁業		1	15,000	0	0	0	0	0	744	2,514
	農林		10	82,400	1	30,000	1	30,000	8	52,361	274,901
	商工		160	879,400	28	130,450	79	268,750	142	531,347	687,152
	計		171	976,400	29	160,900	80	329,000	150	676,105	964,557
	合 計		171	976,400	29	160,900	80	329,000	150	676,105	964,557
生活	更生	1,200 特認	0	0	0	0	0	0	5	3,073	3,091
	生活	700	66	127,000	7	6,190	5	3,790	9	4,272	11,210
	修学	318 高校	174	96,600	102	60,780	102	60,780	89	66,734	725,050
	住宅(改良)	30,000	6	30,000	0	0	0	0	16	9,268	29,424
	住宅(改良)	30,000	15	85,000	0	0	1	12,320	2	14,291	136,703
生活	転貸		15	95,000	1	3,300	0	0	0	10,868	108,559
	委託貸	30,000	15	95,000	1	3,300	0	0	0	10,868	108,559
	直貸・転貸委託貸	30,000	4	87,000	2	44,700	4	102,200	12	143,807	1,543,856
	計		280	520,600	112	114,970	112	179,090	133	252,313	2,557,892
	合 計		280	520,600	112	114,970	112	179,090	133	252,313	2,557,892
法人資金	法人資金	-	-	-	-	-	-	-	0	1,446	2,211
	総 計		440	1,400,000	140	245,420	191	447,840	275	785,107	3,247,256

(注) 旧住宅改良資金及び旧住宅新築資金は平成23年4月に住宅資金として統合されたが、この表中は分けて記載している。

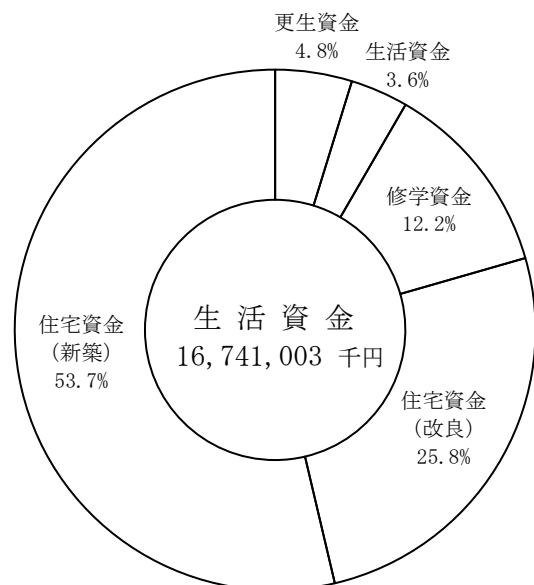
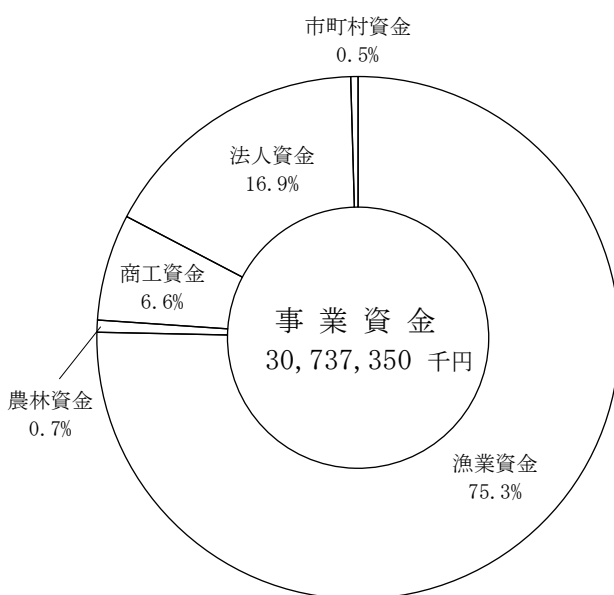
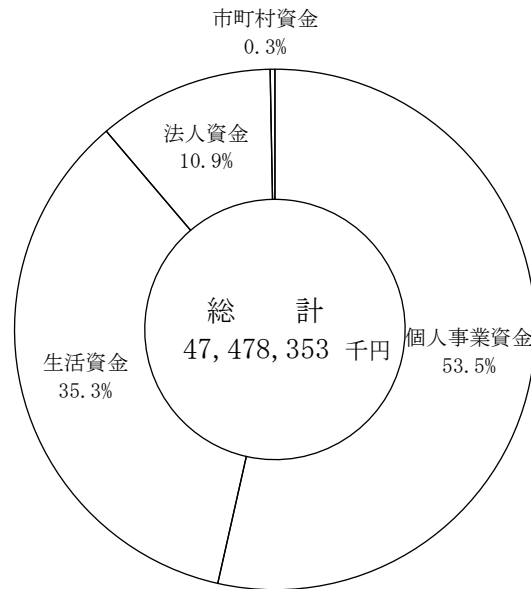
貸付決定・実行・回収・残高内訳表

項目		昭和37年～令和2年度累計										(単位：千円)		千円未満四捨五入	
		貸付決定額		貸付実績額		回収金額		貸付人数		残高					
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額				
事業資金	資金別														
	転	3,938	11,772,390	3,938	11,763,890	3,821	11,372,897	117	390,993						
	漁業経営	5,548	10,998,120	5,546	10,992,620	5,542	10,984,220	4	8,400						
	農林	176	199,155	176	199,155	176	199,155	0	0						
	商工	6	39,400	6	39,400	5	38,120	1	1,280						
	計	9,668	23,009,065	9,666	22,995,065	9,544	22,594,392	122	400,673						
	委託	102	385,047	102	385,047	101	374,703	1	10,344						
	農林	29	30,100	29	30,100	28	27,586	1	2,514						
	商工	787	1,988,583	787	1,988,333	756	1,714,712	31	273,621						
	計	918	2,403,730	918	2,403,480	885	2,117,001	33	286,479						
資金	直	0	0	0	0	0	0	0	0						
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0						
	農林	0	0	0	0	0	0	0	0						
	商工	0	0	0	0	0	0	0	0						
	計	0	0	0	0	0	0	0	0						
	合	9,588	23,155,557	9,586	23,141,557	9,464	22,731,820	122	409,737						
	漁業	205	229,255	205	229,255	204	226,741	1	2,514						
	農林	793	2,027,983	793	2,027,733	761	1,752,832	32	274,901						
	商工	10,586	25,412,795	10,584	25,398,545	10,429	24,711,393	155	687,152						
	計	1,478	797,608	1,477	797,488	1,465	794,397	12	3,091						
生活資金	直	1,465	600,775	1,460	597,775	1,435	586,565	25	11,210						
	生活	4,737	2,041,294	4,734	2,039,380	2,780	1,314,330	1,954	725,050						
	修学	2,306	2,853,941	2,304	2,848,941	2,277	2,819,517	27	29,424						
	住宅(改良)	282	847,120	281	837,120	256	700,417	25	136,703						
	住宅(改良)	212	613,101	211	609,801	189	501,242	22	108,559						
	委託貸	1,126	8,987,164	1,117	8,847,364	927	7,303,508	190	1,543,856						
	直貸・転貸委託貸(新築)	11,606	16,741,003	11,584	16,577,869	9,329	14,019,977	2,255	2,557,892						
	合	165	139,600	165	139,600	165	139,600	0	0						
	市町村資金	226	5,184,955	226	5,184,955	225	5,182,744	1	2,211						
	法人資金	22,583	47,478,353	22,559	47,300,969	20,148	44,053,713	2,411	3,247,256						
(注) 旧住宅改良資金及び旧住宅新築資金は平成23年4月に住宅資金として統合されたが、この表中は分けて記載している。															

資金別貸付決定比較表

令和3年3月31日現在

(昭和37年度 ～ 令和2年度)



※1 現在、市町村資金、更生資金は廃止、法人資金については取扱を停止している。

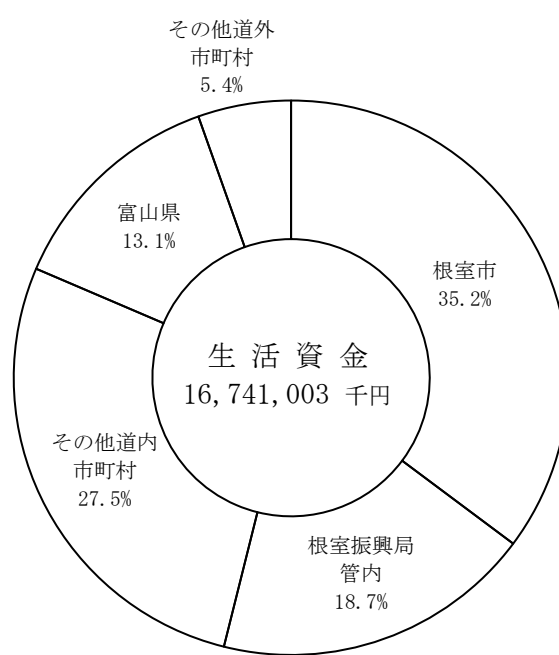
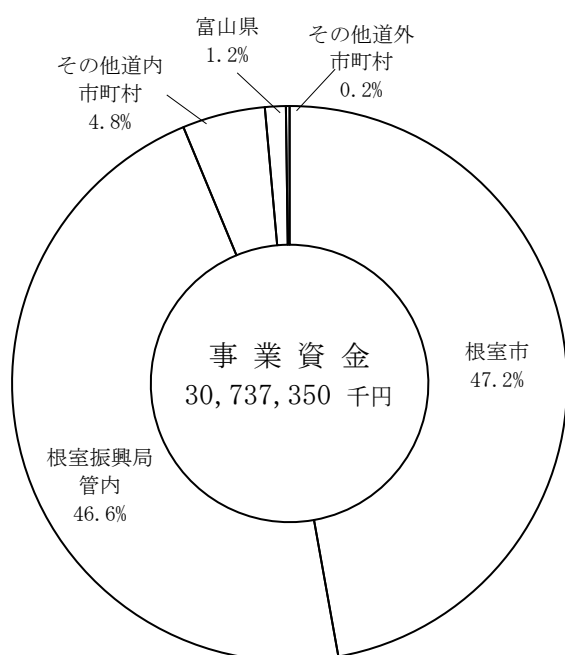
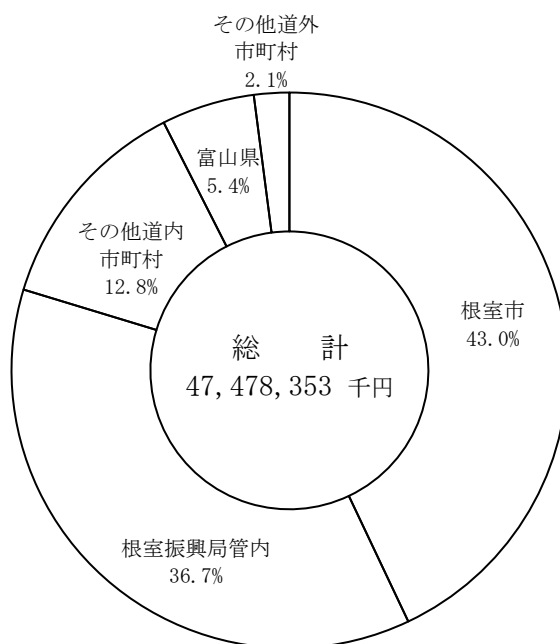
※2 旧住宅改良資金及び旧住宅新築資金は平成23年4月に住宅資金として統合されたが、この表中は分けて記載している。

※3 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

地区別貸付決定比較表

令和3年3月31日現在

(昭和37年度 ～ 令和2年度)



※1 事業資金には、市町村資金の貸付決定額139,600千円と法人資金の貸付決定額5,184,955千円が含まれている。

※2 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

【令和2年度 資金調達状況】

(1)短期借入金

借入先	借入金額(円)	借入期間	借入利率(%)
北洋銀行	20,000,000	R02.06.22 ～ R03.03.31	0.926
北洋銀行	60,000,000	R02.12.24 ～ R03.03.31	0.936
北海道銀行	20,000,000	R02.12.24 ～ R03.03.31	0.936
道信漁連	40,000,000	R02.12.24 ～ R03.03.31	0.936
大地みらい信金	60,000,000	R02.12.24 ～ R03.03.31	0.936
合 計	200,000,000		

(2)長期借入金

借入先	借入金額(円)	借入期間	借入利率(%)	備 考
道信漁連	62,100,000	R02.05.25 ～ R09.05.25	0.510	有担保
大地みらい信金	41,700,000	R02.05.25 ～ R09.05.25	0.510	有担保
北洋銀行	100,700,000	R02.06.25 ～ R09.06.25	0.502	有担保
大地みらい信金	21,400,000	R02.06.25 ～ R09.05.25	0.510	有担保
三菱UFJ銀行	25,400,000	R02.06.25 ～ R09.06.25	0.502	有担保
北洋銀行	42,000,000	R03.03.31 ～ R09.12.27	1.000	無担保
道信漁連	18,000,000	R03.03.31 ～ R09.11.25	1.000	無担保
大地みらい信金	30,000,000	R03.03.31 ～ R09.11.25	1.000	無担保
北海道銀行	10,000,000	R03.03.31 ～ R09.11.25	1.000	無担保
合 計	351,300,000			

(3)長期借入金の残高状況

借入先	期首残高(円)	当期借入(円)	当期返済(円)	期末残高(円)
北洋銀行	1,124,600,000	142,700,000	314,600,000	952,700,000
大地みらい信金	820,800,000	93,100,000	207,300,000	706,600,000
道信漁連	725,800,000	80,100,000	203,500,000	602,400,000
三菱UFJ銀行	205,900,000	25,400,000	58,300,000	173,000,000
北海道銀行	143,400,000	10,000,000	34,600,000	118,800,000
信金中金	101,700,000	0	55,700,000	46,000,000
合 計	3,122,200,000	351,300,000	874,000,000	2,599,500,000

6. 事業等のまとめりとごとの予算・決算の概況

(単位:千円)

区 分	一 般 業 務 勘 定										元島民等の保護									
	国民世論の啓発					四島交流					調査研究					予 算 額				
	予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考	
収 入																				
運営費交付金	590,747	590,747	0			322,507	322,507	0			19,186	19,186	0			313,632	313,632	0		
貸付事業費補助金	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
貸付金利息収入	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
参加費収入	0	0	0			624	0	624			0	0	0			0	0	0		
事業外収入	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
政府受託収入	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
雑益	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
計	590,747	590,747	0			323,131	322,507	624			19,186	19,186	0			313,632	313,632	0		
支出																				
北方対策事業費	522,939	245,836	277,103	注1		286,619	310,354	△ 23,735	注2		17,447	16,179	1,268			294,507	169,340	125,167	注1	
貸付業務関係経費	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
一般管理費	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
人件費	67,808	43,588	24,220	注8		36,512	31,038	5,474	注8		1,739	2,209	△ 470			19,125	20,000	△ 875		
受託業務費	0	0	0			0	0	0			0	0	0			0	0	0		
計	590,747	289,424	301,323			323,131	341,392	△ 18,261			19,186	18,389	797			313,632	189,339	124,293		
区 分	一 般 業 務 勘 定										貸付業務勘定									
	受託事業					一般業務勘定共通					貸付業務勘定					合 計				
	予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考		予算額	決算額	差 額	備考	
収 入																				
運営費交付金	0	0	0			87,057	87,057	0			0	0	0			1,333,129	1,333,129	0		
貸付事業費補助金	0	0	0			0	0	0			152,837	105,283	47,554	注5		152,837	105,283	47,554		
貸付金利息収入	0	0	0			0	0	0			28,336	27,223	1,113	注6		28,336	27,223	1,113		
参加費収入	0	0	0			0	0	0			0	0	0			624	624	0		
事業外収入	0	0	0			5	7	△ 2			100	63	37			105	69	36		
政府受託収入	70,775	0	70,775	注3		0	0	0			0	0	0			70,775	0	70,775		
雑益	0	13	△ 13			0	0	0			0	3	△ 3			0	16	△ 16		
計	70,775	13	70,762			87,062	87,064	△ 2			181,273	132,572	48,701			1,585,806	1,465,721	120,085	注9	
支出																				
北方対策事業費	0	0	0			0	0	0			0	0	0			1,121,512	741,709	379,803		
貸付業務関係経費	0	0	0			0	0	0			79,885	42,900	36,985	注7		79,885	42,900	36,985		
一般管理費	0	0	0			38,379	24,690	13,689	注4		13,577	13,386	191			51,956	38,077	13,879		
人件費	0	0	0			48,683	56,192	△ 7,509			87,811	79,673	8,138	注8		261,678	232,700	28,978	注8	
受託業務費	70,775	0	70,775	注3		0	0	0			0	0	0			70,775	0	70,775		
計	70,775	0	70,775			87,062	80,882	6,180			181,273	135,959	45,314			1,585,806	1,055,385	530,421	注10	

※合計額が一致しないのは、四捨五入の関係

注1:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業の縮小、中止等を余儀なくされたことによる経費の減少。

注3:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、委託事業が実施されなかったことによる。

注5:短期・長期借入金金の支払利息減少、貸倒引当金戻入益の計上等により収支差補助に不利益が生じた。

注7:短期・長期借入金金の支払利息減少。

注9:(損益計算書計上額との相違の概要)決算額の貸付事業費補助金には貸付事業費補助金(固定資産取得経費)及び賞与引当金見返の相殺金額が含まれている。

注10:(損益計算書計上額との相違の概要)北方対策事業費の中には資産計上した固定資産取得及び臨時損失に計上した固定資産の廃棄費用が含まれている。北方対策事業費及び貸付業務関係経費には損益計算書に計上されている財務費用、リース

資産に係る減価償却費及び資産計上した固定資産取得経費が含まれている。一般管理費には、資産計上した固定資産取得経費のうち、一般管理費として計上したものが含まれている。人件費の中には損益計算書の役員報酬、給与、賞与及び諸手当、

その他人件費、法定福利費が含まれるほか、賞与引当金見返の相殺金額が含まれている。

注2:新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経費の増加。

注4:入札差額等による経費の削減に伴う経費の縮減。

注6:貸付実績が計画を下回ったことによる減少。

注8:職員の入替わりによる減少。

注9:損益計算書計上額との相違の概要)決算額の貸付事業費補助金には貸付事業費補助金(固定資産取得経費)及び賞与引当金見返の相殺金額が含まれている。

注10:(損益計算書計上額との相違の概要)北方対策事業費の中には資産計上した固定資産取得及び臨時損失に計上した固定資産の廃棄費用が含まれている。北方対策事業費及び貸付業務関係経費には損益計算書に計上されている財務費用、リース

資産に係る減価償却費及び資産計上した固定資産取得経費が含まれている。一般管理費には、資産計上した固定資産取得経費のうち、一般管理費として計上したものが含まれている。人件費の中には損益計算書の役員報酬、給与、賞与及び諸手当、

その他人件費、法定福利費が含まれるほか、賞与引当金見返の相殺金額が含まれている。

7. その他

(1) 短期借入金の限度額

[一般業務勘定]

令和2年度は、短期借入を行いませんでした。

[貸付業務勘定]

中期計画に定められた短期借入金限度額は14億円であり、令和2年度資金計画においても9億6,000万円の借入を計画していましたが、実際の借入額は2億円となりました。

(2) 不要財産等の処分

該当なし

(3) 重要な財産の処分等

低利な資金調達を可能とするため、基金資産10億円を長期借入金に対する根担保として以下の金融機関に差し入れています。

北洋銀行	4億円
北海道信用漁業協同組合連合会	2億5,000万円
信金中央金庫	3,180万円
三菱UFJ銀行	1億円
大地みらい信用金庫	2億1,820万

(4) 剰余金の使途

該当なし

(5) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

① 施設及び設備に関する計画

該当なし

② 人事に関する計画

令和2年度末常勤職員数 22名

ア 適正に応じた人員配置

柔軟で流動的な組織を目指し、効果的及び効率的事業の推進のための業務体制等の検討を行った結果、平成17年4月から組織規程の改正を行い、課制を廃止（事務局総務課を除く。）し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めた上で、適切な人員配置を行うよう努めています。

イ 職員の能力向上のための研修の実施

組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから以下のとおり協会主催の研修の実施及び他機関が実施する研修への職員の積極的な派遣を通して、職員の能力向上を図りました。

令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で対面による研修が多数中止されました。中止された研修については研修資料を対象職員に送付し自習を促すことに加え、協会が主催する研修についてはオンラインで実施する等の工夫を行いました。

《令和２年度採用協会職員に対する新人研修１》

〔受講月日〕 令和２年４月１日（水）

〔受講場所〕 独立行政法人北方領土問題対策協会（東京都台東区）

〔対象職員〕 ３名

〔主 催〕 独立行政法人北方領土問題対策協会

〔研修内容〕 協会の事業等

〔効 果〕 協会に令和２年４月から勤めることになった職員に対して、協会の業務内容等について学ぶ機会を設けることにより、今後の業務で必要な知識等を身につけさせることができました。

《令和２年度情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会》

〔受講月日〕 令和２年８月２６日（水）

〔受講場所〕 さいたま新都心合同庁舎（さいたま市中央区）

〔派遣職員〕 １名

〔主 催〕 総務省関東管区行政評価局

〔研修内容〕 ・ 情報公開法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点
・ 行政機関等個人情報保護法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点
・ 公文書管理法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点
・ 非識別加工情報制度の概要と円滑な運営に向けた留意点

〔効 果〕 情報公開法、行政機関等個人情報保護法、公文書管理法、非識別加工情報制度についての基礎的な知識及び制度運営上の留意点について習得するとともに、その重要性について確認することができました。

《令和２年度公文書管理研修Ⅰ（独法等向け第２回）》

〔受講月日〕 令和２年９月２５日（金）

〔受講場所〕 大手町サンスカイルーム（東京都千代田区）

〔派遣職員〕 １名

- [主 催] 独立行政法人国立公文書館
- [研修内容] ・公文書管理の重要性
 ・公文書等の管理に関する法律
 ・公文書等の移管、廃棄（評価選別）等
- [効 果] 公文書管理に関する法令の基本事項並びに行政文書の移管及び廃棄の方法について必要な知識を習得するとともに、日々の法人文書管理業務の重要性を確認することができました。

《令和2年度情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会》

※新型コロナウイルス感染症の拡大により資料送付のみ

- [受講月日] 令和2年11月19日（木）（当初予定）
- [受講場所] 札幌第1合同庁舎（札幌市北区）（当初予定）
- [派遣職員] 1名（当初予定）
- [主 催] 総務省北海道管区行政評価局
- [研修内容] ・公文書管理法の概要
 ・情報公開法の概要
 ・行政機関等個人情報保護法の概要
 ・非識別加工情報制度の概要
- [効 果] 公文書管理法、情報公開法、行政機関等個人情報保護法、非識別加工情報制度の基礎的な知識を習得するとともに、その重要性について確認することができました。

《令和2年度政策評価に関する統一研修》

※オンライン研修

- [受講月日] 令和2年12月11日（金）
- [受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（札幌市中央区）
- [派遣職員] 1名
- [主 催] 総務省北海道管区行政評価局
- [研修内容] ・国の政策評価制度の基本と実践
 ・行政評価・政策評価の必要性
 ・行政プロセスにデータ分析を取り入れるために知っておきたい知識と事例
 ・地方公共団体におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）に関する取組
- [効 果] 政策評価に関する制度を学び、政策立案のプロセスの中でもデータに基づくエビデンスを主軸にしていくという方針について再確認し、政策評価業務に対する理解、認識を深めることができました。

《脱ハンコに係るセミナー》

※オンライン研修

- [受講月日] 令和2年12月15日（火）
[受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（札幌市中央区）
[派遣職員] 1名
[主催] 株式会社大塚商会
[研修内容] 紙とハンコから電子取引へどう移行していくか
[効果] 脱ハンコの概略、押印に代わる電子的な手続きを学ぶことにより、今後のテレワークの際の業務の参考にすることができました。

《令和2年度採用協会職員に対する新人研修2》

- [受講月日] 令和3年2月1日（月）
[受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（東京都台東区）
[対象職員] 1名
[主催] 独立行政法人北方領土問題対策協会
[研修内容] 協会の事業等
[効果] 当協会に令和3年2月から勤めることになった職員に対し、協会の業務内容等について学ぶ機会を設けることにより、今後の業務で必要な知識等を身につけさせることができました。

《法人文書管理研修》

※オンライン研修

- [受講月日] 令和3年3月25日（木）～3月31日（水）
[受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（東京都台東区）
[派遣職員] 22名
[主催] 独立行政法人北方領土問題対策協会
[研修内容] ・総括文書管理者の心構えと役割について
・文書管理者の心構えと役割について
・公文書管理の基礎的な留意点
[効果] 公文書管理の意義並びに公文書の作成及び整理等について必要な知識を習得することにより、適切な公文書管理の重要性を再認識することができました。

《情報セキュリティ研修1》

※オンライン研修

- [受講月日] 令和3年3月26日（金）～3月31日（水）
[受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（東京都台東区）
[派遣職員] 22名

- [主 催] 独立行政法人北方領土問題対策協会
- [研修内容] ・標的型メールへの対応について
・自己点検の実施
- [効 果] 職員への標的型メール訓練結果のフィードバックや、標的型メール一般の知識を学び、NISC 監査の指摘や統一基準の内容を反映した点検票による自己点検を実施することで、サイバー攻撃に対する備えの重要性を認識することができました。

《情報セキュリティ研修2》

- [受講月日] 令和3年3月29日（月）
- [受講場所] 独立行政法人北方領土問題対策協会（札幌市中央区）
- [派遣職員] 10名
- [主 催] 独立行政法人北方領土問題対策協会
- [研修内容] テレワーク時のサイバーセキュリティ対策
- [効 果] テレワークを行う際の注意点について再確認するとともに、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策の重要性を認識することができました。

- ③ 中期目標期間を超える債務負担
該当なし

- ④ 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策
公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティへの意識の向上を図るため、関係機関の実施する研修への職員派遣及び協会職員を対象として研修を実施しました。

公文書管理については、担当職員を国立公文書館主催の研修へ派遣し、公文書管理に必要な知識の習得及び更新を図るとともに、協会の全ての役職員を対象として公文書管理研修を実施し、日常の業務を通して作成する法人文書を適切に管理及び保存することを促しました。

個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策については、政府の基準に沿って協会の情報公開実施規程、個人情報管理規程及び情報セキュリティポリシーを運営しています。また、協会役職員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、情報セキュリティの重要性の再認識及び標的型メール等のサイバー攻撃への対処法の周知を行いました。

自己評価

○貸付業務勘定について B

貸付業務勘定においては、実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達をするために長期借入金（無担保扱い）をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。資金計画では、9億6,000万円の借入を予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった2億円を借り入れた。

これにより短期借入金利息の支払いを節減することができた。

○重要な財産の処分等に関する計画について B

設立時に国から交付された10億円の基金については、長期借入金取引のある民間金融機関において預入期間1年の定期預金で運用し、借入金の担保に供している。資金調達を安定的に行うこと等を念頭に様々な業態から選定しており、現在の預入先は、北洋銀行4億円、北海道信漁連2億5,000万円、信金中央金庫3,180万円、三菱UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫2億1,820万円としている。貸付金原資の確保のために毎年継続的に長期借入金を借り入れることが想定されるため、担保の提供方法は、根質権としている。令和2年度においては、担保差入金額までの長期借入金については、預入利率プラス0.5%で預入利率の違いにより0.502%から0.510%、それ以外の長期借入金については、長期プライムレートの1.000%という低利率で資金調達することができた。

○人事・労務管理について B

柔軟で流動的な組織を目指し、効果的及び効率的事業の推進のための業務体制等の検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い、課制を廃止（事務局総務課を除く。）し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めた上で人員配置を行うよう努めた。

組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び各職員の業務遂行能力の一層の向上を図るため、協会主体の研修の実施や他機関主催の各種研修へ職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で対面による研修が多数中止されたことから、中止された研修の資料を電子媒体での共有や協会が主催する研修についてはオンラインで実施する等の代替措置を行った。

今後も研修等を有効活用し、職員の能力及び業務効率化に積極的に取り組んでいく。

○公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策について B

公文書管理については、担当職員を国立公文書館主催の研修へ派遣し、公文書管理に必要な知識の習得及び更新を図るとともに、協会の全ての役職員を対象として公文書管理研修を実施し、日常の業務を通して作成する法人文書を適切に管理及び保存することを促した。

個人情報保護、情報公開及び情報セキュリティ対策については、政府の基準に沿って協会の各規程を運営しており、併せて協会内で情報セキュリティ研修を実施し、役職員へサイバー攻撃への対処法及び情報セキュリティの重要性等について周知を行った。